

対馬朝鮮通信使応接史料から見た幕藩制国家

2017年3月

北九州市立大学大学院社会システム研究科

博士（学術）学位請求論文

辛文姫

辛文姫「対馬藩朝鮮通信使応接史料から見た幕藩制国家」要旨

本研究は、江戸時代朝鮮から派遣された朝鮮通信使の中でも江戸まで行った最後の通信使である18世紀半ば宝暦期に派遣された通信使をめぐる対馬藩と朝鮮との迎聘交渉と対馬から江戸への通信使の応接過程での対馬藩と幕府、対馬藩と萩藩との情報伝達に関する一次史料を使って、幕藩制国家という政治システムの中での通信使の意義と通信使中止の原因を考察した。

第一章では通信使を護送中の対馬藩から幕府への注進と幕府からの返書を分析し、対馬藩から幕府への連絡は松平武元を中心とする老中をはじめとして京都、大坂の役人に及んでいることを明らかとした。一方、対馬藩から幕府への注進は、主に老中からの奉書の宛所であった藩主の名で出されていたが、幕府から対馬藩への指示は藩主のほか江戸家老であった古川大炊宛の書簡があったことは興味深い。いずれにしても対馬藩の宝暦期の通信使応接は18世紀半ばの幕政と幕藩関係を反映したものであったことが伺える。

第二章では萩藩の通信使史料を用いて通信使接待をめぐる藩と藩の応対を検討し、萩藩は、不必要な前例を残すことを恐れていると同時に、従来の経験に依存するあまり計画の緩みを生じていたという萩藩の限界が読み取れた。また、ともに外様藩である萩藩と福岡藩は互いの接待の負担を軽減しようとすると同時に、藩の負担を前提とした通信使接待の枠組み自体に両藩が疑問と反発を示していること、通信使接待という幕府の命令に対する忠誠心を越えた藩と藩の間の私的な共感と親近感が芽生えていたことが感じ取れるなど、通信使接待に対する従来の緊張感が無くなっていたとも言える。

第三章では宝暦13年(1763)の通信使の際の迎聘裁判と迎聘使の史料を比較しつつ宝暦期の通信使の迎聘交渉の経緯を明らかにした。すなわち宝暦期の通信使の来聘交渉は聘使(参判使)と迎聘裁判によって行われたが、交渉の直接の担当者は迎聘裁判であり、これに対して迎聘使の役割は①通信使の渡海の時期の交渉、②派遣に先立って東萊府で行われる茶礼時期の交渉であった。宝暦期の通信使では前回の延享期と同様に、幕府の宗室(将軍一門)・執政(幕閣)への礼単の数が問題となり、もっぱら迎聘裁判により交渉が21回も繰り返された。これに対して迎聘使がこの問題にかかわるのは交渉の終盤になってからであった。

第四章では宝暦13年(1763)の通信使との比較のために、延享4年(1747)の迎聘裁判と迎聘使の史料から応接交渉を明らかにした。ここでは朝鮮側は、先例を重視し、悪例を残したくないという基本姿勢をとり、対馬藩側は、先例に従うのは、文書や儀式のことで、執政の数は変化していると日本封建制と朝鮮の官僚制という政治構造の違いを理解させ、礼単の数に関する自分たちの要求を貫徹しようとしていることが分かる。また延享通信使の迎聘交渉は、最初から裁判小田と迎聘使大浦が密接に連携して行っていることがわかり、このことは宝暦通信使においては通信使という外交システムが行き詰って限界を迎

えていたというひとつの根拠といえるのではなからうか。さらに朝鮮側は通信使の三官が最終的な決定権を持っていたのに対して、日本側は幕府の決定を絶対として対馬藩独自の判断というものがなくなっている。

宝暦期の通信使の迎聘交渉で大きな問題となった宗室執政の問題の背景には、ひとつには宝暦・天明期の幕府の権力構造の変化があり、それは享保改革以来の法治支配の強化と官僚的な支配構造、すなわち6代将軍家宣・7代将軍家綱の側近政治から8代将軍吉宗の譜代門閥政治から10代将軍家治側近政治への過程、今ひとつには封建的主従制による官僚組織である幕藩制国家と中央集権的官僚制国家である朝鮮王朝との国家システムの違いからくる対立と考えられる。

当時の幕政は、第8代将軍吉宗による門閥政治の影響はまだあるものの、老中松平右近将監と若年寄松平忠恒が力をもっていた。しかし、幕府による贈り物の送り先数の度重なる変更の要求は、御三家を中心とした徳川家による一族支配から将軍とその側近による側近支配へという宝暦・天明期の幕政の権力構造の変化があらわれているが、中央集権的官僚制であった朝鮮はそれを理解できないものであった。

一方、なるべく信使の希望に応えることがいい接待だという積極的姿勢をとっていた宝暦期の通信使の迎聘交渉から見える対馬藩の態度は、もはや17世紀以来の朝鮮貿易の維持のための独自の立場ではなく、幕府に依存を強める姿勢が明らかとなってくる。迎聘交渉において、朝鮮側は通信使の三官が最終的な決定権を持っていたのに対して、日本側は幕府の決定を絶対として対馬藩独自の判断というものがなくなっていることは、18世紀に入って対朝貿易の衰退による深刻な財政難を経っていた対馬藩が通信使応接を理由として宝暦期に莫大な拝借金を幕府から借りたことと関連があり、日朝外交が通信使迎聘という役を務めることに対する藩独自の貿易という知行の安堵から外交の役を務めることに対する拝借金という知行の安堵へと変質したことは、宝暦通信使においては通信使という外交システムが行き詰って限界を迎えていたというひとつの根拠といえるのではなからうか

以上のごとく、宝暦通信使が派遣された18世紀の幕府を巡る周辺の状況は大きな転換期を迎えていたと言える。

このような幕藩制システムの変化の中で行われた宝暦13年(1763)朝鮮通信使派遣は様々なトラブルを起こし、文化10年(1811)には、江戸ではなく対馬での「易地聘礼」という形で行われ、中断される。その原因として従来の研究史では当時の国際状況、財政難や両国の対抗意識が中断の理由として取り上げられてきたが、本研究で検討したように、幕藩制(封建的)官僚制と中央集権的官僚制という両国の政治システムの違いも大きな意味を持っていること考慮しなければならないであろう。

The Study on the Shogunate State from the Documents of Tsushima-Clan on the Korean Correspondent Envoy

Sin Moonhee

This study examines original documents of the negotiation between Tsushima-Clan and Korean government, of the information between Tsushima-Clan and Tokugawa Shogunate and of the cooperation between Tsushima-Clan and Hagi (Mōri)-Clan of Korean correspondent envoy in the 13th year of *Hōreki*, in 1763, which reached to Edo for the last time. It discusses the meaning of the Korean correspondent envoy and the reason of their suspension from the viewpoint of the political system of the Shogunate State of those days.

In the first chapter, it examines the reports from Tsushima-Clan, who escorted the Korean correspondent envoy to Edo, to the Tokugawa Shogunate. It demonstrates an interesting fact that Tsushima-Clan reported not only to Matsudaira Takemoto and other senior councilors in Edo but also government officials in Kyoto and Ōsaka. On the other hand, the order of the Shogunate was given to the lord of Tsushima and the chief retainer of Tsushima-Clan in Edo. It reflects the administration of Shogunate and the relation between Shogunate and Tsushima-Clan in the middle of the eighteenth century.

In the Second Chapter, it argues the reception of Daimyōs for the Korean Correspondent Envoy in the 13th year of *Hōreki*, in 1763, by the documents of Hagi (Mōri)-Clan to conclude that they were afraid to make unexpected precedent and they became conceited from their abundant records of experience. And Hagi (Mōri)-Clan and Fukuoka-Clan were tried to reduce mutual burdens during the reception for Korean correspondent envoy with their doubt and opposition against the framework of reception which were supposed the burdens of Daimyōs. And, beyond the royalties for Tokugawa Shogunate, sympathy arouse among Daimyōs who were engaged in the reception under the administration of Shogunate in place of disappear of circumspection for the reception of Korean correspondent envoy.

In the Third Chapter, it compares the document of *Geihei-Saiban* (Administrator of Reception) with the document of *Geihei-shi* (Ambassador of Reception) to describe the detail of the negotiation for Korean correspondent envoy in the 13th year of *Hōreki*, in 1763. That is, the negotiation for the correspondent envoy was advanced by *Geihei-Saiban* (Administrator of Reception) and *Geihei-shi* (Ambassador of Reception). And, in the process, the direct representative of the negotiation was *Geihei-Saiban*

(Administrator of Reception) while the role of *Geihei-shi* (Ambassador of Reception) was the negotiation of time, at the first, for the crossing the sea of the correspondent envoy and, secondly, for the *Cha-Rei* (Tea Ceremony) which was operated at *Tourai-fu* (Foreign Office at *Dongnea*) prior their departure for Japan. And it also describes that, at the correspondent envoy in the 13th year of *Hōreki*, in 1763, as well as in the proceeded time of the 4th year of *Enkyō*, the number of *Sōshitsu* (close relatives of Shōgun) and *Shissei* (senior councilors) became a pending problem and the negotiation was repeated for twenty-one times by mainly by *Geihei-Saiban* (Administrator of Reception) while *Geihei-shi* (Ambassador of Reception) took part in the negotiation at the final stage.

In the Forth Chapter, it describes the negotiation for the correspondent envoy in the 4th year of *Enkyō*, in 1747, for compare with the case of the 13th year of *Hōreki*, in 1763, by the documents of *Geihei-Saiban* (Administrator of Reception) and *Geihei-shi* (Ambassador of Reception). That is, the government officials of *Tourai-fu* (Foreign Office at *Dongnea*) intended to keep their precedent to avoid to make undesirable precedent while the officials responsible of Tsuahima-Clan would restrict the precedent to the phase of documents and ceremonies and they asserted that the number of senior councilors had to be changed in the feudal system of the Shogunate state different from the bureaucracy of the dynasty of Korea to achieve their demand on the presents from Korea to the Shogunate. Moreover, in the negotiation in 1747, *Geihei-Saiban* (Administrator of Reception) was closely cooperated with *Geihei-shi* (Ambassador of Reception) from the beginning. It shows an evidence that the diplomatic system of Korean correspondent envoy reached a dead end at in 1763. Also in 1763, independent judgment of Tsushima-Clan was disappeared as opposed to absolutely depend on the determine of the Shogunate while the ambassadors were seemed to had final right of decide on Korean side.

目次

序論

第1節 研究史

- (1) 18世紀朝鮮通信使・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁。
- (2) 宝暦期の幕藩制国家・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2頁。
- (3) 朝鮮通信使の応接に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁。
- (4) 朝鮮通信使と朝鮮貿易・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁。
- (5) 倭館と東萊府についての研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4頁。

第2節 史料

- (1) 通信使関連史料・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～5頁。

第1章 宝暦期の幕藩関係と朝鮮通信使

- 第1節 対馬藩の役割からみた幕藩関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁～19頁。
- まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・19頁～20頁。

第2章 宝暦13年（1763）の萩藩による通信使の接待について

- 第1節 萩藩の通信使接待の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・22頁～24頁。
- 第2節 萩藩と対馬藩との交渉に見られる応接の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・24頁～25頁。
- 第3節 萩藩と福岡藩との交渉に見られる藩の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・25頁～28頁。
- 第4節 通信使接待における幕藩領主関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・28頁～29頁。
- まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・29頁～30頁。

第3章 宝暦通信使の迎聘交渉

- 第1節 迎聘交渉の役人としての「差倭」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・32頁～37頁。
 - (1) 迎聘裁判の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・33頁～34頁。
 - (2) 3月13日の口上から見る迎聘使・・・・・・・・・・・・・・・・・・34頁～37頁。
- 第2節 迎聘裁判平田の迎聘交渉と迎聘使との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・37頁～50頁。
- 第3節 7月2日の対馬からの五か条の奉書・・・・・・・・・・・・・・・・・・50頁～53頁。
- 第4節 交渉方法の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・53頁～65頁。
- まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・65頁～66頁。

第4章 宝暦通信使の前提—延享通信使の迎聘交渉

- 第1節 宝暦通信使の迎聘交渉との違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・68頁～72頁。
- 第2節 延享通信使・・・・・・・・・・・・・・・・・・72頁～78頁。

第3節 延享通信使における礼単問題の決着・・・・・・・・・・・・・・ 78頁～82頁。
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83頁。

総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85頁～88頁。

付表3-1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87頁～93頁。

付表4-1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93頁～96頁。

付表4-2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96頁～98頁。

序論

第1節 研究史

(1) 18世紀の朝鮮通信使

近世の通信使の性格と認識に関する論考は、姜在彦氏の『朝鮮通信使』、仲尾宏氏の『朝鮮通信使』、同『朝鮮通信使と任辰倭乱』、荒野泰典氏の『江戸幕府と東アジア』、三宅英利氏の『近世アジアの日本と朝鮮半島』、同「近世李朝通信使の九州観察」、同『近世日朝関係史研究』、倉地克直氏の『近世日本人は朝鮮をどう見ていたか』、鄭章植氏の『通行録で見る朝鮮通信使の日本観』、鄭応洙氏の「『江関筆談』を読む—新井白石の朝鮮勸を中心として」、谷浩一氏の「朝鮮通信使47年間の空間の空白と易地聘礼に関する思想史考察—江戸時代の思想史の一断面」などがある。

通信使の性格について姜在彦氏は、朝鮮王朝と日本国大君との対等な礼による「通信」と指摘しているのに対し⁽¹⁾、仲尾宏氏は、通信使の来聘は、徳川政権の対外・対内安定を誇示するために実行されたと指摘している⁽²⁾。また、荒野泰典氏は、日本と朝鮮の関係は、「交隣」関係という前提がある一方で、朝鮮通信使を「お礼」の使者とするものだったと指摘するなど、従来の通信使研究は通信使の位置を「対等」という観点と「入貢」と見る観点に分かれている⁽³⁾。

朝鮮後期の通信使派遣については、三宅英利氏は、幕府も諸藩も財政事情の中で、凶作、庶民の貧困化、宿駅の衰えなどで、幕府も諸藩も財力を傾けて信使を迎えるのが混乱になったとされている⁽⁴⁾。

日本側だけではなく朝鮮側にも変化が見られたという研究として三宅英利氏は、「趙曦は、君でもなく臣でもない將軍と朝鮮王との抗礼はなすべきでなく、むしろ天皇と対等礼を交換すべきであり、この様式による聘礼は、朝鮮国の屈辱であると述べている。対朝優越観や、將軍の尊大性を必要以上に誇張すると思われるこの謁見様式は、儒教の名分論と、対日平等観を交渉の基本に置く朝鮮王朝上級官人としては、まったく受容しがたい儀礼様式であったと思われる。(中略) 聘礼儀式の形式化、簡素化は、朝鮮に対する幕府の認識が、徳川政権初期と異なり、次第に希薄化し、ことさら親密の必要性を欲しなくなった実態を示しているものである」と、日本側と同様に朝鮮側も通信使派遣に疑問を抱いていることを指摘している。⁽⁵⁾

(2) 宝暦期の幕藩制国家

宝暦通信使派遣頃の幕藩関係に関して深谷克己氏は、「この時期の近世をみると、諸藩のほうは財政難のなかで生き延びるために自立性の強い経済圏を実現しようとしたが(中略)

幕府が中央の国家公権としての政策を積極的に進めようとしたことの方にむしろ大きな比重が認められる。政治にせよ経済にせよ、幕府は、中央へ諸藩が依存する構造に作り替える努力を重ねた。幕府は諸藩に対し、分難・自立の勢いを金融・流通政策で抑え、また時には藩の財政悪化を直接に救うなどで、幕藩制国家としての一体性を強めようとした」とされている⁽⁶⁾。

また、大石慎三郎氏は、「大名領国政成立以来急成長を続けた我国の封建制下生産力は、やがてその成長を止め、享保期には完全に停滞期に入るのである（中略）将軍吉宗の改革政治はこのような社会的変化にどう対応するかという観点をもったものであるが、（中略）それが未完成のうちに退陣に追い込まれたわけである。宝暦・明和期の政治はこの残された問題に対応したものであり、予算制度の策定はその解答である。宝暦・天明期は江戸時代でももっとも、意欲的な対応策がうちだされた時代であるが（中略）幕藩制社会の一つの転換期であるということができよう。と指摘している⁽⁷⁾。

（3）朝鮮通信使の応接に関する研究

通信使応接（接待）に関して韓承希氏は、享保4年（1719）通信使接待における幕府と諸大名との負担関係について、幕府は来日した朝鮮通信使の接待に、諸大名と領内農民を動員させ、「軍役」奉仕の一環としてその役儀を果たされたとされている⁽⁸⁾。

吉田智史氏は、「初期の通信使接待において各藩は幕府に直接指示を仰いだが、次第に藩同士で接待に関する情報を交換するようになった。（中略）中期以降、通信使接待に対する諸藩のあり方が全般的に変化したといえるのではないか。すなわち、幕府の指示に諸藩が従うという上意下達の構造として一面的に捉えるのではなく、藩相互の関係も含めた、多面的な構造の中で各藩の接待を捉える必要があるのではないかと考える。（中略）従って、中期以降の通信使接待における各藩の動向は、幕府の指示や対馬藩の指導によって規定されたという一面的（片務的）なものではなく、先例の蓄積と諸藩の連携をふくめた多面的（双務的）な関係の中で規定されたといえる。一方で、この変化は幕藩関係や諸藩の政治・財政状況の推移と無関係ではないように思われる。宝暦期は、藩が自立性を強め、それに対して幕府が支配や権力を再強化した時期といわれているが、これまで検討した通信使接待における諸藩の対応にも自立化の傾向がみられる。」⁽⁹⁾と、吉田氏は幕府の権威低下によって、通信使接待がこれまでと違った形で行われた可能性を指摘している。

対馬藩に対して韓承希氏は、対馬藩は通信使の来日にかかわる外交的な諸交渉をはじめ、日朝関係全般にあたる役をつとめて、対朝鮮交流より生じる利益は対馬藩存続の経済的基盤となり、幕府から宛行われる知行同然とみなされたと指摘し、諸藩は、対馬藩主・宗氏の指示下で諸準備に着手するなど、通信使接待における対馬藩の役割は重要だったと指摘している⁽¹⁰⁾。

(4) 朝鮮通信使と朝鮮貿易

三宅英利氏は、対馬の対朝鮮貿易の顔になったのは生糸と人参であり、特に人参に関しては、幕府も人参の輸入が単に対馬の財政を豊かにするのみではなく、国内にも需要が多いと考えて「人参購入の不振」を理由とする対馬に対し、享保19（1734）に一万両、宝暦4（1754）に一万五千両の借り入れを許していたとされている。⁽¹¹⁾

田代和生氏は、享保年代、幕府は人参の栽培に成功し、その生産量の増大が対馬の「人参貿易」の意義を低下させたにも関わらず対馬に対する拝借金を交付し続けた理由を幕府の対朝鮮外交に占める対馬の位置、その重要性にあるとされている。⁽¹²⁾

対馬藩は、朝鮮との外交や貿易を独占している藩として知られているが、通信使の派遣にも全権を付与され、大きな役割を果たしたとされており、田代和生氏は対馬藩の存在について、「近世の日本と朝鮮との間に成立している「外交」には、実は対馬藩の存在によって、二重の構成になっていたのではないかという仮説を立ててみた。まず、国家レベルでの外交は、明らかに日本国政府を代表とする幕府と、朝鮮国政府を代表とする李王朝との間で、対等な形で行われていたことは疑う余地がない。しかしその裏側に目をやると、対馬藩では朝鮮に対して、中世に行っていたと同じような、朝貢に近い儀式を行っていたことが指摘される。（中略）そのため朝鮮側にも、この関係からみて、対馬藩を朝貢国になぞらえる意識が底辺にあり、これがあることによって、はじめて両国の国家間レベルの外交が、表面的にとどこおりなく運ばれることが可能であったと考えられる。」と、対馬藩が幕府と朝鮮との外交に与えた功績を指摘している。⁽¹³⁾

さらに、田代氏は「貿易」に危機がくれば、朝鮮「外交」を持ち出して幕府に詠え、一方朝鮮に対しては、幕府から折衝の全権を与えられた藩としての態度を全面に押し出し、交渉ごとを有利に導こうとした姿は、両国の間にあって、独自の地位を獲得した、対馬藩の強い一面をのぞかせるものがある。」とされ⁽¹⁴⁾、「しかし一方において、こうした幕府からの援助、ないしその返済遅滞は、日朝貿易ないし対馬藩財政の低調を示すものでもあった。（中略）先の下賜金・拝借金の交付理由が、人参の輸入資金から藩財政そのものの援助に変わったのも、そのようなところに事情があると解される。（中略）それに代るべき援助を与え、対外的な対面を保たせることが、何よりも重要なことであったからである。」⁽¹⁵⁾とされている。

一方、森晋一郎氏は、「当然藩財政の逼迫の度合いも激しく、宝暦4年から11年までの8年間に、私貿易利潤減退に伴う「勝手向難渋」を理由に合計6万5000両もの拝借・拝領を受けている。（中略）以上みてきたように、日朝両国の産業構造の変化・物価の上昇、あるいはそれに伴う両国政府の政策の転換によって、私貿易が従来 of 輸出入品で経営を行うことが最早不可能になっていることを物語っている。⁽¹⁶⁾」とされている。

(5) 倭館と東萊府についての研究

倭館に関する論文には、田代和生氏の『新・倭館』、倭館の組織に関する金義煥氏の「釜山倭館の職官とその機能について」、倭館での接待に関する崔相振氏の「近世倭館における『接待』にみる日朝関係」、宗氏の記録についての長正総氏の「日鮮関係における記録の時代」などがある。また、礼単に関する論文は池内敏以外「外交と経済：朝鮮後期通信使外交と経済システム：通信使礼単を通じて見た朝鮮外交の特徴とその変化」がある。問尉行に関する論文には、洪性徳氏の「朝鮮後期間尉行について」、尹裕淑氏の「朝鮮後期間尉行に関する再考－1635年施行及び幕府の財政援助を中心として」、池内敏氏の「訳官使考」がある。

これらの研究の中で、洪性徳氏は、朝鮮王朝後期の対日使節は、江戸幕府に派遣された通信使と、対馬藩に派遣された問尉行があったと指摘し、朝鮮王朝後期の対外政策を理解し、日朝関係を明確に理解するためには、通信使だけではなく、問尉行（日本では訳官使と呼ぶ）に対する研究も並行して行われなければならないとされている。特に、文化6年（1807）通信使の断絶によって両国の外交関係が絶えたにも関わらず文化14年（1815）から安政6年（1859）まで5回にわたって問尉行は継続されたということは大事な事案であると指摘している⁽¹⁷⁾。

尹裕淑氏は、問尉行は通信使に比べて、派遣回数が圧倒的に多く、藩主の還島を尉問する任務以外に当時両国通交の多様な事案を交渉するなど、実務的な任務を行われたと指摘し、対馬藩が通信使だけではなく問尉行の接待費用まで幕府への財政援助要請を拡大した背景には、一八世紀中期以降の対朝鮮貿易利益の減少による財政悪化が指摘できると言われている⁽¹⁸⁾。

それに対して池内敏氏は、訳官使（問尉行）接待と藩財政とは切り離して理解すべきであり、あくまで政治的行為として理解すべきだと指摘している。訳官使の性格は、「私的な」使節ではなく、江戸幕府の朝鮮外交機構としての対馬藩が招請し接待した「公的な」外交使節であり、使節は対馬藩府中止まりであったが、朝鮮外交文書や異国情報は時をおかずに幕閣のもとへ送られたので、幕府は対馬藩に対して財政援助を惜しまなかったと指摘している⁽¹⁹⁾。

こうしたことから本研究では、江戸幕府の転換期と呼ばれる18世紀半ばの宝暦期に派遣され江戸まで参府した最後の通信使の応接過程における幕府と対馬藩との連携、藩と藩との連携、さらには対馬藩と朝鮮との迎聘交渉を中心として、18世紀半ばの幕府の権力構造、幕藩関係の変化における幕府と対馬藩との関係の特異性（幕府の権威の低下に反比例する依存度の増大）などから近世幕藩制国家のアジア的特異性（幕藩封建官僚制の中国・朝鮮に見られる科挙に基づく中央集権的官僚制との異質性）と幕藩制国家における通信使の意義を考察したい。

第2節 史料

(1) 通信使迎聘・応接関連史料

(A) 『宗家文書』

近世日朝外交を担当した対馬藩主宗家に伝わった文書である。

『宗家文書』の作成、保管場所は①対馬藩庁、②倭館、③江戸藩邸の三か所であった。まず①の文書類は領内治世に関するものが大部分を示しており、②は対朝鮮外交や貿易関記録が多い。③は対馬府や通信使関連の記録が多く占めている。

現在、『宗家文書』は、様々な経路をたどって①は長崎県立対馬歴史民俗資料館、九州国立博物館、韓国国史編纂委員会、②は国立国会図書館、③は東京大学史料編纂所、慶應義塾大学図書館、東京国立博物館の国内外7か所に分轄保管されており、今回この論文で使った史料を含む「宝暦信使記録」48冊133点は慶應義塾三田メディアセンターに保管されている。また宗家文庫所蔵の朝鮮通信使関係史料は天和から文化まで675点あるが、通信使の迎聘交渉にあたった対馬藩の役人についての史料は正徳、延享、宝暦の3回しか残っておらず、正徳期については「朝鮮江御使者樋口佐左衛門被差越覚書」の一点のみである。これに対して延享期は修聘使、迎聘使、信使迎裁判の覚書があり、宝暦期については迎聘使、信使迎裁判の覚書がある。このため宝暦期の迎聘交渉との比較が可能であるのは延享期のみである。

(B) 毛利家文書

山口県文書館所蔵の毛利家文庫の「四二 御勤事」をはじめとして、徳山毛利家文庫の「朝鮮人来聘記」、県庁伝来旧藩記録の「朝鮮信使御記録」などの編纂物までの応接史料が伝来する。このうち宝暦期の通信使に関しては、編纂物以外に本論文で使用する「公儀人記録」上、中、下（毛利家四二 87-9）が伝来する。同史料は、宝暦13年（1763）10代将軍徳川家治の将軍職襲の祝賀を目的に派遣された通信使についての史料であり、宝暦12年（1762）3月14日の江戸幕府からの応接の命令から宝暦14年（1764）9月2日、萩藩の朝鮮通信使御用を担当する外交役の公儀人であった吉田半兵衛が最後の報告を萩城で行うまでの経過を詳細にまとめた記録である。この記録は、赤間関に派遣された吉田半兵衛が通信使の接待をめぐって、対馬藩の役人平田隼之助と福岡藩の役人辛島次太夫と交渉した内容などが詳細に記されている。萩藩は、福岡藩の行動を観察し、報告していたため、記録の中には福岡関連の記録も見える。

註

- (1) 姜在彦『朝鮮通信使がみた日本』、明石書店、2002年、12頁。
- (2) 仲尾宏『朝鮮通信使と任振倭乱』、明石書店、2000年、313頁。
- (3) 荒野泰典『江戸幕府と東アジア』、吉川弘文館、2003年、162・163頁。

- (4) 三宅英利「近世李朝通信使の九州観察」(大学文学府部紀要 B 系例第 1 卷第 1 号)、北九州大学文学部、1698 年、
- (5) 三宅英利『近世アジアの日本と朝鮮半島』、毎日新聞社、1993 年、108 頁。
- (6) 深谷克己「一八世紀後半の日本」『岩波講座日本通史第 14 卷(近世 4)』岩波書店、1995 年、36 頁
- (7) 大石慎三郎「宝暦・天明期の幕政」『岩波講座日本歴史 11 近世 3』岩波書店、1976 年、171 頁。
- (8) 韓承熙「享保 4 年度朝鮮通信使と諸藩の接待」(『政治経済史学』、450 号)、2004 年、47 頁。
- (9) 吉田智史「朝鮮通信使接待を巡る西国諸藩の動向—萩藩大阪留守居を中心として—」『七隈史学』第 4 号、2003 年、39・40. 49 頁。
- (10) 註(8) 前掲書、50 頁。
- (11) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版、1986 年、545 頁。
- (12) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981 年、397 頁。
- (13) 註(12) 前掲書、5 頁。
- (14) 註(12) 前掲書、6 頁。
- (15) 註(12) 前掲書、397 頁。
- (16) 森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開—安永年間の私貿易を中心として」(『史学』第 66 号)、1986 年、
- (17) 洪性徳(「朝鮮後期間尉行について」『韓国史報』59 号)、一志、1990 年、156 頁。
- (18) 尹裕淑(「朝鮮後期間尉行に関する再考—1635 年施行及び幕府の財政援助を中心として」49 号)、韓日関係史学会、2015 年、5 頁。
- (19) 池内敏「訳官使考」(名古屋大学文学部研究論集 史学 62 号)、名古屋大学文学部、2016 年、145 頁。

第1章 宝暦期の幕藩関係と朝鮮通信使

第1節 対馬藩の役割からみた幕藩関係

本章では宝暦13年(1763)の朝鮮通信使の応接史料である対馬藩の「宝暦信使記録」を取り上げ、朝鮮通信使応接における幕藩関係を考察することとしたい。

これまで宝暦期の朝鮮通信使については朝鮮側の国家財政の逼迫による將軍・老中への礼單の調達の困難はじめとする両国の財政的逼迫や接待にあたった諸藩の自立への動きが指摘されている⁽¹⁾。しかしながら序論において指摘したように、宝暦・天明期の幕藩制国家は吉宗政権以降の幕政の権力構造の変化という点において転換期であったと考えられることから⁽²⁾、本章ではこの点についても見ていきたい。さらに宝暦期の幕府と対馬藩との関係を考える上では18世紀の朝鮮貿易の不振にもなう幕府よりの拝借金の存在が田代和生・森晋一両氏によって指摘されていることから、それがどのような影響を与えたのかについても見ていく必要がある⁽³⁾。

同年の朝鮮通信使は正使趙巖、副使李仁倍、従事官金相翊 以下477名が13年10月6日釜山を出発し、同日対馬の左須浦に到着する⁽⁴⁾。

その後、同年11月13日に対馬を発ち、同日未時に壱岐を経て、福岡藩領の藍島には12月3日昼ごろに到着した。「宝暦信使記録」中の「御参向注進控」は、宝暦13年(11月28日より西暦1764年となる)12月4日から、宝暦14年年(1764)5月11日までの対馬から江戸への参府中の対馬藩から幕府への報告とそれに対する返答の写である。このうち「御参向注進控 三番」宝暦13年(1764)12月4日の記事によれば

癸未十二月四日

一^①昨三日夜藍嶋御着船之節、副使騎船藍嶋大波戸之磯辺江乗上ケ水船ニ相成候得共、人命別条無之、且又勝本浦口出離之候従事騎船柁之若羽を損候得共、假成ニ通船相成候付、無別条藍嶋着船ニ付、先右次第御案内被仰上候、御状等左之通相整、以繼船被差越、^②依之大坂町御奉行江御状箱繼船、御證文相添御側徒士を以、藍嶋定番之役人江相渡、請取證文取帰ル⁽⁵⁾

とあり、

- ① 昨日3日藍嶋に着いた時、波止場海岸で船に水が入ったが全員無事だった。また、柁が故障したが取りあえず船を動いて藍嶋についたこと。
- ② 大坂町奉行を経由して江戸へ送る状箱を運ぶための繼船は証文を添えて御側徒士から福岡藩の藍島定番の役人へ引き渡し証文もらったことを伝えている。

同史料には続いて同日付の酒井左衛門尉・松平右近将監・秋元但馬守・松平右京太夫の4名の幕閣宛の「御状」が記載されているが、それには

一筆致啓上候、信使^①昨三日壱州勝本浦口出帆仕、同夜戌中刻筑前藍嶋江着船仕候、然

處同所着船之節、副使騎船大波戸之磯辺ニ乗揚水船ニ相成、及難儀候得共、副使以下乗組之一行者端船より為致揚陸、人命別条無御座候、㊟右之仕合ニ付、献上之別幅物等茂汐浸ニ相成候段申出候、同夜中之儀ニ而、破損所等委難相知、今日者浪高ニ有之漕御吟味仕候儀不罷成、御馳走方より番船相副置申候、不慮之儀出来仕気毒千万ニ奉存候、○委細之儀者追而御案内可申上候、且又従使騎船勝本浦出離候節、柁之若羽損候得共、假成通船罷成候付、無別条藍嶋江着船仕候、△先右之段為可申上、御證文之以繼船如斯御座候、恐惶謹言

十二月四日

酒井左衛門尉様

松平右近将監様

秋元但馬守様

松平右京太夫様 (6)

とあり、

- ① 昨日 3 日 壱岐の勝本を出発した副使の船が戌の刻に藍嶋の海岸で浸水したが無事に上陸した。
- ② このため朝鮮国からの「献上」の別幅の書画などが海水に浸かった。書画の浸水についての報告は受け取れたけれど、夜中のことなので破損についてはよく分からなく、さらに今日は波が高くて浸水船に積んである贈り物の無事の確認が出来ない。対馬藩の役人の船を監視のため付けて置いた。思いの掛けない事件が起きてしまったことは気の毒なことである。とりあえず、無事に藍嶋に着いて、以上の 2 つの報告をするために証文を添えて報告する

という内容で酒井忠寄・松平武元・秋元涼朝・松平輝高の 4 名の老中宛となっている。

この注進書状は右の 4 名宛以外にも「若君様附」老中の松平周防守（康福）宛、「御側御用人」の板倉佐渡守（勝清）宛、御用掛老中の松平右近将監（武元）宛、若年寄の松平撰津守（忠恒）宛、「御所用」京都所司代の阿部伊予守（正右）宛、「大坂城代」の阿部飛驒守（正允）宛、また寺社奉行の毛利讃岐守（匡平）、大目付の大井伊勢守（満英）、勘定奉行の一色安芸守（政流）、勘定吟味役の古坂与七郎（達佳）の 4 名と「大坂町奉行」の興津能登守（忠通）・鶴飼出雲守（長陸）の 2 名にそれぞれ連名で送られている (7)。

松平周防守（康福）は前年の宝暦 12 年（11 月 18 日より西暦 1763 年となる）12 月に西の丸侍従に任ぜられたが、同 13 年（11 月 28 日より西暦 1764 年）12 月 11 日に「御本丸御人少二付」月番加判の老中に加えられた (8)。板倉勝清は宝暦 10 年（1760）4 月に御側御用人に任ぜられている (9)。松平武元は延享 4 年（1747）に老中に任ぜられているが、宝暦 12 年 12 月に老中であつた 5 名のうち、寛延 2 年（1749）に就職した酒井左衛門尉、宝暦 10 年（1760）に就職した秋山と井上河内守利容、同 11 年

に就職した松平右京大夫と比べて宝暦14年(1764)10月の段階で最古参であった(10)。

大目付であった大井伊勢守満英は通信使一行が江戸に到着する宝暦14年(1764)には「朝鮮人来朝御用」に任ぜられている(11)。

このうち松平右近将監宛、松平摂津守宛、毛利讃岐守と大井伊勢守と一色安芸守と古坂与七郎の4名宛の書状には○印以下の箇所が

且又従事騎船勝本浦出離候節、舵之若羽損候得共、仮成ニ通船罷成候ニ付、無別条藍島へ着船仕候、彼是修補方之程合等今日迄者吟味難相届御座候故、委細之儀者、追而可申上候、先右之段為可申と以継船如此御座候、恐々謹言

となっていて、舵の修理の成果が確認できていない事情が述べられている一方、証文の添付についての記述がみられない。これは4名の中でも松平右近将監を重視していることを表すとともに親密さを示しているといえよう。これに対して「御所用」の阿部伊予守宛と「大坂御城代」の阿部飛騨守宛の書状は○印以下の箇所が

且又従事騎船勝本浦出離候節、舵之若羽損候得共、仮成ニ通船罷成候ニ付、無別条藍島へ着船仕候、先右之段御老中迄遂御案内候ニ付、如此御座候、上所

となっていて、別途老中に報告したことを伝える一方、証文の添付についての記述がみられない。また「大坂町奉行」の奥津能登守・鶴飼出雲守の2名宛の書状は○印以下の箇所が

且又従事騎船勝本浦出離候節、舵之若羽損候得共、仮成ニ通船罷成候ニ付、無別条藍島へ着船仕候、先右之段御老中迄遂御案内候ニ付、状箱別紙之通、継船を以差越之候被相届可被下候、上所

となっていて、別途老中に報告したことを伝えるとともに、江戸への送付を依頼している。

また「御側御用人」の板倉佐渡守宛の書状には、△印の箇所に

此段御老中迄遂御案内候ニ付、如斯御座候、上所

とある。

さらに同日には対馬藩主以外にも家老であった多田監物・平田将監の2名からも連名で「海路所々継船御役人衆中」宛の「覚」のほか、江戸の対馬藩家老古川大炊宛の以下の書状がある。すなわち

一筆令啓上候甚寒候得共

殿様御船中益御機嫌能被成御座候間、可易御止候、先月廿一日之書状を以申越候通、正使騎船舵之一段、其上不順ニ而、勝本浦多日御滞船之處、昨日順風ニ付、同所御出帆、夜ニ入、筑前藍嶋江御着船、弥以御安泰被成御座候、信使一行其外御船々共ニ致着候、然處副使騎船藍嶋浦口乗掛候節、大波戸之磯辺江乗揚水船ニ相成候ニ付、副使を初乗組之一行端船より揚陸有之候ニ付、人命者別儀無之、此上之儀珍重存候、①積荷等茂追々取揚させ候處、其内官服別幅物等茂汐濡ニ相成、気毒之到ニ候、②闇夜中と申今日者浪高有之、船引卸候儀難成候ニ付、御馳走方より番船相附置、破損之次第未相候、且又従事騎船勝本浦口出離候節、舵之若羽損候得共、假成ニ通船相成候ニ付、無別条着有之

候、依之右兩條之趣、繼船を以被遂御案内候ニ付、御連状御用掛様方江之御状案帳末書
茂差越候、③彼是之次第ニ而、大ニ御參府御延引と相成御首尾合之程、御大切奉存、且
者前後御物入相成御同然寒心之至候、御由断者有之間敷候得共、其元時躰何分宜被取斗
候様ニと在候、此段為可申来、如此御座候、恐惶謹言

十二月四日 多田監物
平田将監

古川大炊殿 (12)

とある。ここで注目すべきは、対馬藩は幕府に対して

- ① 積み荷も徐々に引き上げさせたところ、贈り物の官服や別幅が海水に浸水したのは誠に
気の毒である
- ② 昨夜は闇夜であった上、今日は波が高いため船から荷物を取り出すのは難しい。御馳走
方から監視の船を出させてつけておいたけど破損状況は把握できない
- ③ このような次第で江戸への到着が大幅に遅れる見込みであり、事故に伴う出費の増大と
ともに大変身の縮む思いがする

と述べていることである。

すなわち対馬藩は水損の責任を曖昧にして通信使に対する同情を表す一方で、江戸到着
の遅延を深刻に受け止めて責任を感じていることがうかがわれる。それと同時に出費の増
大をほのめかして、助けを求める対馬藩の本音がここから読み取れる。

こうした背景には田代和生・森普一郎両氏が指摘されるように朝鮮貿易の不振から幕府
への拝借金に依存しつつあった宝暦期の対馬藩の立場も反映されているのではなかろうか
(13)。

さらに同史料では同年12月26日の赤間関への到着に関して

癸未十二月廿七日

一今日長州赤間関御着船之段、例之通御注進被仰上候ニ付、御送状其外左之通相整繼船御
證文相添、御宿亭主伊藤助大夫江相渡、御役人中江相渡給候様ニ与申置

一同日長州竹小嶋御出船之節、大坂御城代より之以繼船、松平右近将監様より之御状相達、
信使壺州勝本着船之段、御案内被仰上候御返事御奉書致来、此御請奉赤間関より繼船被
差立候付、右同然ニ被差上

一筆致啓上候

公方様 若君様益御機嫌能可被成御座、奉恐悦候、将又信使昨廿六日筑前藍嶋出船同日
戌刻長州竹小嶋着船仕、今廿七日彼所出船同州赤間関着船仕、三使弥無異御座候。○右
之趣△為可申上、御證文之以繼船、如斯御座候、恐惶謹言

十二月廿七日

酒井左衛門尉様
松平右近将監様
秋元但馬守様
松平右京大夫様⁽¹⁴⁾

とあり、

- ① 《第一条》昨日長州赤間関着いたことを幕府に報告するため、送状その他に継船証文を添えて宿主の伊藤助太夫に渡して萩藩の役人に渡すように伝えたこと
- ② 《第二条》同日、長州竹小嶋から出る時、幕府の大坂御城代を経て江戸の老中の命令が対馬藩主に届いたが、その内容は信使が壱岐の勝本についた時の報告に対する返事であり、これを受け取ったという報告を幕府に行ったこと

が記されている。このことから、先の12月4日の藍島からの報告と同様に通信使が各地に到着したという報告を行う継船の派遣はその土地を支配する各藩が行うこととなっていたことが分かる。

この注進書状は前述の12月4日の藍島からの注進と同様に、右の4名宛以外にも松平周防守(康福)、板倉佐渡守(勝清)宛、松平右近将監(武元)宛、松平撰津守(忠恒)宛、御用掛御四人様宛、阿部飛驒守(正允)宛、興津能登守(忠通)・鶴飼出雲守(長遠)の2名に連名で送られている。

このうち松平周防守(康福)宛の書状は下線部の文字が削除されている。また松平右近将監(武元)宛の書状は○印以下の箇所が

且又於藍島、松平筑前守馳走之次第、記別義差上之候、右之趣為可申上、以継船如此御座候、上所

となっているのに対して、松平撰津守(忠恒)宛と「御用掛御四人」宛の書状は○印以下の箇所が

且又於藍島、松平筑前守馳走之次第、松平右近将監殿迄書付差上候付、写進之候、上所

となっている。一方、板倉佐渡守(勝清)、阿部伊予守(正右)、阿部飛驒守(正允)の3名宛の書状は△印以下の箇所が

御老中迄遂御案内候ニ付、如此御座候、上所

となっているのに対して、興津能登守(忠通)・鶴飼出雲守(長遠)の二名宛の書状は△印以下の箇所が

御老中迄遂御案内候ニ付、状箱別義之通、御証文之継船を以、差越之候間、被相届可被下候、以上所

となっている。

同日にはこのほか藩主による「松平筑前守領内於筑前藍島馳走之覚」「覚」、多田監物・平田将監兩名連名の「海路所々継船御役人衆中」宛の「覚」が送られたほか、「長州竹小嶋御出船之節相達候御返事御奉書」として江戸よりの七通の奉書と大坂からの「右ニ付大坂御城

代御城番・町御奉行より之御添状」1通、「御城代より之継船御証文」1通、「大坂御番所船惣代より之先触」1通が届いた。その最初の2通が次の史料①②である。

史料①

「御状令披見候

公方様 若君様益御機嫌能可被成御座と恐悦之旨尤候、将又信使去月十三日對府出帆
壱州勝本着船三使弥無異之由、得其意候、紙面之趣各申談及
上聞候、恐惶謹言

松平右近将監

十二月九日

御判

宗對馬守殿

」

史料②

「御別紙令披見候、去月十三日渡海之節、勝本浦口五六里程之所ニ而正使乗船楫を損及
難儀候得共、替楫相用無別条勝本浦江着船候。依之右替楫出来不致候而者可難儀哉或
与被存候付、極而者難被申越候得共、出帆之儀見合申ニ而可有之由、被申越候趣得其意
候、恐惶謹言

十二月九日 松平右近将監

御判

宗對馬守殿⁽¹⁵⁾」

とあり、いずれも対馬藩主が12月13日対馬を出発して壱岐に着いたという幕府への報告に対する老中松平右近将監(武元)から対馬藩主に宛てた返事である。12月13日壱岐の勝本を出た通信使の船が壊れて困っていたところ、楫を取り換えて勝本へ着くことができたという報告をもらって、楫を取り換えることができなかつたならばきわめて深刻な事態であり、その際には「出帆之儀見合申ニ而可有之」すなわち出発を延期せざるを得なかつたとしても承認したであろうという幕府の理解と配慮を示していることが読み取れる。

このことから当時の幕政は右近将監の主導によるものであつたことがうかがえ、対馬藩が幕閣の中で彼をもっとも重視していた理由が明らかである。

続く同日の記事はこれら幕府からの返答すなわち「長州竹小嶋御出船之節相達候御返事御奉書」を受け取つたという対馬藩からの「右御返事御奉書之御請御状」であるが、このうち4通が藩主よりのものであり、5通が家老の多田監物・平田将監よりの連名である。まず最初の史料の請状は

「去九日之御奉書今廿七日長州竹小嶋出船之節相達、致拝見候、信使十一月十三日壱州
勝本着船之段、以継船遂御案内候處被及言上之旨被仰下候、御紙上之趣承知仕候上所
被及上聞之旨被仰下候、御紙上之趣承知仕候。恐惶謹言

十二月廿七日

松平右近将監様

松平周防守様⁽¹⁶⁾」

とあり、12月9日の老中の手紙が竹小嶋を出た時に届いたことを伝えるとともに、三使の船が11月13日壱岐の勝本に到着したことと、このことが継船で将軍に伝えられたという幕府からの知らせを対馬藩が受け取ったとしている。

さらに多田監物・平田将監よりの五通の最初の請状は
一筆令啓上候

①殿様御船中益御機嫌能被成御座、②昨廿六日昨夜卯后刻藍嶋御出帆、夜ニ入長州竹小嶋江三使同前御着船被遊、③今日同所御出船午后刻赤間関御着船弥以御安泰被成御座、④三使衆ニ茂別條無之候、先格之通両関御着船之段注進被差立候ニ付、此段為可申出如此御座候、恐惶謹言

十二月廿七日 兩人

古川大炊殿

尚々今度被差越候御状案并筑前守様御馳走書今度被差上候ニ付写差越候、以上⁽¹⁷⁾とあり、①対馬藩主は元気である、②昨日26日卯の下刻(12時から1時の間)に藍嶋を出発して、夜に竹小嶋に三使と共に着いた、③今日(27日)竹小嶋を出発して12時頃赤間関に着いた、④三使は元気で特に変わったことはないが、慣例の通り赤間関に着いたことを知らせるために報告する、という内容である。

続いてこれら12月27日の注進に対する返事が翌正月5日に到着したことを伝えるのが次の史料である。

宝暦十四甲申年

正月五日 於備後鞆

今夜戌ノ刻頃大阪御城代より之継船を以、御老中より御奉書伊子於津和相達、①信使筑前藍嶋着船之節副使騎船及難船候次第、其節被仰上候御返事右ニ付三使江御尋之御奉書且進上之鷹大坂迄被差登候段被仰上候御返事与御国御上船之儀被仰上候御返事一箱ニメ御到来、右三使江御尋之御奉書之趣者

殿様三使衆江御対面之上被仰達儀ニ付、同九日芸州蒲刈御着船之上、客館江被為入、右之段被仰達、②御禮御請之趣御注進可被差立之處

殿様御咽喉御病被遊、蒲刈鞆津共ニ客館江被為成候程、不被成御座、然者御奉書之御請茂段々間延ニ相成如何敷事ニ付、先御奉書之御請一通りと御痛ニ付、御達方御延引被遊候趣、以継船可被仰上義ニ付達

御聞候處、其通取斗候様ニと之御事故、③同十一日於鞆津、右御請之御状と御達方御延引之段御別紙継船ニ而被差立、④尤御鷹被差登候御返事之御請、御国御上船之段被仰上候御返事之御請茂同前ニ被差上、御紙面何茂左ニ記之、尤御状箱出来之上御證文相添、御側徒士使ニ而中川修理大夫様御役人江相渡請取證文取締

⑤右御奉書之趣者、是より先キ御馳走場ニ而御痛御快被為成候上、客館江為入三使衆江被仰達、御禮被申出候趣者、其節被仰上筈也

⑥但延享年副使騎船鰐浦ニ而焼亡ニ付、御尋御奉書壱州勝本ニ而相達候節者、即刻御請一通り継船を以、被仰上、其後筑前藍嶋ニ而御尋之次第、三使衆江御對面被仰達、御禮被申出候趣者、長州赤間関より之御注進便ニ被仰上候と相見候故、此節茂於津和、即刻先御請一通り継船可被差立之處、片泊之湊ニ而候故、無程蒲刈御着之上三使衆江御對面被仰達候而御禮之趣と一所継船被差立筈ニ相極居候處、御痛被成、右之通御達延引相成候故、右本文之通取計也 (18)

とある。

ここでは正月5日鞆の浦に着く直前に津和という所で受け取った老中からの手紙の内容について

① 藍嶋に着船の際(12月3日)副使の乗った船が難破したことの報告に対して幕府から「三使に無事を尋ねるように」という奉書と朝鮮からの進物である鷹を大坂まで運ぶということに対する許可であったこと

を記すとともに

② 信使から将軍からの見舞いの言葉に対するお礼をもらって幕府へ報告すべきところではあるが、藩主の喉の状態が良くないため、蒲刈でも鞆津(鞆の浦)でも通信使の宿舎に藩主が出向うことができない。そこで奉書を受け取ったという幕府への報告が延び延びになってしまうことをどうすべきなのかという問題について、まず奉書を受け取ったという返事を幕府に送って、その後「痛みのために通信使への伝達が遅れている」という報告を出すべきであるという意見を藩主に伝えたところ藩主はそうするようにと指示した

③ (その結果) 鞆津から幕府からの奉書を受け取ったという報告と通信使への伝達の遅延についての報告を別紙にして継船で送った

④ 鷹を江戸に送ることについての幕府からの返事を受け取ったということと藩主が乗船したという報告への幕府の返事を受け取ったという報告も合わせて行う

⑤ 右の奉書にある命令はこの先の寄港地で藩主の喉の痛みが快復したときに宿舎へ出向いて三使に伝え、その際の三使が行った御礼の内容はそのとき報告する

⑥ 但し延享5年(1749)の通信使の際に副使の乗った船が対馬の鰐浦で火災に逢った時は、三使に見舞いの言葉を伝えるようにとの奉書が壱岐の勝本で届いたため、奉書が届いたという返事をすぐに継船で送るとともに、筑前藍島に着いてから見舞いの言葉を三使に対面して伝え、通信使の御礼の言葉の内容は長州赤間関から送った

としている。通信使への見舞いの伝達が遅れた理由が、対馬藩の言い訳通り藩主の風邪が原因であったか、あるいは幕府にたいして含むところがあったかについては一考の余地はあろう。

同日には12月4日の藍島からの対馬藩の注進に対する幕府の14通の返事が記されている。

まず史料①「信使藍嶋着船之節副使騎船之趣被仰上候御返事御奉書」は老中三名からの返

事であり、

御状被見候、信使去三日壱州勝本浦出帆、同被筑前藍嶋江着船候、然處同所着船之節副使騎船大波戸之磯辺ニ乗揚、水船相成及難儀候得共、副使以下乗組之一行者端船より為致揚陸、人命別条無之候、右之仕合ニ付、献上之別幅物等茂、汐浸ニ相成候段申出候、闇夜中之儀ニ而破損所等委難相知、浪高ニ有之漕卸吟味不相成、御馳走方より番船相副置候、委細之儀者追而可被申越由得其意候、且又従使騎船勝本浦出離候節、舵之若羽損候得共、假成ニ通船相成候ニ付、無別条藍嶋江着船候旨、令承知候、紙面之趣及上聞候、恐々謹言

十二月十九日 松平周防守
康福御在判
松平右京大夫
輝高御在判
松平右近将監
武元御在判

宗對馬守殿 (19)

とあり、壱岐と藍島での難船についての対馬藩からの報告に対する幕府の返答であるが、対馬藩からの報告が酒井左衛門尉（忠寄）・松平右近将監（武元）・秋元但馬守（涼朝）・松平右京太夫（輝高）の老中4名への連名であったのに対して、同年12月11日に新たに老中になった松平周防守と松平左京太夫・松平右近将監の3名からの奉書である点に注目すべきであろう。

続く史料②「若君様附より之御返事御奉書」は西の丸付兼務の新老中松平周防守（康福）からの返事であり

御状被見候、信使去三日壱州勝本浦出帆、同被筑前藍嶋江着船候、然處同所着船之節副使騎船大波戸之磯辺ニ乗揚、水船相成及難儀候得共、副使以下乗組之一行者端船より為致揚陸、人命別条無之候、右之仕合ニ付、献上之別幅物等茂、汐浸ニ相成候段申出候、闇夜中之儀ニ而破損所等委難相知、浪高ニ有之漕卸吟味不相成、御馳走方より番船相副置候、委細之儀者追而可被申越由得其意候、且又従使騎船勝本浦出離候節、舵之若羽損候得共、假成ニ通船相成候ニ付、無別条藍嶋江着船候旨、令承知候、紙面之趣及上聞候、恐々謹言

十二月十九日 松平周防守
康福御在判 (20)

とあり、①と同じ内容である。これに対して続く史料③「御用掛様より之御返事御奉書」は、松平右近将監（武元）からの返事であり

御状令披見候、従朝鮮国進上之御鷹四拾九名家来之者相附、大坂迄被差登候御鷹休候而

当地江連越候義、奥津能登守・鶴殿出雲守得差図候様被申付候、猶又御馬并芸馬共朝鮮人相附、是又被差登格候得共、御馬之内相痛、此節專如保養罷在候由、然者生類之儀多日差置候段、大切被存候ニ付、先御鷹計被差登候由得其意候、紙面之趣各申談及上聞候、恐々謹言

十二月十九日

松平右近将監

武元御在判

宗對馬守殿 (21)

とあり、難船についての報告ではなく、朝鮮からの献上品である鷹と馬の輸送についての報告への返答であった。老中連署の奉書に続く②③が松平周防守と松平右近将監であり、前者が形式的な内容あるのに対して、後者が献上品の輸送に関する支持であることから、この時期の幕政が古参の老中である松平右近将監とともに西の丸の責任者である松平周防守の2人を中心としていたものの依然として実権は松平右近将監が握っていたことが想像できる。

続く史料④「右同断御側御用人より之御返書」は

御状被見候、信使去三日壺州勝本浦出帆、同被筑前藍嶋江着船候、然處同所着船之節副使騎船大波戸之磯辺ニ乗揚、水船相成及難儀候得共、副使以下乗組之一行者端船より為致揚陸、人命別条無之候、右之仕合ニ付、献上之別幅物等茂、汐浸ニ相成候段申出候、闇夜中之儀ニ而破損所等委難相知、浪高二有之漕卸吟味不相成、御馳走方より番船相副置候、委細之儀者追而可被申越由得其意候、且又従使騎船勝本浦出離候節、柁之若羽損候得共、假成ニ通船相成候ニ付、無別条藍嶋江着船候旨、令承知候、紙面之趣及上聞候、恐々謹言

十二月十九日

板倉佐渡守

勝清御在判 (22)

とあり、①②と同じ形式的な内容で難船の報告に対する返事であった。

続く史料⑤「右同断御用若御年寄より之御返書」は若年寄松平摂津守(忠恒)からの書状であるが

御状令拝見候、従朝鮮国進上之御鷹四拾九名家来之者相附、今度大坂迄被差登候御鷹休候而当地江連越候義者、奥津能登守・鶴殿出雲守得差図候様被申付候、猶又御馬并芸馬共朝鮮人相附、同前差登格候得共、御馬之内相痛、此節專如保養罷在候、然者生類之儀多日差置候段、大切ニ被存候付、先此度御鷹計被差登候由得其意候、紙面之趣令承知候、恐々謹言

十二月十九日

松平摂津守

忠恒御在判

宗對馬守殿 (23)

とあり、御用掛の松平右近将監からの返書と同じ、献上品の輸送についての報告に対するものであった。このことは当時の幕政の実務は老中である松平右近将監と若年寄である松平摂津守により主導されていたことをうかがわせる。

続く史料⑥から⑩までは朝鮮からの献上品である鷹と馬の輸送についての返事となっている。このうち史料⑥「右難船ニ付御尋之趣申来候御奉書」は

朝鮮信使去三日筑前藍嶋江着船之處、副使騎船大波止之磯邊江乗揚、水船相成候得共副使致揚陸障無之由及
上聞候處、猶又可相尋旨仰出候、此段三使江可被相達候、恐々謹言

十二月十九日 松平周防守
康福御在判
松平右京大夫
輝高御在判
松平右近将監
武元御在判

宗對馬守殿 (24)

とあり、老中三名からの奉書である。

史料⑫から⑭までは対馬における藩主と通信使との対面の報告に対する返事である。

史料⑫「信使御国上船之儀被仰上候御返事御奉書」は

御状令披見候

公方様 若君様益御機嫌能可被成御座と恐悦旨尤候、将又信使去月六日其方宅江被致招請対面候處、彼国弥静謐之由候、同十日其地上船順風次第出帆候筈候旨紙面之趣及上聞候、恐々謹言

十二月十九日 松平周防守
康福御在判
松平右京大夫
輝高御在判
松平右近将監
武元御在判

宗對馬守殿 (25)

とあり、老中三名からの奉書であり、史料⑬は御用掛老中であつた松平右近将監からのものであり史料⑫とほぼ同じ内容であつた。

史料⑭「右同断御側御用人より之御返書」は側用人板倉佐渡守（勝清）からの返事であつた。

これら十四通の奉書の最後には中継ぎの大坂城代阿部飛驒守（正允）のほか大坂城番戸田

大炊守（頭忠信）・遠藤備前守（胤将）の兩名と大坂町奉行鶴殿出雲守（長遠）・興津能登守（忠通）の兩名の5名連署の添え状があった。

このように正月5日に到着した幕府からの書簡は

- (A) 壱岐・藍島での難船について
- (B) 朝鮮からの献上品の輸送について
- (C) 対馬での信使と藩主との対面内容について

の3つに分かれている。

これらの奉書に対する請状九通が「右御奉書之御請御状段々左ニ記」である。まず、最初の史料①は

旧獵十九日之御奉書去五日夜於伊子津和相達致拝見候、朝鮮信使旧獵三日筑前藍嶋江着船之處、副使騎船大波戸之磯辺江乗揚、水船ニ相成候得共、副使致揚陸障無之由被及上聞候處、猶及可相尋由被仰出候付、此段三使江可相達段、被仰下奉得其意候、三使江相達御禮之儀重而可申上候、右御請為可申上、御證文之以繼船、如斯御座候、恐惶謹言
正月十一日

松平右近将監様
松平右京太夫様
松平周防守様⁽²⁶⁾

とあり、

続く史料②は

以別紙申上候、副使騎船於藍嶋難船之段達
上聞、三使江御尋之趣、以御奉書被仰下、奉得其意候、然處私義頃日より咽喉相痛於藝州蒲刈揚陸難仕、今十一日備後鞆津□□得共、今以對面仕候程ニ無御座
上意之趣傳達遅延仕、御請之義茂間延ニ罷成、重疊難義之至奉存候、痛所段々赴快方候故、近日對面仕、御奉書之趣申達候様可仕候、依之先御請為可申上、以繼船呈別紙候、以上

正月十一日 御名

松平右近将監様
松平右京太夫様
松平周防守様⁽²⁷⁾

とあり、その内容は三使を尋ねるようという奉書は了解したが喉の痛みのため蒲刈で上陸できず、鞆浦でも対面できなかった。対面できたら報告するというものであった。

史料⑤は

旧獵十九日之御奉書、去五日夜於伊子津和相達、致拝見候、從朝鮮国進上之御鷹、大坂

迄差登、御鷹休候而其御地江連越候義、興津能登守・鶴殿出雲守得差図候様申付候、将又御馬并芸馬共同前差登候格候得共、御馬之内相痛加保養罷在、然者生類多日差置候段、大切在候ニ付、先御鷹計差登候段申上候處、被及上聞之旨、被 仰下候、御紙上之趣承知仕候、恐惶謹言

正月十一日

御用掛

松平右近将監様 (28)

とあり、その内容は

- ① 前月 19 日の將軍の命令を昨日津和で受け取った
- ② 朝鮮からの鷹を大坂で休ませて江戸まで運ぶということについては大坂町奉行の興津と鶴飼の 2 人の指示を受けるよう命じた
- ③ 献上馬と馬芸の馬も大坂経由にするが、馬の中には休養中の馬もあるので生き物を何日間もおいておくというのは様子をみななければならないのでとりあえず鷹だけを運ぶということであった。

まとめ

以上のように本章では宝暦 13 年 (1763) の通信使応接に際して通信使の警護にあたった対馬藩の「御参向御註進控 三番」の 12 月 4 日福岡藩領藍島に到着の際の難破事故の報告から翌年正月 11 日の鞆の浦におけるまで幕府からの返事までの記事を取り上げ、通信使を護送中の対馬藩から幕府への注進と幕府からの返書を分析した。

それによれば 12 月 4 日の事故の注進は酒井忠寄・松平武元・秋元涼朝・松平輝高の 4 人への連名以外に若君様附老中の松平康福、御側御用人の板倉勝清、御用掛老中の松平武元、若年寄の松平忠恒、京都所司代の阿部正右、大坂城代の阿部正允、寺社奉行の毛利匡平、大目付の大井満英、勘定奉行の一色政流、勘定吟味役の古坂達佳、大坂町奉行の興津忠通・鶴飼長陸の合計 12 名の個人に宛てられていたが、この中でも権力を握っているのは当時最古参の老中である松平右近将監武元であり、対馬藩は彼をもっとも重視していることがわかった。

また 12 月 27 日の萩藩領赤間が関到着を伝えた注進は、前述の 12 月 4 日の藍島からの注進と同様に、酒井忠寄・松平武元・秋元涼朝・松平輝高の 4 名宛以外にも松平康福、板倉勝清、松平武元、松平忠恒、阿部正允の 5 名、さらに興津忠通・鶴飼長遠の 2 名に連名で送られており、松平武元に次いで若年寄の松平忠恒が権力をもっていたことがうかがえる。

対馬藩から幕府への注進は、主に老中からの奉書の宛所であった藩主の名で出されていたが、幕府から対馬藩への指示は藩主のほか江戸家老であった古川大炊宛の書簡があった

ことは興味深い。

いずれにしても対馬藩の宝暦期の通信使応接は先行研究において指摘された18世紀半ばの幕政の権力構造の変化と対馬藩の朝鮮貿易の不振にともなう幕府への財政的依存という幕藩関係を反映したものであったことが明確にうかがえる。

こうした18世紀半ばの宝暦期における幕府と対馬藩の関係の変化の一方で、通信使応接にあたった諸藩の態度の変化はどのようなものであったかを次章で取り上げることにする。

註

- (1) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版、1986年、536、554頁。吉田智史「朝鮮通信使接待を巡る西国諸藩の動向—萩藩大阪留守居を中心として—」『七隈史学』第4号、2003年、39・40、49頁。
- (2) 大石慎三郎「宝暦・天明期の幕政」『岩波講座日本歴史11 近世3』岩波書店、1976年、171頁。
- (3) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年、397頁。森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開—安永年間の私貿易を中心として」(『史学』第66号)、1986年。
- (4) 趙巖「東槎日記」『海行総載VII』、民族文化文庫刊行会、1975年、572頁。
- (5) 「宝暦信使記録下書 第四冊 宝暦信使記録 12 御参向御註進控三番 11月13日勝本より5月11日鞆まで」(保管番号 宗家92-3-48-4-10)(慶応義塾大学所蔵マイクロフィルム)
- (6) 註(5)前掲史料。「御状」
- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳営補任一』東京大学出版会、1963年、8・20・24・28・57頁。同編『大日本近世史料 柳営補任二』東京大学出版会、1963年、43・60頁。同編『大日本近世史料 柳営補任五』東京大学出版会、1965年、3・37・45・48頁。
- (8) 註(7)前掲『大日本近世史料 柳営補任一』8頁。
- (9) 註(7)前掲『大日本近世史料 柳営補任一』24頁。
- (10) 註(7)前掲『大日本近世史料 柳営補任一』8頁。
- (11) 註(7)前掲『大日本近世史料 柳営補任一』78頁。註(4)前掲『大日本近世史料 柳営補任一』43・44・60頁。
- (12) 註(5)前掲史料。
- (13) 註(3)前掲田代著書、森論文。
- (14) 註(5)前掲史料。
- (15) 註(5)前掲史料。
- (16) 註(5)前掲史料。
- (17) 註(5)前掲史料。
- (18) 註(5)前掲史料。
- (19) 註(5)前掲史料、「信使藍嶋着船之節副使騎船之趣被仰上候御返事御奉書」
- (20) 註(5)前掲史料、「若君様附より之御返事御奉書」

- (21) 註(5) 前掲史料、「御用掛様より之御返事御奉書」
- (22) 註(5) 前掲史料、「右同断御側御用人より之御返書」
- (23) 註(5) 前掲史料、「右同断御用若御年寄より之御返書」
- (24) 註(5) 前掲史料、「右難船ニ付御尋之趣申来候御奉書」
- (25) 註(5) 前掲史料、「信使御国上船之儀被仰上候御返事御奉書」
- (26) 註(5) 前掲史料。
- (27) 註(5) 前掲史料。
- (28) 註(5) 前掲史料。

第2章 宝暦13年(1763)の萩藩による通信使の接待について

第1節 萩藩の通信使接待の意識

宝暦通信使接待に関して吉田智史氏は、幕府の権力低下によって通信使接待がこれまでと違った形で行われた可能性があるとして述べ、通信使接待の「役」の遂行と負担の軽減の両立を図ろうとする諸藩の意識や働きが易地聘礼に至る原因であり、応接にあたった諸藩の自立化と連携を指摘している⁽¹⁾。そこでここでは吉田氏も考察された萩藩の史料を改めて検討することとしたい。

宝暦10年(1760)に十代将軍家治が就任すると、翌同11年(1761)幕府は対馬藩を通じて通信使来聘の要請を行った。その結果、同13年(1763)8月に漢陽(都)を出発した通信使一行は、10月6日に対馬に到着、11月13日に壱岐に到着、12月6日に福岡藩領相島(藍島)に到着した。

通信使の接待は対馬、壱岐の対馬藩領を離れると福岡藩領相島、萩藩領赤間関(下関)、上関(周防大島)、広島藩領蒲刈の外様藩領に入る。

萩藩による朝鮮通信使接待は赤間関から始まることになっており、赤間関到着までの下行(食料の支給)は前泊地の藍島での接待を担当する福岡藩が行っていた。この結果、その途上にある萩藩の支藩である長府藩領である彦島の南風泊は法的には萩藩の管轄でありながら、接待に関しては福岡藩の管轄であった。事実、前回の延享の通信使に際しては南風泊に臨時寄港したが、その下行は福岡藩が行ったという⁽²⁾。さらに下行や接待とは別に通信使や対馬藩の官船の曳航に関しては福岡藩と萩藩の間は譜代藩である小倉藩が管轄しており、三藩沖における担当者は外様藩、譜代藩、外様藩と極めて複雑なものとなっていたのである。

このことは宝暦13年(1763)の将軍家重の就任に際しての通信使来訪に際して、萩藩の担当者である吉田半兵衛が通信使一行をどこで出迎えるかという問題となって生じた。

序論で紹介した同年の萩藩による通信使応接の記録である「公儀人記録 下」の冒頭では一宝暦十三末十二月廿七日之八時分藍島より之飛船到来信使今朝出帆之由ニ付、半兵衛儀慰斗目麻上下着用無通江乗本船夷丸今朝控させ、福浦罷越候処、夜ニ入筑前地之方沖中堤灯之火相見候故、今夜赤間関着船など見合候内、不残南風泊之方堤灯之火入候様相見候ニ付、早速御付之間者檣原左平次江御船付八郎右衛門と申者相添船江のせ南風泊差越見合させ候処、無間見合馳帰、弥信使対馬守殿南風泊御繫船、明日赤間関御着之模様ニ相聞候由申候付⁽³⁾、

とあり、宝暦13年(11月28日より西暦1764年)12月27日相島からの飛船(早船)で、通信使の船が南風泊から出発するという知らせが伝わってきたため萩藩の吉田は信使を迎える衣装に着替え、本船を待機させるとともに自らは福浦で待機をした。夜に入って福岡藩の方角に提灯の火が見え今晚中に赤間関に到着するように思われたため南風泊の提

灯に火を入れるとともに、偵察のため間者の檜原左平次他一名を南風泊に派遣した。

ここで興味深いのは

則半兵衛南風泊江可罷越と存候処、彼嶋之儀者御領之内ニ者候得共、官船御引請之儀無之付、若上陸など有、之候へ者甚御差問茂有之事ニ付、先福浦ニ掛居毛利秀之助殿者引島ハこし松と申所迄被罷出候。南風泊江泊船明日赤間関着船と相聞候段遂御注進尤平岡吉兵衛儀、先達而藍島より罷帰趣御注進仕置様南風泊罷越候事(4)。

とあるように、萩藩では南風泊へはあくまでも様子を見に行くだけで上陸して出迎えることによって下行の義務を生じることを恐れていたことである。

さらに、萩藩としてはそれまでは臨時の停泊地であって寄港地ではなかった南風泊に提灯をとすこともなかったのであるが

一延享年ニ茂信使南風泊繫船闇夜ニて者有之湊ニかかり堤灯ホ茂無之大キニ信使方立腹之趣ニ付、村上三之助答之趣も有之、かつかつ相漂候得共公儀より之御書付之内いつれの湊にて信使上陸之場所ニ者、篝堤灯ホ差出候之様ニと有之候得者、此度之儀者、其御用意可然与御評儀、此内有之其分ニて宜候処、三使上陸可被仕候て有之、官人老人対州信使付御家来老人上陸見合候処、何之御仕障茂無之ニ付、差問之趣候処、上陸無之、先此度者相済候得共、以来之儀者上陸之御仕障有之可然与信使奉行より内々気を付置候得者、此已後御吟味可有之事与存候事(5)。

とあるように前回の延享4年(1719)の通信使接待の際に、暗闇であったことから通信使の不興を買ってしまい、このことから宝暦13年の通信使の接待に際しては上陸の場所と同様に幕府の指示に従って提灯を用意したことがわかる。

同じく「公儀人記録 下」の宝暦13年12月27日の記録によれば、

夫より信使上陸ニ相見之故、早速秀之助殿其外波止場信使為出迎被罷出候。半兵衛儀ハ三使上々官御馳走役をも相蒙候故、客館罷出長袴着用、三浦内左衛門一同客館本門之外迄出迎座鋪案内仕、信使対馬守殿御着船時刻午之下刻と御届相成候。尤対州方へ懸合候処、御家老平田将監より午之下刻ニ相届候之段申来候付、其通御届相成候。然處其後平田将監書記渡辺佐兵衛半兵衛へ申候ハ、以来者此方よりハ刻付不仕心得御座候、何日着夜ニ入候得者何日之夜着船と御届被仕候間、其御心得被成候様、尤上関之儀茂、此方御聞合ニ不及、其御元様よりハ着船之刻付御勝手次第被成候様ニ此方時刻相届不申候へ者、聞違候事無之と申聞せ候。尤将監とり此段御達申候得と申儀ニ付、御名代江申達、上関江木村二郎右エ門より申遣候事(6)。

とあり、①27日の午の刻(現在の12時頃)になって対馬藩家老平田将監から対馬藩主と通信使の到着時間を午の下刻(現在の13時頃)だと伝えてきたためその通り報告したが、②そのあと、平田の書記渡辺左兵衛から、これまでは対馬藩から到着時間を報告した前例はないので何日の夜に着いたとだけ報告してほしい、③上関到着の際も到着時間を対馬藩に問い合わせることはやめてほしい、その理由は到着時刻を知らせなければその通りに着かなくても対馬藩の責任とはならないからである、と言って来たことがわかる。

さらに同日の記事には

一従使小船之儀者昨夜着之儀ニ候。然者官船一同ニ今廿七日午刻着船之御届相出候段可有之哉と木村二郎右エ門へ承合候處、難相決ニ付中田左衛門江半兵衛致相對、右之訳申達候處承合可申との事にて早速半兵衛江致相對取斗可申候者、先刻之儀申合候騎船にて無之口船之儀候間、廿七日一同之着之御届可被成候。対馬守殿江相達官船一同ニ着船之段御届相成候事(7)。

とあり、通信使一行の赤間関の到着については、従者の小船は前日26日夜に到着したものの、使節の乗った官船は27日昼時刻に到着したため幕府への報告をいつ出すべきか吉田半兵衛と木村二郎右衛門とで相談した結果、すべての船が最終的に到着する27日をもって報告することに決めている。

このことから萩藩は、通信使の接待において船の到着時間を予告するという不必要な前例を残し、これからも同じように接待しなければならないことを恐れているのが分かる。

さらに同日の記事に

一三使波止場より上陸之節同所出迎之面々前々半兵衛役座御名代之脇、罷居披露之様家老其外役人共、是迄罷出候段相述候得共、半兵衛儀三使出迎仕候故、左様不相成、依之末国善十郎右披露之所相勤候。波戸場出迎之面々左記。(中略)右之面々名付奉書横切紙ニ相調、対馬守様御家来裁判役平田藤左衛門へ於客館半兵衛より相渡候。尤信使為御迎罷出候者共之由及演説候事(8)。

とあり、波止場で三使を出迎えの担当として、これまでは波止場で吉田半兵衛が藩主の名代の隣で皆の紹介役をすることになっていたが、半兵衛が宿で三使の出迎えに手一杯のため、波止場では末国善十郎が皆を紹介することになった。

前例と同じことをしようとしたが失敗したのか、これまでと違うやり方をしようとして失敗したかは不明であるが、いずれにしろ、慎重な考えとは言い難く、1人で出来ないことを無理やりやろうとすることによって計画の崩れが生じたことになり、このことからすでに10回に及ぶ通信使の歴史の中でたびたび接待を行ってきた萩藩の緊張感の緩みを感じ取れるとも言えよう。

吉田智史氏は通信使接待における各藩の動向の要因の一つに先例の蓄積をあげておられるが(9)、こうした先例が柔軟な対応を不可能としていたつという面には注目すべきであろう。

第2節 萩藩と対馬藩との交渉に見られる応接の限界

先例へのこだわりの中でも萩藩は一応の努力をしていたことが次の史料から見られる。

同じく萩藩の「公儀人記録 下」の宝暦13年(11月28日より西暦1764年)12月27日条によると、

一於客館朝岡一学半兵衛へ相對申候ハ、三使衆之内、腹躰不相勝衆有之、菓喰にして牛を喰申度との儀之短束者相成間敷哉と申候故、半兵衛申候者、牛之儀者何共短束難仕

候。其上下行帳二茂無之、前より牛被差出候儀一向格無御座候。不時之時之好と御座候而もケ様成難趣者、先より仰断り候段之品二振旨相成候通申返候へ者、一学申分御尤至極存候、我より共におみても御同意存候、然共朝鮮人申出シ候者、とかく其事相調候儀とク容易ニ者了間仕難候故、無抛御達仕候間、先御役人中被仰合候ニ申候付、反相答秀之助殿江相達手元御用頭人衆御馳走人三浦内左衛門様共申合候処ニ、此儀者以来江懸り不可然儀ニ付、幾重も不仰出底と申相断可然と御評儀儀相決、猶半兵衛一学致相對牛之儀之答候共、身ニかへ差出候様難相成百姓共持合候へ共、身ニかへ候而差出申候間、此御断被下候様ニと申達候へ者御尤存候。先御ひかへ候様上上官江其段可申通との儀ニ候間相有之(10)。

とあり、赤間関の宿に對馬藩儒臣朝岡一学が萩藩の吉田半兵衛を訪ねて相談している。それによれば、①朝岡は三使の中で腹の調子が良くない者がいると吉田に報告し、薬として牛を食べたがっていると告げている。②これに対して半兵衛は、すぐに牛を用意するのは不可能である。なぜならまず、先例の下行帳に牛が載っていないから急に牛が食べたいからと言って準備をするわけにはいかないと述べている。③しかし朝岡は信使の要求を聞く必要がないという半兵衛の返事に納得しながらも役人に相談をしてくれないかと尋ねている。④その結果、半兵衛は、家老毛利秀之助の御用頭人と通信使接待を担当する御馳走人三浦内左衛門などに許可出来ないかと尋ねたが、前例として今後にも影響があるとして拒絶される。⑤これを受けて半兵衛は朝岡に、牛は百姓にとって大事なものであるからなかなか提供することができないという口実を作っている。

このことから、なるべく信使の希望に応えることがいい接待だという積極的姿勢の對馬藩に対して、できるかぎり新たな問題を生じさせたくないという原則から出ることのできない萩藩の限界が分かる。こうした接待をやりとげるための責任感から不親切な態度にでるといふ萩藩の態度は幕府の姿勢にも共通するものであることは第2章第3節でも取り上げる。

第3節 萩藩と福岡藩との交渉に見られる藩の意識

宝暦12年(11月18日より西暦1763年)12月26日夜、通信使一行が赤間関の手前の南風泊に寄港すると、對馬藩の下行奉行であった津江左近右衛門と平田準之助の両名が萩藩の下行奉行であった井上市祐と三戸新八の両名に対して、福岡藩に代わって同夜と翌朝の下行(食料補給)を要請したが、井上らは先例を盾に拒否した。吉田智史氏は福岡藩の下行拒否の背景には藩の負担の軽減の意図があったことを指摘されているが(11)、ここで改めて萩藩と福岡藩との交渉をみてみたい。

前述の「公儀人記録 下」の宝暦12年12月27日の記事によれば

一就右、今昼迄辛嶋治太夫より半兵衛方へ相對之儀申越候而、半兵衛儀客館相話片時も難欠候間、勝手次第客館江罷越候ハ、相知可仕段及返答候処、早速右治太夫客館へ參

候付半兵衛致相對候、趣者、去ル廿六日信使船御領分南風泊江泊船、翌廿七日当関着岸候而御座候。廿六日之晩より廿七日之朝迄一日分下行之儀、此御方御領分南風泊之儀候へ者、筑前守方より差出候段遠慮存候。此内對州五日頃頭津江左近右衛門・平田隼之助其段申返候處、延享年信使来聘之節も一応南風泊繫船一日分下行筑前守殿より差出先格眼前之儀ニ付、此度茂其通可仕様、津江・平田へ此御方五日頃頭衆より被仰返候段致承知御尤存候。南風泊江繫船一日分之儀者、弥筑前守方より差出可申候（12）。

とあり、27日の昼に福岡藩の通信使の応接担当であった下行奉行の辛島次太夫が赤間関の通信使宿舎を訪問して萩藩の接待責任者であった吉田半兵衛と面会を行い、南風泊から赤間関までは萩藩の藩領なので福岡藩では下行（食料の補給）は出さないということを伝えたものの、萩藩側は「先格眼前之儀ニ付、此度茂其通可仕様」と主張している。

ここで興味深いのはさらに

尤從事申船壹艘差返而当関江廿六日之夜中着船、仕候。是者いかゞ可仕哉と申候處、一艘ニ而茂当関着仕候官船江其御方様より下行被差出候儀無之、此方より差出候、勿論之儀御座候通、半兵衛治太夫江申返候。左候而治太夫半兵衛江申候者、帰帆之節南風泊江繫船之儀ハいかゞ参候儀御座候哉ニ付申候故、其儀ハ既興御答茂難相成御座候。其上帰帆之節南風泊江繫船之先例無之と覺申候。帰帆官船引渡之儀も此方領分舟島引嶋之間にて小笠原様衆江引渡御被方様、引船御付被成候儀御座候へ者、不順にて南風泊江繫船候共、小笠原様漕船ニ而可有御座候。然者其御元様末御引請不被成、漕船等茂御付不被成内之儀御座候得者、下行之儀茂被差出候御事とハ不被存候儀、及挨拶候得者、於彼方茂相応之挨拶にて引取候事（13）。

とあり、①一日早い26日に赤間関に着いた船の下行については萩藩の吉田はそれは萩藩が出すといっているとともに、②また、辛島は吉田に信使が帰国する際にこのようなことが起こるならどうするかを相談したところ、萩藩の吉田の答えは、帰りの前例はないが引船に関しては舟島と引島の境界線からは小倉藩が引船を出すようになっているので、臨時寄港の時の下行は船を繋ぐ小倉藩の責任であると主張し、それを聞いた辛島も納得していること、である。

このことから、萩藩と福岡藩は互いに下行の責任を押し付け合うのではなく、小倉藩の責任に転嫁することによって、長年にわたるお互いの信使接待の負担を軽減しようと図ったといえよう。吉田氏は福岡藩と萩藩とが通信使接待の負担を巡って押し付け合っていたとの見解を示しておられる。確かに表面的にはそのように見ることができるが、両者の交渉を見ていくと、藩の負担を前提とした通信使接待の枠組み自体に両藩が疑問と反発を示していることを読み取ることができるのである。

家康政権下の慶長12年（1607）の国交回復交渉に際して第1回の通信使が派遣されて以来、第2代秀忠政権を経て第3代家光政権までの5回の派遣が世子誕生や将軍就任のほか「国王」から「大君」への移行や日光東照宮の完成など幕府体制の画期ごとに派遣されたのに対して、第6回の明暦元年（1655）の第4代家綱から第11回の宝暦13年（1

763) の第10代家治の将軍就職までの6人の将軍の時代には将軍就任の祝賀の際に派遣されるようになった。このように11回と回を重ねることを可能にしたのは幕府の権威であったが、宝暦期にはそれに陰りが見えてきたことを示している。

さらに「公儀人記録 下」の同月31日の記事によれば

一同晦日晴天と明日は晴天にても出帆不趣相聞候。依之、年始之入用追々宍戸殿より申出御用意被仰付候。委細之儀者向方々之記録ニ相見候故、不具。

一諸郡江沙汰相知候。鹿追々ニ三疋取急差出候。依之、朝岡一学江半兵衛致相對、申候ハ、此内被仰聞候鹿先一疋短束相遣候間、相通候へ者、夫者御手際之儀嘸三使衆被致太慶にて可有御座候。於朝鮮ハ牛を以、祭り候由御座候故右之代」鹿を被望候。然時者無此上御馳走向と申候付、半兵衛申候者、左様之趣候へ者心遣仕候。詮有之可然儀ニ候。併向後鹿之儀格相成候而者いか、候間、其段被仰返置可被下ニ付、申送候処、委細得其意候段、一学挨拶ニ而早速上々官江相送可申候事。

一右之趣、三使被承之別而太慶被仕候。御心遣之段、宜敷及御挨拶候様ハ上々官を以、挨拶にて候段、一学半兵衛へ申聞せ候。左候而者鹿早々三使寝所之方江御差越御引渡候様との儀ニ而、是者下行ニ而ハ無之、年始用ニ付、右之通御差候由申候(14)。

とあり、翌日(元旦)は晴天でも信使の船は出帆しないことになったため萩藩は赤間関で信使のため新年に必要な品物を準備しなければならなくなったことがわかる。特に全藩に鹿3匹の用意を命じているが、対馬藩の儒臣朝岡一学は萩藩の吉田に対して、鹿一匹をまず用意して信使に渡すように要請し、そうすれば信使は大変喜ぶだろうとの知恵を授けている。ここで興味深いのは、朝鮮では、新年行事の時には牛を供えるが、前述のごとく同月27日に牛の提供を萩藩に拒否されたことから、日本で牛を備えることは無理だと思ってその代わりに鹿を求めてきたことである。それに対して吉田は、朝岡に対して求める鹿の大きさを尋ね、朝岡は吉田に正月用の鹿は通常の下行(食料)ではないので、直接に信使の居室へ運び込むよう指示している。

このことから、萩藩と妥協する朝鮮側の姿が伺える。朝鮮側は前術した牛のトラブルのことを踏まえて、自分の要求を貫くのではなく、萩藩に妥協できる要求をしていることが分かる。

さらに「公儀人記録 下」宝暦14(1764)1月4日の記事によれば、信使一行は同日の出帆することなく赤間関にとどまっていたが、

但鉄右衛門、半兵衛江物語ニ副使之儀者、釜山浦より以来度々難渋有之候。先佐須・赤浦迄之間にて梶を流され對州より勝本迄之間にてハ梶木おれ、藍島ニ而者副使船洲江」乗上ケ水船相成、危キ事下筋にて者」数多之儀ニ候処、御国中ニ而者、引替候而無難至極安心悦之趣御座候。依之、一禮之心にて被相送候之間、其御下意之思召候様ニと申候付、及相当其訳をも織部殿江申達候事(15)。

とあり、対馬藩の御用人である嶋唯鉄右衛門(只右衛門カ)が吉田に語ったところでは、副使の船は釜山浦出発以来たびたび事故に見舞われており、対馬の赤浦まで来る間は船の舵

が流され、対馬から壱岐の勝本までは舵の支柱が折れてしまい、福岡藩領の相島到着の際には副使の船が砂州へ乗り上げたため浸水してしまったという。さらに見えないところで「危キ事」がたくさんあったため、藩内では通信使の参府が続行されたことに喜んでおり、「一禮之心」で細心の注意を払っている。その意をくみ取ってほしいと語ったため、半兵衛は家老である毛利織部に報告している。

通信使接待における諸藩の連携については吉田智史氏も指摘されているが⁽¹⁶⁾、このことから、通信使接待という幕府の命令に対する藩の忠誠心を超えた藩と藩の間の私的な共感と親近感が芽生えていたことが感じ取れる。

第4節 通信使接待における幕藩領主関係

さらに再び「公儀人記録 下」の宝暦12月27日の記事によれば

一同二十七日暁天半兵衛南風泊江通ひ船にて罷走、対馬守殿取次船江参、多田幸左衛門江遂相对申入候者、対馬守様御機嫌能是まで御着船被遊、信使無御障奉恐悦候。家老毛利秀之助其外役人共曳嶋申処迄御迎罷出候而扣居候て御通船之節風次第御船江此方船付候間相無覚束候間御迎罷出候者。名付爰元にて御渡申度由申入候得者。御取置可申達挨拶ニ付、則渡之候左候。而私儀留守居役相勤、此度対馬守様御用達被申付、防州上関迄茂付廻り申付候。且又家来吉川左兵衛茂、対馬守様為伺御機嫌、御家老中迄内坂一平与申者当関迄差出候間、是又左様御聞置被下候様申入候処、幸左衛門委細致承知、追付可申聞之由ニ付、及担当引取、夫より両御家老并裁判役之乗船江見廻り置候。御出船日時頃之由ニ付、早速罷帰委之助殿乗船江参、右之段申達候。右取次江相渡名付左之通奉書切紙⁽¹⁷⁾

とあり、通信使と対馬藩主が南風泊に到着した27日早朝、吉田は対馬藩の取次多田幸左衛門に会うために南風泊に向うとともに、分家である岩国藩の家老内坂一平も挨拶に向かった。

このことから、南風泊においては通信使が到着した後に挨拶に向い、あらかじめ出迎えることを避けているほか、対馬藩—萩藩—岩国藩という階層的秩序が見られる。

さらに「公儀所記録 下」の12月27日の記事に

一信使客館着之上家老其外役人共御頭者御覧可申入哉。明日ニ可仕哉と裁判役三人相揃居候所江半兵衛罷越申談候へ者、今晚可然候間追而案内可申之由にて引懸平田藤左エ門罷出、御答御引請可被仕との事御座取候由ニ付、名付所習へ相渡、左候而会席江左之面々罷出候。いつれものしめ長袴着用之事⁽¹⁸⁾。

とあり、朝鮮通信使が宿に着いたら家老をはじめ主な役人はその日のうちに挨拶した方がいいのか、それとも次の日に挨拶した方がいいのかについて、半兵衛が三人の裁判役に相談した結果、今晚挨拶に行った方がいいという結論に達し、対馬藩の裁判役である平田藤左衛門のところの名簿を提出している。その結果、

右面々会席相揃居候処上々官老人裁判役同道罷出候付、上々官江向候而、三使無御障是迄御着岸之御祝儀申入候段、相演候へ者。通詞之趣相通候。上々官より是ニ控候様ニと通詞を以被申聞ひかえ居候得者、追付上々官罷出、三使申候処ニ入御念儀忝存候宜申候様ニとの儀ニ通詞を以被申聞候事（19）。

とあり、対馬藩の通事に付き添われて現れた上々官へ萩藩の役人たちが挨拶し、それを通事が通訳し、上々官はいったん退席し、萩藩の挨拶の言葉を三使に伝えた。こうして今度は三使の感謝の言葉を上々官から対馬の通詞を通して萩藩の役人に伝えたという。

さらに

一右相済候而三使上々官御進物御使者国司太郎左エ門相願申候。上官已下御使者末国善十郎相努候尤於会之間御進物差着出置、裁判役引合ニ而上々官罷出御使者相勤候事（20）。

とあるように、次に萩藩の三使と上々官への進物の使者である国司太郎左衛門と上官以下への進物の使者である末国善十郎が会見の間で進物を差し出すと、対馬藩の裁判役に伴われ上々官が現れ三使への取次を務めた。このように萩藩の役人の挨拶および信使への進物の贈与に際しては、三使と日本側との間には上々官、萩藩と通信使との間には対馬藩が入り、直接的なコミュニケーションが出来ないシステムになっていたことが分かる。

さらに

一右御進物相済候以後、左京殿付使者内坂一平儀上々官江相對三使着祝儀申入度由ニ付、裁判役平田藤左エ門江半兵衛右之趣申通候処上々官江藤左エ門其訳申達候得者上々官会之間罷出候。依之一平儀半兵衛同道罷出右之祝儀申入させ候事（21）。

とあり、支藩である岩国藩からの使者内坂一平が上々官に会って三使に挨拶を言いたいと吉田に言ったところ、吉田が上司である裁判役の平田藤左衛門を通して許可を得た後、内坂は上々官に挨拶をすることになる。このことから萩藩のみならず支藩も使者が通信使にお祝いの言葉を述べる形で接待に参加していたこと、接待において対馬藩—萩藩（本藩）—岩国藩（支藩）という上下関係が存在していたことが分かる。

まとめ

本章では、宝暦13年（1763）の通信使に際しての萩藩の通信使史料である「公儀人記録下」を用いて通信使接待をめぐる藩と藩の対応を検討した。それによれば以下の四点が明らかとなった。まず萩藩は、不必要な前例を残し、これからも同じように接待しなければならないことを恐れていると同時に、通信使接待において計画の緩みを感じ取れるとも言えよう。

次になるべく信使の希望に応えることがいい接待だという積極的姿勢の対馬藩に対して、できるかぎり新たな問題を生じさせたくないという原則から出ることのできない萩藩の限界も分かる。

また、萩藩と福岡藩は互いに下行の責任を押し付け合うのではなく、小倉藩の責任に転嫁することによって、長年にわたるお互いの信使接待の負担を軽減しようと図ったといえる。両者の交渉を見ていくと、藩の負担を前提とした通信使接待の枠組み自体に両藩が疑問と反発を示していることを読み取ることができるのである。通信使接待という幕府の命令に対する藩の忠誠心を超えた藩と藩の間の私的な共感と親近感が芽生えていたことが感じ取れることによって通信使接待に対する従来の緊張感が無くなってきたとも言えよう。

最後に、通信使接待において藩と藩の間に上下関係が存在したことが分かり、領主間の意志伝達が容易ではなかったことが分かる。

註

- (1) 吉田智史「朝鮮通信使をめぐる西国諸藩の動向—萩藩大坂留守居の活動を中心として—」『七隈史学』第4号、2003年。同「朝鮮通信使『漂着』への対応—宝暦通信使福岡藩と萩藩の事例として—」『七隈史学』第8号、2007年、92頁。
- (2) 註(1)前掲2007年論文。
- (3) 「公儀人記録 下」(山口県文書館所蔵毛利家文庫42-87-9)
- (4) 註(3)前掲史料。
- (5) 註(3)前掲史料。
- (6) 註(3)前掲史料。
- (7) 註(3)前掲史料。
- (8) 註(3)前掲史料。
- (9) 註(1)前掲論文。
- (10) 註(3)前掲史料。
- (11) 註(1)前掲2007年論文。
- (12) 註(3)前掲史料。
- (13) 註(3)前掲史料。
- (14) 註(3)前掲史料。
- (15) 註(1)前掲2007年論文。
- (16) 註(3)前掲史料。
- (17) 註(3)前掲史料。
- (18) 註(3)前掲史料。
- (19) 註(3)前掲史料。

(20) 註(3) 前掲史料。

(21) 註(3) 前掲史料。

第3章 宝暦通信使の迎聘交渉

第1節 迎聘交渉の役人としての「差倭」について

本章では宝暦期における通信使応接の変化を倭館における対馬藩と朝鮮との迎聘交渉においてみてみたい。第一章で見たように宝暦期の対馬藩は従来の朝鮮貿易の利益の維持のための通信使応接から幕府からの拝借金の維持のための通信使の接待に変化したことが指摘されていることが迎聘交渉の場においてはどのようにあらわれているのであろうか⁽¹⁾。

宗家文庫所蔵の朝鮮通信使関係史料は天和から文化まで675件あるが、通信使の迎聘交渉にあたった対馬藩の役人についての史料は正徳、延享、宝暦の3回しか残っていない。

具体的には正徳の通信使の際の「朝鮮江御使者樋口佐左衛門被差越覚書」、延享の通信使の際の「修聘使古川主典朝鮮江被差渡候覚書」「信使迎裁判小野六郎右衛門朝鮮江被差渡彼地逗留中帰国迄之覚書」「迎聘使大浦兵左衛門朝鮮へ被差渡候覚書」、宝暦の通信使の際の「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」の7点の史料が残存している。

通信使の来聘交渉は①対馬藩主から礼曹参議宛ての書契、②朝鮮側から対馬への問慰訳官の派遣による節目講定の順であることが三宅英利氏によって指摘されているが⁽²⁾ 対馬藩からの役人の派遣については正徳元年2月の「護行大差倭」平田隼人からである⁽³⁾。続く享保の通信使の来聘交渉は①享保元年9月の対馬から朝鮮への告訃使、11月の告慶参判使の派遣、②同11月には「節目講定」のための訳官の派遣を要請する裁判の派遣、③同年12月の朝鮮から対馬への「問慰兼弔慰」のための堂上官の派遣であった⁽⁴⁾。さらに延享の通信使の来聘交渉は①延享2年12月の修聘使の派遣、②同3年9月の訳官迎裁判の派遣、③同4年3月の朝鮮から対馬への訳官の派遣と「節目講定」、④同年8月の迎聘参判使の派遣であった⁽⁵⁾。さらに宝暦の通信使の来聘交渉は①宝暦11年10月の信使裁判役と修聘参判使の任命、②同13年2月の「節目講定」のための信使迎裁判の倭館への派遣となっている。

これに対して田代和生氏は、「日本や朝鮮になにか特別な出来事があったとき、そのつど臨時の使船が派遣される。これまで度々出てきた『差倭』である。(中略) 朝鮮側では礼曹参判へ遣わされた差倭を特に『大差倭』と称し、中央政庁から接慰官を倭館に派遣して篤くもてなすのを恒例としている。対馬側でいう「参判使」がこれで、参議に派遣される「小差倭」と、使節団の構成や応接内容などの面で、かなり優遇されている⁽⁶⁾。」とされている。田代氏の分類によれば通信使の「修聘使」「迎聘使」は「大差倭」であるのに対して、「裁判」は「小差倭」であったという。

参判使とは対馬藩主から朝鮮の礼曹参判宛の書簡を持参したことから称された使者であり、朝鮮側からは「大差倭」と呼ばれていたという。

裁判とは「差倭」(年例送使以外に臨時に出来する外交使節)の一種の「小差倭」として

とりあつかっており、他の差倭が形式的な外交儀礼の遂行のみに流れがちであったのに対して、裁判はおもに交渉の実際面を担当し、対馬の朝鮮外交の実質的な推進役となった⁽⁷⁾。

都船主とは、正官や副船が乗船してない船のトップのことであり、また、「封進押物」とは外国に行く使者と同行し、朝貢物の交易を担当した人のことで、ここでの「封進」とは朝鮮国王への進上物を担当する対馬の役人を称すると思われる⁽⁸⁾。

通信使の迎聘にあたっては、対馬藩から迎聘裁判と迎聘使（修聘参判使）が倭館に派遣される。宝暦13年（1763）の通信使迎聘に際しては、同年2月9日に迎聘裁判の平田所左衛門が派遣され、4月11日に迎聘使の俵平磨が派遣された。

迎聘使に任命された俵平磨の記録である「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」の宝暦12年（1762）12月12日の記事によれば、

右者多田主計儀御下着之御使者被仰付、被罷登候処、十月於大坂病死ニ付、詰合之内堅物迎聘使被仰付筈ニ候得共、近頃帰国其上、信使奉行をも被仰付置、彼是ニ付、迎聘使之儀、俵平磨江被仰付候。且信使一体之御要用を司候付、朝鮮御用支配加役をも被仰付候（以下略）⁽⁹⁾

とあり、同年10月に迎聘使の多田主計が大坂で病死したため協議の上、多田監物を後任者として再び任命するべきところ、多田監物は送聘使に加えて信使奉行にも任命されていることから、俵平磨が迎聘使兼朝鮮御用支配加役に任命された。

このように本来、多田監物が多田主計が任せられるべき迎聘使に様々な事情から俵平磨が抜擢されたことから、彼には経験や事態に柔軟に対応する準備が不足していたことがうかがえる。

迎聘使は通信使を朝鮮の釜山に迎えに行くとともに対馬まで同行する役目であり、送聘使とは通信使を釜山まで送り届ける役目である。迎聘使と送聘使の任命の経緯について、「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」の翌12年（1762）4月27日の記事によれば
一多田監物儀、退休参判使被仰付置候得者、退休使相勤帰国之上、直ニ迎聘使ニ可罷渡段、海上不順何角間筈ニ不合儀も可有之哉ニ付、振替之儀監物より被願出、多田主計儀迎聘使、監物儀送聘使被仰付⁽¹⁰⁾

とあり、前年10月22日に平田所左衛門が信使裁判役に任せられた（「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」）翌日には多田監物が迎聘使、多田主計が送聘使に任せられた。しかし多田監物は参判使として朝鮮に渡った直後の再渡航となるため、万一天候不順のため参判使として帰国が遅れた場合を考慮して宝暦12年（1762）4月27日に両人の職を交代することとなったが、迎聘使の多田主計が大坂で死亡したため、同年12月20日に俵平磨が任命された。さらに同年5月9日には都船主として朝岡一学、封進として小林藤蔵が任命された。

（1）迎聘裁判の役割

前年の宝暦12年(1762)12月の年寄中から平田所左衛門宛の「覚」によると

一①信使出府時節之儀、来九十月之間と被仰出候付、凡海陸之道程を考、六月上旬御国江渡海有之候様被仰懸、修聘使ニ而御請相済返翰対 公義江被差上置候処、頃日館守より申越候者、仲举玄同知聖仕李同知并両訳申出候者、来年信使渡海時節之儀、先般相済居候処、此度新東萊下府之砌、從朝廷被申含候者、国内凶年ニ付、諸向之用意難相整候付、渡海之期一兩月延引被仰付被下候様と之趣、衍々申聞候段申越候。②兩國之間各別重大成事を軽々敷被存居候様、相聞於事躰不安次第ニ候。③乍然是非ニ之御国江申上くれ候様立而相頼候ハ、御国より公義江如何可被仰上哉難計候得共、先右之越申上見可申候間、其趣真文ニ書付可被差出候間、申聞真文差越候様、先達而館守江令差函候。④依之貴殿被罷渡候ハ、訳官其極而右之儀可申出候間、拙者ニ者六月渡海有之筈と被仰渡候、乍然貴国各別之差支ニ而是非御延引無之候而難吐訳ニ候ハ、最早六月と申候而者間茂無之事故、大成間違ニ可相成大切存候。⑤尤其趣者定而真文ニ書付、館守江為差出置ニ而可有之候間、館守申談御国思召茂可被成御座候間、各被申聞候処、間違無之様可致候と被申達、館守申談飛船を以早々可被申越候、以上 (11)

とあり、家老は平田に、①信使が江戸に着く時期が来年9月か10月であることから6月には対馬に到着するように修聘使が確認した朝鮮からの返事を幕府に提出しているにもかかわらず、最近の倭館の館守の知らせでは李同知と2人の通訳が倭館の館守のもとに「来年信使の出発が決まっているけれど東萊府から朝廷の新しい命令が来て、凶作、飢饉のために信使派遣の準備が間に合わないから派遣時期を2か月延期して欲しい」ということを伝えに来た、②兩國の重大な行事をととても軽く考えているように聞こえ、心配している。③しかしながら是非に延期したいとの願いなので、このことを幕府にどのように伝えたらいいか悩んでいるけれど、取りあえず朝鮮の願いを文書にして館守に渡すように伝えた。④そういうことであな(平田)が朝鮮に渡ったら、通官がそのことを言って来るだろうから、「自分は6月の渡海と聞いているが、特別な事情によって延期をせざるをえないのであれば6月の渡海には間に合わず重大な過失が起きる危険がある、⑤そうであるなら必ずその内容を文書にして館守に渡すようにしているのだから館守と相談して対馬藩の考えを踏まえて間違いないよう船を送るようにと平田に指示している。

(2) 3月13日の口上から見る迎聘使

すでに迎聘裁判の平田所左衛門は宝暦13年(1763)2月9日に豊浦を出帆して釜山に到着し、続いて迎聘使の俵平磨らの僉官が3月13日に乗船する。

「3月13日」の記事には迎聘使の俵平磨が出発に当って疑問点を整理した「口上」が記載されている。「口上」は全4条について藩当局の回答もしくは指示ともいべき「付紙」が付されている。それによれば

《第1条》は

頃日大炊方より来状之趣ニ而ハ信使渡海期日延之儀、先ハ雖被仰上、海上不順等ニ而延引之次第ニ取計候ハ、少々相延候よりハ取計方可有之と之趣御座候。然ハ朝鮮国ニ而者、六月之渡海御延被下候様願出被置、何れ共御返答無之内ハ、先八月上乗と心得可被申事存候

公議江者被相願候筋不被仰上、御内々之御取計事ニ相成候而者国書之月付等ニ至間違可申様ニ被存候。此儀ハ如何相心得可申候哉。尤不遠江戸表より茂、其後之返答茂可相達候得共、私乗船前御評議承置度存候。

付紙

御承知之通、朝鮮国より被相願候次第、追々江戸表江申越置候得者、今に成否之儀不申来候。一旦申越置候事故、何れ成否治定之儀不申来候得者、其節御通船之所迄委曲早々可申越候⁽¹²⁾

とあり、通信使の渡海が天気の不順で多少延期されるのは対応できるが、朝鮮から6月に来ること自体が難しいというのはどう対応したらいいかわからない。8月になることも覚悟しなければならない。幕府に言わずに対馬藩内で処理すれば朝鮮国の国書の日付と食い違いが出てくる。自分が朝鮮に出発する前に幕府からの返事をもらいたいとしている。これに対して「付紙」では、江戸へも報告するので幕府から返事が来たら船があるところに連絡するよう説明している。

《第2条》は

一右ニ付、我々儀二月中上船御関所ニ而暫渡海見合候筋ニ被取斗候時、当年ハ節茂早々候故、四月ニ茂懸り候者、万一●●ニとも相成渡海差急候而茂、不順等ニ而幾日滞留と可相成茂難計事候。迎聘之儀ハ渡着之上、裁判を以何角申組之次第可有之候得共、御関所江者不相滞順風次第直渡海者仕於彼地、夫々申組事茂相濟。尤茶礼之儀ハ見合候取斗方茂可在之事候。万一三使衆渡海期日彼方望之通、八月被延候様ニ相極江戸表より其訊申来、朝鮮江被仰達候ニ相成候ハ、我々共其時節迄逗留ニ相成候迄之事ニ御座候故、渡海之儀ハ不相控置順次第渡海被仰付如何可有御座候哉⁽¹³⁾。

とあり、同僚の返事に対し俵は、右の理由で2月中船に乗らず、関所で待つことを考えているが、今年は季節の変化が早いので4月になると風が変わってしまうので船に乗るのがもっと難しくなるかもしれない。迎聘使は朝鮮に渡ってから取り組まなければならないことが多いから風がよくなったら渡海して仕事を済ませたい。もっとも茶礼の儀式は省略できるので、もし三使の渡海の期日が、朝鮮側の望み通り8月に延期されることが許可されたら幕府の意思を伝えるために自分らも朝鮮にいななければならない。そういうわけで待たずに順風次第に渡海したいと意見を聞いている。これに対して

付紙

此方より御左右申進候迄ハ先御関所ニ而御渡海被相控候様存候

と回答するまで渡海を待つように命じている。さらに《第3条》では

一三使衆六月渡海一両月御延被下候ハ、八月ニハ急度上船可致と之儀ニ御座候付、万一

一兩月御延被成候ものニ仕候時、彼方被申出候通、弥八月ニハ上船無間違様、相心得可申哉之

付紙

御紙面之通、御心得被成度候⁽¹⁴⁾

とあり、三使の渡海が6月から2か月延びるならば8月には間違いなく乗船できるのかと尋ねたのに対して、そのつもりでいるようにと回答している。続く《第4条》では

一接慰官下府之上、茶礼可相整旨申達候ハ、茶礼茂夫たけ可相延候故、八月中旬ニハ目明キ之積と相見候段、朝鮮方之面々凡積之書面ニ御座候。此儀信使立ニハ東萊斗ニ而先茶礼ハ相濟候先例と相見候処、此節ニ限、是非ニ而接慰官下府を相待可申と相達候筋ハ何とやら如何敷様ニ被存候。依之此方より可申達候ハ、三使衆渡海時節六月と被相極公儀江茂被成御届候処、其後故障之訳ニ付、一兩月渡海被差延度旨、館守迄被申出候。此儀ハ最早一応相極居候次第今更

公儀江難被仰上筋ニ候。乍然、朝鮮御国躰故障之由被申上候事故、其促ニ茂難差置、先其次第東武江御伺被仰越候得共、否之儀未申来候。乍去、迎聘使之儀、兼而相極候期月茂有之候故、六月渡海之積を以被差渡。依之接慰官早々下府有之候様、何レ茶礼ハ接慰官下府之上、相整可申候ニ付、早々啓聞有之候様、申達可然哉と存候。尤其時宜ニ応、東萊一人ニ而相濟候様ニも可致、期月延之儀江戸表江被仰越御返答、未相達候との意味申達置候儀、如何差支之筋ハ有之間敷哉之事

右之趣心付之次第致書載、入御披見申候御衆議之上、否御差図被下候様、奉存候、以上

二月三日

俵平磨

付紙

御渡海之上、御見合接慰官下釜にて茶礼被致延引、御用向可相滞候ハ、東萊斗ニ而被相濟度候⁽¹⁵⁾

とあり、俵は対馬藩の朝鮮方からの情報に基づき、従来、東萊府の役人だけで行っていた茶礼を今回に限って漢城(都)からの接慰官の到着を待つようになつたため通信使の渡海は8月になると予想すると同時に、今回に限って接慰官の下府を待つようにと云う朝鮮側の態度を「何とやらいかがしき」と不審に思っている。そしてそれに対する対応として、「すでに通信使の渡海は六月になると幕府に届けてあるため、今更2か月遅れるという連絡を幕府に言うのは無理である。しかし朝鮮の国内事情であるのでそのままには出来ないため、幕府に事情を伝えたがいまだ返事がない。迎聘使である自分はいくまでも通信使が六月に渡海するという決まったスケジュールにしたがって迎聘のため釜山にやってきました。したがって接慰官には早く来てほしい」と東萊に伝えるべきであるとして、接慰官が早く来ないなら、東萊だけで茶礼を行うべきであり、通信使の渡海が延期されることに対する幕府の返事がないということは茶礼を遅らせる理由にはならないと主張している。

それに対する付紙は、俵の主張に従って接慰官の釜山への到着が滞るようであれば東萊

府だけで茶礼を済ませてほしいと朝鮮に伝えるようにという返事である。

このことから迎聘使である俵は、対馬藩の要望を東萊府伝える役割をもっていることが分かる。

第2節 迎聘裁判平田の迎聘交渉と迎聘使との関係

池内敏氏によれば、伝統時代において、外交使節が外交文書と礼単を交換する外交形態は、国際社会を安定させたシステムの一つで、その行為は外交性格を規定するほど大事な意義を持っているとされている⁽¹⁶⁾。

特に礼単の場合、品目と水量、受給者を決めることは外交性格を決める重要な儀式だけではなく、経済的価値の交換であったため一定の基準と手順によって行われたとされている。しかし、自然的、社会的条件が違う国家間の財貨の移動であったため、状況によって調節すべきにもかかわらず、礼単は定型性を強調し、両国の財政を圧迫することで、通信使廃止の一つの要因として指摘されている⁽¹⁷⁾。

通信使の礼単の数に関する従来の研究においては、池内敏氏が朝鮮側の史料をもとに、

延享4年(1747)：関白、旧関白、若君、執政、執事3人

宝暦13年(1763)：関白、執政、執事3人⁽¹⁸⁾

とされているが、朝鮮が送ったとされている記録と日本が受け取ったとされている記録が一致していない場合があると池内氏は指摘し、迎聘交渉の時、対馬の礼単増減要請で外交摩擦が起きたこともあるが、朝鮮の理解で妥結したとされている⁽¹⁹⁾。

では、宗家文書の「宝暦通信使記録」の中から「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」と迎聘裁判の平田所左衛門の「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」を取り上げ、宝暦13年(1763)の通信使派遣に際する迎聘交渉を見てみたい。

「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」は宝暦12年(1762)10月に迎聘使に任命された俵平磨の覚書であり、その内容は宝暦11年(1761)10月23日に通信使来聘のための迎聘使として当初、多田監物が、送聘使として多田主計が任命されてから、同13年(1763)10月23日に通信使一行が琴浦を出船するまでの記録である。

これに対して「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」は宝暦11年(1761)10月22日に平田が迎裁判に任命されてから同12年10月27日に通信使とともに釜山から対馬の府中に到着するまでの記録である。

ここではこの2つの史料を比較しながら迎聘交渉の経緯を見ていくこととするが、「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」によれば、倭館での通信使の迎聘交渉は主に朝鮮側の訳官である上々官であった李同知と迎裁判の平田所左衛門との間で行われている。

「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」によれば両者は3月18日から8月28日まで21回会って交渉している。

宝暦通信使の礼単に関する日本と朝鮮の交渉の記事を見てみると、第2回目の交渉である4月24日に李同知と訳官二人が入館して平田と面会した時の「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」の記事によると、

一李同知并両訳儀、通詞兩人同伴入来ニ付致対面、小田常四郎を以別紙ケ條書之通御用向申達候処、李同知相答候者、①御渡被成候御ケ條之趣得と拝見仕候。其内御宗室之儀、先達古裁判より御達有之候付其次第都表ニ而朝廷方江申上候処、御宗室之儀先年茂御五人ニ而相濟居候付、此節茂御五人より外ニ従三使進物等不申由堅被申付候間、此節私より又々申出候儀、何分ニ茂相成不申段申募り、②其上御執政御参員之儀は又私より申出候儀決而相成不申候。其次第ハ戊辰年之信使ニ御六人被成御座候付、其節茂御折渡有之、従貴国被御聞候者 大御所様大納言様茂不被遊御座候故、御執政御増被遊候段被仰聞其通相濟申候。然者此節者 大御所様 大納言様茂不被遊御座候事故、御減被遊候筈之儀と奉存居候処、却而御増被遊候段、如何儀之次第ニ候哉と従朝廷被相尋候節申聞候道無御座候段申聞候付、私相答候者③御宗室・御執政方御員数之儀朝廷江難申出段被申聞候得共、御宗室之儀ハ此節宮内卿様御増被遊候事故、其節者御五人様ニ而相濟候得共、当節者御六人様進物不被相送候而不吐事候。尤御執政之儀、御代ニ依御員数増減急度有之候。貴国之儀者不存候得共、我国国風ニ而 御代ニ依御役人方増減間々有之、殊ニ東武より一度被 仰出候儀 此方様より何角可被仰上様無之候。何篇各申分計ニ而御国江可申上様無之候間、早々真文ニ被置東萊江被申出候上ニ而、啓聞ニ相成候様可被致段申達候得共、段々難渋仕、終月論談仕候処、漸納得仕押詰、李同知申聞候者④廢使如何可被存茂難斗奉存候得共、先真文ニ置、府使江可申達候。成否之儀難斗奉存候得共、何等啓聞ニ相成候様可仕旨申聞候 (20)

とあり、迎聘裁判である平田が通詞の小田常四郎を通じて簡条書の手紙を渡したところ李同知曰く、①渡された条文のうち御宗室については、先の裁判から聞いたとおりに宮廷に伝えていたところ前回と同様今度も5人しか従三位の贈り物はしないと言われてるので自分から増員を願い出ることにはできない、②執政の増員についても自分から増員を願い出ることにはできない。その理由は前回延享5年(1748)の通信使のときに6人分を送ることにした。日本側の説明では大御所大納言がいないので執政の数を増やして欲しいというのでその通りにした。従って今回は大御所大納言もいないので減らしてもいい筈だと思っていたところかえって増やして欲しいというのはどのような理由であるのかと朝廷から尋ねられたときにどう言っているかわからない、とのことであった。

それに対して平田は、③宗室は宮内卿(家重の子の徳川重好)が増えたので5人から6人になったこと、執政の数は將軍の代によって変わるし、特に幕府から一度言われたことは逆らうことはできない。対馬は幕府にこの話をいうのが出来ないので、李同知はこの内容を文書にして東萊を通して漢陽(都)に報告するように」と説得して1日かかった後漸く日本の主張が通り、李同知は④通信使が廢止になるかもしれないけれど一応漢陽に報告はしてみる、と返答した。

延享通信使の時の講定節目を見ると、当時幕府へ進物の名簿には、宗室5名、執政5名に進物をしたとされており⁽²¹⁾、従事官であった曹蘭谷の『奉使日本時間見録』にも、宗室は紀伊大納言宗直、尾張中納言宗勝、水戸宰相宗翰、刑部卿宗尹、右衛門督宗武の5名、執政は雅楽守忠知、相模守紀正、伯耆守藤正、右近将監武元、隠岐守忠直の5名となっている⁽²²⁾。

しかし、今回宝暦通信使では、宗室6人、執政4人、京伊1人、執事が6人となっており、趙曦の『海槎日記』によると、宗室6人は尾張中納言宗睦、紀伊中納言宗将、水戸宰相宗翰、刑部卿宗尹、右衛門督宗武、宮内卿重好、執政4人は酒井左衛門尉忠寄、松平右近将監武元、秋元但馬守涼朝、松平右京大夫輝高、京伊は阿部伊予守正右、執事は板倉佐渡守勝清、水野壱岐守忠見、鳥居伊賀守忠孝、小出信濃守英智、酒井石見守忠休、松平摂津守忠恒であった⁽²³⁾。

迎聘使であった俵の3月13日日の口上にあるように、宝暦13年(1763)の通信使の迎聘交渉においては朝鮮側からの期月延べの要請が大きな問題であったことを取り上げたが、これに対する宗室(徳川一門)と執政(幕閣)への朝鮮からの贈り物の拡大という幕府側からの要請こそがいまひとつの交渉の問題となったのである。

こうした幕府による贈り物の送り先数の度重なる変更の要求は、御三家を中心とした徳川家による一族支配から将軍とその側近による側近支配へという宝暦・天明期の幕政の権力構造の変化があらわれている。そしてそれは法に基づく官僚制国家であった朝鮮側にとっては理解できないことであった。

すなわち大石慎三郎氏によれば、当時宝暦期は、幕府の権力構造の変化が意欲的に計られた時代であると言われていて、幕政首脳権力の昇進コースは、①奏者番→寺社奉行(兼)→大坂城代→京都所司代→老中というコースと、②小性→側衆→側用人(御用取次)(将軍の信任)のコースがあったとされている。江戸時代の行政府は、家格の高下とポストの高下が一致するのが原則であったが、経済社会化現象で幕府の財政悪化に伴い、②のように身分より才能を重視するようになったとされていることで、執事が六人に増える実態になったと考えられる⁽²⁴⁾。

また、下線のように日本は幕府によって執政が変わる封建的主従制であることに対して、朝鮮は中央官僚制であったということで両国の違いが見えてくるのも指摘したい。三宅氏は、宝暦通信使の場合、朝鮮は中国王室を中心とする文化先進国としての優越意識と対馬の約条無視に不満が高まったとされているが⁽²⁵⁾、本文のような両国の政治システムの違いと、序論でも言及した当時の幕藩政事態の大きな変化も朝鮮との対立と関係深いと言える。

同じく平田の覚書によれば翌年4月27日に第3回目の交渉を行っているが、

一季同知両訳江御用筋可申達候間、令入館候様申遣候処、頓而令入来候付、遂対面大通詞を以申達候者、①信使渡海期月延之儀兼而被願出置候処、今般御国より申来候者、信使渡海時節之儀ハ一旦両国被仰組相済居候儀御変通之儀被申出 公儀ニ被仰上候時、御聞入之程如可有御座哉。却而殿様御首尾ニ茂可相拘哉之程茂大切ニ被 思召候得共、貴国飢饉ニ付萬民及飢餓候と之事不容易事ニ而御通交之上ニ而者御気毒ニ被見召候付、

成否之程難被計候得共、真文之趣を以江戸表江被為 仰越と之御事候。②然処時節段々相迫居候処、未何連共不相濟候。為諸般之用意共ニ若ハ後ニ在之候而者、貴国之間御大切之御事候間、左様可被相心得候。尤信使御用向之儀者、裁判渡海之事候間、双方申組事等諸事手後ニ不相成様可被相動候。扱亦渡海期月之儀、江戸表より何れ共相極来候通少茂手延ニ不相成、信使渡海有之候様、一行之支度可被相整置旨、府使江茂相達可被置候様申達候処、李同知申聞候者、被仰聞候趣承知仕候。③信使期月延之儀、去秋訓州より書付を以願置候処、貴州ニ茂期月延之儀 東武江難被仰上候得共、我国凶年ニ而万民及飢餓候処、御聞通被下御厚意之上より江戸江真文之趣を以被仰上被下候而之御儀難有奉存候。渡海期月之儀江戸表より何れ共相極り来候通渡海有之候様、諸向無滞支度仕置候様と之御事承知仕候。諸向段々致支度被居候間、其期ニ至少茂遅滞不仕候可仕候。且又従裁判被仰聞候信使御用向之儀諸事順便ニ御相談申上候様可仕候。右之趣府使ニ茂委細可申達旨申聞候 (26)

とあり、同日倭館に呼び寄せた李同知と訳官 2 人に申し渡したのは、①通信使の渡海延期について今回対馬からの連絡によると、信使の渡海は両国で合意してすでに決まったことなので、その変更を幕府が聞き入れるかは分からないし対馬藩主の責任を問われかねない問題ではあるが、朝鮮の飢饉のため万民が飢餓に及んでいるのは容易ならざる事態であり外交上から気の毒であるので、成否の程は測りがたいが書簡の趣を幕府に伝えるとのことである、②しかるに次第に切迫しており、まだ何も決まっていないため、諸般の用意が後手に回っては朝鮮にとって重大な問題であると心得て欲しい。もっとも通信使の渡海については裁判が渡海して来たので双方で話し合っ諸事が手遅れにならないようにしたい。渡海の延期についてはまだ江戸から何も決まっては来ないが、少しも手遅れにならず通信使が渡海できるように支度するよう東萊府使へも伝えてほしいと申し入れている。それに対して李同知は、これに同意して③昨年秋に訓導から書簡で願い出たように、対馬藩から幕府に話にくいことを報告したことはありがたいと思う。幕府からどのような返事が来ても渡海できるようにすることについては理解できる。延期はしたけれど準備は進んでいるので渡海がこれ以上延期されることはない。裁判から聞かされた通り、通信使のことで協力する時は必要に応じて連絡をとるようにする。このことについては私（李同知）が東萊府使に報告する、と言っている。

以上の宝暦 1 2 年 4 月 2 4 日と同 2 7 日の平田と李同知の面会の記事からは、当時の対朝鮮外交における対馬藩の立場を確認することが出来る。すなわち田代和生氏によれば「貿易の危機がくれば、朝鮮外交を持ち出して幕府に詠え、一方朝鮮に対しては、幕府から折衝の全権を与えられた藩としての態度を全面に押し出し、交渉ごとを有利に導こうとした姿、両国の間であって、独自の地位を獲得した、対馬藩の強い一面をのぞかせるものがある」ということであり、田代氏が指摘したように対馬藩は、朝鮮に対しては、幕府から折衝の全権を与えられつつも幕府に気遣い幕府の決定を計りかねている (27)。

迎聘使である俵平磨は 4 月 2 日に府内（厳原）を出発し佐須の関所に入った。翌 5 月 7 日

に佐須を出帆したものの天候不住のため倭館へは入れず、同11日に倭館に到着する。迎聘使である俵平磨が朝鮮側との交渉に登場するのは5月16日のことである。

到着した5月11日の俵の覚書によれば、

一両訳儀持渡御書翰写取、館守書手房内江罷出、御書翰拜見之上、書手永留平次・大通詞渡島治郎三郎を以、館守江申出候者、御書翰之趣、先般御評定之通、信使弥六月渡海候様と之御事御座候。然処、先達而期日延之儀、此方より被願出置候御返答之成否未被仰聞候へハ、御書翰之啓聞、右之通計而ハ如何ニ付、其筋館守より被仰達被下候ハ、其趣を以啓聞有之候様、手本仕度奉存候段、館守江申出候付、裁判・都船主被申談、期月延之儀ハ 公辺之御許否ニ有之事ニ而仮初ニ茂下墨を以、可致口外道ニ而無之候得者、いつ頃ニ可成との儀、相達候筋無之候。①乍然貴国御初望之趣、於御国無餘儀思召候御厚意より東武江被仰上、随分御取持被成候思召ニ候得者、大躰貴国御願之通ニ被仰出ニ而可有之哉と被存候段、相達如何可有之哉之旨被申聞候付、以後御返答之成否ニ不差支筋ニ候ニ付、其通被相達置候様、今差図候処、左候ハ、何卒館守口達之趣、儀平次より相認呉候様申遣し候段、又々被申聞付、是又差支間敷事候ニ付、其通被致候様申達ル⁽²⁸⁾

とあり、この日、俵が対馬から持参した3通の書簡を翻訳の上、倭館の館守が確認をしたが、その内容が6月渡海のままとなっていることが問題となった。館守が延期を踏まえた補足を行うことも提案されたが、延期については外交事案であって幕府が決定することであり、自分たちが関与できる問題ではないとの判断から、延期の時期については言及しないこととした。その一方で、①にみられるように、朝鮮側の所望の趣旨を対馬藩（「御国」）が考慮して幕府に伝え、「随分御取持なされ候思し召し」（相当の口添えをするつもり）なので大体朝鮮国の願いの通りに幕府が仰せ出されるであろうと、朝鮮側の事情について理解を示し、幕府の許可が得られるだろうとの観測を述べている。

このことから、幕府の判断に従わざるをえない一方で、交渉が決裂するはずはないという対馬藩の自信がうかがえる。

5月16日は迎聘裁判の平田が李同知と3度目の交渉を行った日である。

同日の平田の覚書によれば

一李同知入館通詞兩人相附入来ニ付、遂対面、小田常四郎を以今日入館之儀申遣候処、別之儀ニ而無之、①頃日相渡置候真文書付之儀一日一日と及延引候付、毎度致催促候得共、今日迄不致出来、拙者為迎裁判先達御渡被成候趣意、右躰之儀御済被成候計之御用候。素り此間大差使御渡海ニ而右躰之御用相済居候哉と御尋被成候得共、拙者御返答ニ致当惑罷在候。尤大差使御咄承候得者、御国 思召茂裁判江申遣置候御用筋敏相済居可申由被 思召候段致承知、御国 思召ニ致齟齬大ニ気毒成ル事ニ御座候。何分近日中致書載被遣候様可被致候。李同知相答候者②被仰聞候趣奉畏候。私ニ茂早々書写持参可仕と奉存居候処、此間少々相痛罷在延引仕、近日持参仕御ケ條之内御相談申上候処茂有之候間、早々持参仕候様可仕候。且又先達より毎々申上候御宗室御執政之儀ハ何篇順路ニ相成可申模様ニ者相見不申候間、左様思召可被下候由申聞候ニ付、拙者又々相達候者③御

宗室御執政之儀相成間敷由被申聞候得共、右両様相濟不申候而者信使相延可申より外無之、其分ニ而相濟可申儀と被存候哉。先年より承候得者、御用向ニ付三使都発途以後之儀從 朝廷御極難成由候得共、此度者前廣より諸事ケ様ニ申懸候事故、其期ニ至左様之儀共万々一被申聞候而者、拙者決而取用不申候間、其通兼而可被得相心得幾篇申談候而茂皆同事ニ候間くどふ不申承候段相達、引続別紙書付ケ條之儀申達ル。李同知別而申聞候。其外ニ御用之儀茂被成御座候ハ、近々内御書付御見せ被成被下候様申聞ル⁽²⁹⁾とあり、李が通詞2人と入館したところ、平田は、①前回日本から朝鮮に渡した書付に対する返事がいまだにない。私が迎聘裁判として対馬からやってきたのはそれを済ませるためである。この間に、大差使（迎聘使）が海を渡って来て、その件について尋ねられたが何も返事が出来なかった。大差使（迎聘使）によれば、対馬藩主は迎聘裁判が速やかに問題を片付けると思っているのものでそうでない場合は申し訳ない。どうか近日中に文書にして渡してほしい、と伝えた。これに対して李は、②私も早く文書にしたいが、最近体を壊してしまった。相談したいこともあるので、それ以外にもいくつかをもってくるようにするが、宗室・執政のことは順調にいつているとは思わないので、覚悟したほうがいい。」と言っている。それに対して平田は、③宗室・執政のことがうまくいかないと言っているが、その二つの問題が片付かないと通信使を延期する以外には方法がない。自分たちの要望については三使が出発した後では遅いから前々から言っているのに今更手遅れだということは納得できない、と主張している。

これに対して同日の俵の覚書では

一上々官聖仕李同知・別差士正朴判事より小通事使者を以、今日入館仕候間、伺御様躰候旨申来、都船主同断ニ付、右兩人共ニ可致対面候間、被罷出候様、都船主より申達候処、別差儀者館守江御用有之、只今罷出候由ニ而、李同知ニ通詞小田常四郎・荒川忠吉郎相附罷出、封進茂出席相応之挨拶畢而都船主より被申達候者、①迎聘使接慰官之儀、最早敏相濟居可申と存候。姓名書等之儀如何ニ候哉。尤此儀任訳江可達候得共、上々官者信使一躰ニ関候様者、不替承候而不叶事ニ付、尋申候段申達候処、②接慰官ハ未誰とも相濟不申候旨申聞候付、③先問使被差渡候而より既三カ月ニ及候得者、敏相濟居申筈之事ニ候処、如何之訳ニ而、不相濟候哉と尋候処、④其儀ハ如何共不存候ハ、私儀者此節堂上差備官被申付置候と申候付、先以御手前儀此方之差備被仰付候由、兼而御安心之事ニ候得者使ハ応接之万端ニ付、順便ニ可申談与手前ニ茂別而珍重存候。扱差備官者接慰官ニ相附たる役ニ候得者、接慰官之人柄相濟候以後ニ可被仰付事と存候⁽³⁰⁾。

とあり、この日、朝鮮側の上々官聖仕の李同知と別差士正の朴判事の両名が質問のために都船主のもとを訪れてきたという。別差士正は館主に用事があったため、李同知だけが2人の通訳と一緒に都船主と対面することになる。挨拶が終わると、①都船主は李同知に対して迎聘使のための接慰官を急ぐよう求めるとともに、その姓名を尋ねた。これに対して②李が接慰官は未定であると返答したため、③都船主は対馬からの使者である先問使（僉官）が朝鮮に来てからすでに3ヶ月が立つというのになぜ決まっていないのかと詰問した。④李はそ

の理由には答えず自分が差備官に命じられたことを明らかにした。都船主はそれを喜んだものの、通常、接慰官が任命された後に差備官が任命されることから順序が逆であることに不信を抱いている。さらに

①如何ニ而差備官を先ニ被仰付候哉と申達候処、②私儀裁判より就御用被成御呼候付、先私計被相濟置候段申聞候。上々官下府之序ニ差備相務候段、御使者ニ対し略礼ニ候得とも、前々より迎聘使之堂上差備ハ上々官之内より相務候茂相見、此筋右略礼之次第申答候時者、押詰其尠難致置、急度態々都より罷下り候様無之候而者、不相濟甚入組と相成、不得止事、先例ニ任致用捨ものニ相成り候時ハ、只今六ヶ敷申たけ如何敷訳ニ付、先此儀者右之分ニ而差置、③何分茶礼之儀ハ一日茂早々不相濟候而御書契都江達候より肅評中宴席御返輸出船宴等ニ至、段々先規之手数も有之候得者、茶礼之延引ニ随三使之御上船ニも差支申事候。左候而者貴国之御首尾茂甚不亘候。使者応接之礼式被相濟置候上、三使之御上船迄日数を伝候分者少し茂●双方順便之筋候間、任訳中被申談当月末ニ者、茶礼ニ成候様可被働旨申達処、李細承知任一々御尤奉存候。我々ニ茂左様存儀御座候得共、茶礼者少延引可仕哉と奉存候 (31)。

と、①都船主は重ねて差備官は接慰官を助ける役人であるため接慰官が任命されてから任命するのが常識なのになぜ差備官が先に任命されたかを聞くと、②李は自分の任命のことしか聞いておらず、上々官が差備官になることは日本側に失礼になるかも知れないものの以前も上々官の中で差備官が任命されたケースがあったからこれを問題にすれば事情は難しくなると答えた。都船主は李の説明に釈然としなかったものの、そのことについてはそれ以上追求せずに、③茶礼が遅れるとすべてのスケジュールが遅れてしまい、通信使の出発も伸びってしまうから6月末までは茶礼を済ましたいと申し入れた。李は、自分もその通りだと理解を示したものの茶礼を延期すべき理由を説明した。すなわち

①其訳ハ此度御指渡御書契之趣、先達而被仰組候通、信使弥六月渡海有之候様と之御事御座候。然所此方より被願出置候期日延之儀、東武江被仰上被下候由、右御返答之成否不相極内者、御返翰之認様無御座候付、朝廷之評儀此所ニ差もつれ、茶礼延引可仕哉と奉存候段申聞候付、②左様之儀者決而期延之御評論ニハ不出答之事候。右御書契者、正月ニ出来、御使者者二月上船ニ候得者、期日延之願東武江不被仰上、前之事ニ候。殊更從礼曹御書翰を以、被願趣候と申ニ而茂無之候得者、貴国御願之通被仰出ものニ而茂、御書契ハ不改答ニ候段、朝廷ニ茂御躰察之前ニ而、御返翰之書法如何茂一署之事候。③右成否之御返答不相知事故、弥以一日茂早々茶礼を可被相濟候者、勿論之儀、御願之通成而茂、当月末茶礼整不申候而不叶事候。扱又、④万一右之御書契ニ而者、御返翰難成と朝儀相極候時者、礼曹より期月延御願之御書翰不被差趣候而者、不相濟理候。其節双方甚入組候事故、朝廷之御評議決而其所ニ不至答候間、必其通可被心得居候。依之一日茂早々茶礼済候様有之度旨申達候処、仰之通御尤奉存候。只私存付之趣申上見候迄ニ而御座候段申聞論談是迄ニ而相止、吸物酒素麵茶果子等出之、追付裁判江茂罷出候由ニ而、罷歸候旨都船主より被申聞 (32)

とあり、その理由として李は①対馬藩からの書契は6月渡海となっており信使派遣の延期についての幕府の許可がまだ出されていないので、それに対する朝鮮からの返書が作成できず茶礼も遅れていると弁解している。これに対して日本側は、②そのようなことは茶礼の延期の理由にはならないとして5月の書契の作成から2月の釜山への渡航までは延期前のスケジュールどおり行なわれていることを指摘し、今の書契のままでスケジュールを進めれば、新たに礼曹からの書簡の必要もないと反論している。日本側の説明によれば、③信使派遣の延期についての幕府の決定がまだ分からないからこそ茶礼を急いで行う必要があること、また④朝鮮側が対馬藩に書契の作り直しを要求する場合には礼曹から依頼の書簡を出さなければならなくなり、月末の茶礼は出来なくなる上に、事態はかえって複雑になるため朝鮮の宮廷はそのような決定をしないはずだ、と主張している。

このことから、迎聘裁判の平田が日本での通信使から一門幕閣への贈り物の数である御宗室御執政の数を6人に増やすことを繰り返し主張しているのに対して迎聘使の依は倭館での接待役人である接慰官、差備官の任命の順序や茶礼の延期を問題としていることがわかる。

上に一度言及したように、田代和生・森普一郎両氏の研究から、この時期になると対馬藩は朝鮮貿易より幕府からの拝借金に依存することになっていたと考えられる。宝暦期の対馬藩は朝鮮貿易の不振にともない宝暦4年(1754)に1万5千両、同5年(1755)には3万両、同8年(1758)には1万両の拝借金を得ていた。また、通信使接待のために交付した援助は宝暦13年(1763)に97万両であり、その後はほとんど人参輸入資金から幕府の援助に変わったことが分かる⁽³³⁾。

田代氏によれば、享保年代に幕府は朝鮮人参栽培に成功し、それが対馬の朝鮮に対する人参貿易が不順の理由だとされている。幕府が多くのお金を与えた理由として対馬の対朝鮮外交に占める重要性がとりあげられて、宝暦期になると幕府との関係自体が日朝貿易より通信使応接の目的となっていることがわかる⁽³⁴⁾。

このような背景から、それまで信使の出発が何日遅くなったことはあっても、これほど大幅に遅れたことがなかったことに対する戸惑いと焦りが窺えるといえよう。

迎聘裁判であった平田は5月27日に第5回目、6月3日に第6回目の李同知と交渉を行っている。

このうち6月3日の平田の覚書の記事によれば

一李同知入館通詞兩人達入来ニ付遂対面候処、①先達而及啓聞居候御宗室御執政ニカ条之儀回下到来仕候処、都表之評議弥相成不申と之儀御座候。此儀相済不申候而者御国之御首尾合ニ茂相拘、至而大切之儀と奉存候、②右両条之儀者別而先達而及啓聞、其上私内々ニ而仲間中江茂委細申越候得共、朝廷方より領掌之回下無御座候上者、何分奉存候而茂、我々力ニ及不申、気毒千万奉存候段申聞候付、拙子相答候者、③都表より回下之趣一函難得其意候。此儀朝廷方可被及難洩筋ニ決而無之、弥相成不申儀と被思召得ハ、其次第筋相立テ委可被仰越候、何之無訳相成不申と而已被申聞候而者、於拙者難

致得心旨申達候処、李同知相答候者④被仰聞候趣御尤ニ者奉存候得共、以前より御宗室三員御執政者御四員と如例相成居候処、戊辰年信使ニ者御宗室御二ニ員御執政御二ニ員御増被遊、信使度毎ニ御増被成ものニ相成候而者甚如可敷、其上御高位之御役人方之御事ニ候得者、左様軽々敷御増減可有之様無之、万一御国風ニより左様之儀有之候時、以前より御六員宛被成御座候例茂有之、此方より相送候書契別幅仕来茂無之御方江相送候儀、却而如何敷被存候処より右之通御評儀相究たる由ニ御座候。一度御評儀相濟候事故、只今我々何分奉存候而茂

公儀の儀ニ御座候者仕方茂無之気毒千万奉存候由申由聞候付、拙者又々相答候ハ、⑤前例茂無之音物送答之仕来無之故、此節相成不申段被申聞候得共、御宗室方之儀御員数相極リ居可申様無之段者能々可被存知事ニ候。既ニ戊辰年御両員様御増被成候儀、近例ニ而有之候。御執政之儀者同年ニ茂御六員被成御座、其上我国之儀者一定無之時々御増減有之儀、先達而毎度申達候通ニ而各ニ茂不被及聞候而不叶事候。何篇其中分ニ而者御国者勿論迎聘使江茂可申上筋無之候間、又々及啓聞早々事相濟来候様可被致由申由入候処、李同知申聞候者、⑥明日折節飛脚便有之候間、只今被仰聞候趣府使江申達、再啓可仕候。且又諸役人様方十七員被成御座候由、何御役人様御幾員と御一員ツゝ相分り候様御書付被下候得、扱又公私礼單之品々等先例之通為御知被下候ハ、此方記録ニ為引合無聞違様、夫々ニ仕置致旨申聞候付承届候段申達 (35)

とあり、6月3日、李同知が訳官2人と一緒に平田と面会をして、①先に朝廷に報告した御宗室・御執政への贈り物についての2か条は漢陽(都)からの回答によれば結論が出なかった。このことが済まなければ対馬藩の責任にも関わっているからとても大事なことだと私は思っている、②その2か条については、朝廷への報告とは別に個人的にも知り合いに働きかけたけど、朝廷からの正式な回答がない以上は私の力不足で大変気の毒な結果であった、と言っている。このことは東萊府の訳官官僚である李同知と中央官僚とのつながりを示している。李薫氏によれば「日朝の間接通交の中で対馬藩を通してくるすべての懸案は東萊府使が接受し、慶尚監司を経て朝廷に伝達された。東萊府使の啓文を添附して転達されるこの手続が‘啓聞’という公式的な転達体系であった。しかし、このような交渉経路は時間がかかるだけでなく、東萊府使の任期が満了し、新しい府使が赴任することになれば、再び最初から始めなければならなかった。対馬藩は公式的な手続を通して問題が解決されない場合には、私的な交渉経路も効果的に活用した。私的な交渉経路とは、‘東萊府訳官→朝廷内の高官’という経路のことである。前近代において、訳官(通訳官)は単純な通訳ではなく、ある程度、外交的な判断が許容されていた。したがって、対馬藩の立場で見れば、朝鮮側の訳官の交渉能力、対馬藩の役人たちとの親密の度合、また彼らが対馬藩に対して持っている好意如何によって交渉結果が異なることもあった。東萊府に一定期間派遣されていた訳官たちは中央の司訳院所属で、承政院と備辺司の胥吏層、中央高官の側近と接触することのできる機会が多かったので、中央における情報に明るかった。18世紀の朝鮮はいわゆる‘党争’と呼ばれる政治上の権力争いが激しかった。対馬藩の記録を見ると中央の高官が、誰に

よるかによって結論が変わることがあったので、政治的に‘東人’と‘西人’のどちらかの系譜に属する人物であるかということに非常に敏感であった。したがって、中央の動向の把握や情報の確保のためにもどの訳官に会うかということは重要な問題であった。特にこの問題は朝鮮側の訳官の協力を絶対的に必要であった対馬藩としては懸案の妥結において重要な要素であった⁽³⁶⁾。

李同知の提案に対して平田は③漢陽(都)からの返事は納得できない、このことは朝鮮の朝廷が困ることではない、どうしても出来ないというならその理由を説明して欲しい。ただ出来ないというだけでは自分は納得できないと返答している、これに対して李は④以前から宗室3人、幕府4人に送り物を送り、延享の時は、宗室2人と執政2人が増えて、通信使が新しくなるたびに人数が増えるのは何故なのか。その上、身分が高い方を簡単に増やしたり、減らしたりするのは可笑しい。もし、それが日本のやり方だとしたら送り物をする習慣がない方にも送り物をする事になり、かえって失礼になる。そういうことから結論が出なかった、と返答した。そこで平田は⑤前例のない人に送り物をするのは失礼になるというが、将軍の一族に関しては人数が決まってないことは知っているのではないか。既に前回も2人増えており執政も6人になっている、その上日本では人数が決まっておらずその時々で増減があることはこれまでも何度も言っているので皆に理解させてほしい、このような理由では対馬藩や迎聘使は納得しないのもう一度漢陽に報告してほしい、と言っている。

これに対して李同知は、⑥明日ちょうど漢陽への使者が出るので、幕府の役人は17人いるとのことであるが、どのような役職が何人いるのか1人々についての書付を書いて欲しい、さらに公式的・私的な礼単の前例を知らせてくれれば朝鮮の記録と引き合わせてみる、と言っている。

それから何日後の記録として、訓導崔判官が二人の訳官とやってきた。それによれば一訓導崔判官儀通詞兩人同伴今入来候付小田常四郎を以申達候者、①信使期月延之儀、貴国御頼之通、弥十一月中江戸出府之積ニ被仰付候上者、諸御用向一日茂実ニ不相濟候而者不叶儀候処、李同知病氣ニ付罷下り候儀、難成気毒千万存候。頃日李同知入来之節、御宗室御執政之儀、都表御返答之趣被申聞候得共、安外之申分難得其意、被及聞候通、終日致論談候処、都便茂有之候、又々府便より啓聞有之候様可仕由被申聞、其後病氣之由候得者何之儀茂不承候。弥再啓聞有之たる事候哉否委敷承度存候段申達候処、兩人相答候者、②再啓聞之儀早速有之候得共、此間雨天ニ而飛脚道中ニ而相滞居可申と奉存候。回下致来仕候ハ、早速罷上り委細申上候様李同知江茂申達、尚又我々ニ茂由断可仕様無御座候。其外御用向茂多有之候間、李同知様も病氣繕可申候由申聞候間、極而明日者罷下り可申奉存候。素リ今日被仰聞候趣委細李同知江相達可申由申聞ル⁽³⁷⁾

とあり、朝鮮側は①信使延期については、朝鮮の依頼通りに、11月に江戸に着くようにしたので1日も無駄にならないようにしたいのに、李同知が病気になってしまった。最近李同知がやってきたときに朝鮮の返事について話をしたけれど、納得できなかった。1日議論になって漢陽(都)の返事を待っていたけれど、その後、李同知が病気でこないし、返事もな

いので、漢陽にきちんと報告をしたのか、どうなっているか説明してほしいと言っている。これに対して崔判官は②漢陽に連絡したけれど悪天候で、途中で遅れていると思う。返事が来たならば、こちらに話をするようにと李同知も言っている。我々も油断しないように気を付けていて、李同知も様々なことがあるから早く治らないといけないので明日は来ると思う。勿論今の話も李同知に伝える、と言っている。

このように、通信使の礼単の節目に関する記事は、朝鮮側の記録にも見られ、英租39年(1763)3月30日の「備邊司謄録記録」によると、

今三月二十八日、大臣・備局堂上引見入侍時、領議政申所啓、此東萊府使鄭晩淳狀啓也、枚擧訓別等手本、以爲、通信使護行裁判差倭言内、信行節目未盡條件、當與首譯、更爲講定云、昨年秋、首譯李命尹下來、與渡海譯官護行裁判差倭、雖云講定節目、而至如彼中、執政・執事・京尹・近侍・宗室等名色額數、初不擧論、其他未盡條件、托以臨時磨鍊、徑先上去、有此再請首譯之擧、李命尹不善舉行之罪、不可置而不論、而信行節目未盡停當、亦不可不及時講定、以信行中解事譯官一人、依己亥年例、兼差差備譯官、趁即下來、使之畢講定事、竝令廟堂稟處、爲請矣、當初李命尹下去時、信行節目、未盡停當、徑先上來、致有此再請之擧、命尹誠有罪矣、事當嚴處、而通信正使徐命膺、送言於臣等、以爲更送命尹、使之善爲講定、爲好云、其言亦有見矣、命尹更爲兼差下送、以爲據例停當之地、而如或不善舉行、則竝與其前罪、而從重勘處、似宜矣、上曰、予意亦然矣、依爲之(38)。

とあり、3月28日、領議政(今の首相)が東萊府使鄭晩淳の啓上を伝えてきて、訳官李命尹が、昨年迎聘使との講定節目の時、宗室、執政などの送り物の数をきちんと決めてないため、対馬がふたたび節目を要請しているので、このような誤りを起こした李命尹を処罰しないといけない内容だったけれど、備局は、李命尹にもう一度チャンスを与えて節目を解決するように命令したとされている。

ここに登場する人物李命尹は趙巖「東槎日記」から李同知であると考えられる。(39)

対馬側が送り物の変更を何度も言ってくることに對する李同知の困難な立場は、日本の封建制と朝鮮の官僚制の違いから現れる一つの事例だと言えるよう。

6月11日に迎聘裁判の平田と李同知は第7回目の交渉を行ったのち、さらに6月14日に第8回目の交渉を行っている。この日の平田の覚書の記事によれば

一李同知入館通詞兩人同道令入來候二付、遂對面候處、小田常四郎を以申聞候者、①都表より先達而啓聞之回下致來仕候處、御宗室御執政之儀相成不申と之儀二御座候、左様御聞届被成候得。②扱又三使事、來月中旬頃者都發足可被致趣二而日柄等被相撰候由申聞候二付、所左衛門及返答候者、六宗室六執政之儀不相成と回下致來之由何共難落着候。朝廷御盛意之於御議論者筋道明白二相貫候様御返答可有之處、最初より之趣二不相變、拙者致量察候者、畢竟中間之操弄二而可有之哉と一凶難致信用候。是非々々此儀不相濟候而者兼而縷々申達候通大切無限次第候故、何分二茂致成願候筋思慮有之候様申達候

処、李同知彼是と申拒、其上申聞候者、都表之評議戊辰年者

大御所様 大納言様被遊御座候付、御執政御人数多御座候と申專其節論談有之たると及承、尤此方記録二茂相見候段申聞候付、其儀先頃茂被申聞候得共、其論談貴国二者相知居可申候得共、此方記録者左様之弁論不相見候。其節左様之儀可被申達道理二而無之候。子細者執政之文字被致了簡候得、貴国二而茂国王御隠居又者世子附之役人二茂執政之名目有之政務被司候事有之候哉。我国二而者政事を御司被成候御方を執政と申候。左無之時執政之字儀相聞候哉。左様之筋者決而難承届候聞必被申聞間敷候。対州江申越くれ候様被申聞候得共、不相成儀候筋相立候議論候ハヽ取次可申越候。兎角其分二而者難取揚候故、又々東萊江拙者返答之趣委演舌之上、啓聞有之候様二と申達候処、終日論談之上、李同知申聞候者別刻より縷々被仰聞候趣、私二茂毛頭由断不仕、大切之所、能々存知付罷在候付、又々東萊江茂申達及啓聞候様可仕候。其外私儀存寄之筋茂有之候間深く思慮仕罷在候故、又々仲間中江可申越候。此意味者、事相濟候而御自分様江茂御咄可申上候。左様御聞被置候様申聞候付、成程其儀承届候。隋分被致周旋候而其事成就之上可承と相答置⁽⁴⁰⁾。

とあり、6月14日に訳官2人と李同知が倭館にやってきて、対馬藩の通詞あった小田を通して平田に、①漢陽（都）から返事が来たが、執政の人数を増やすのは出来ないの理解して欲しい②三使は来月中旬頃には漢陽を出発する予定である、と伝えた。

それに対して平田は、「6宗室6執政」への礼単（贈り物）ができないというのは納得できないとして、はっきりした理由がないのは私たちを弄んだことになり、とても信用できない、と言っている。また、このことは（執政の礼単を増やす）、とても大事なことなので、どうか考えてもらわないといけないとされている。

続いて李同知が、延享の通信使の時に大御所様である吉宗と大納言様が生存していたから宗室（徳川一門）の数が多くなり、執政（幕閣）の数を増やすことも朝廷で議論になったと言うと、

平田曰、対馬藩の側にはそのような記録がないと言って、延享の通信使の時にそのような議論になったはずがないと反論している。さらに下線部のように「執政」という文字の意味を考えてみたら、朝鮮の場合でも引退した国王や王子に関連ある者が執政の名目で政治に関わっている例もあるとして、日本では、幕政治に関わっている人をすべて「執政」と呼んでいるとして、「執政」の字の意味は決まった役職を指すものではなく関係者のことであると主張している。対馬に朝鮮側の説明を報告しても理解されないの、今の自分の説明をもう一度東萊府に報告して、漢陽にも伝えるように説得している。これに対して李同知は、平田が言っている意味を理解できると答え、もう一度東萊府と漢陽に報告するとともに、個人的なルートも利用して平田に報告すると返答している。

ここからわかることは幕府と朝鮮王朝との政治形態とりわけ権力構造の違いから来る対立であるといえる。すなわちこれまでの研究においても享保改革以来の幕府体制の特徴は、法治支配の強化と官僚制的な支配構造の整備だとされている⁽⁴¹⁾。また六代將軍家宣、七代

将軍家継が行った側近政治は八代将軍吉宗の時、譜代門閥政治に変わったが、宝暦通信使が派遣される頃の十代将軍家治の時代からは、側近政治の形態が強化され、次の田沼時代に完成されたとされている⁽⁴²⁾。

本文にあるように、対馬側が執拗に執政の数を増そうという姿は、当時、支配構造の整備に基づく、譜代門閥政治から側近政治への変化を表していると推測できる。

6月15日に迎聘裁判の平田は李同知と第9回目の交渉を行ったが、平田の覚書によれば

一李同知入館通詞兩人同伴令入来候付、遂対面候処、荒川忠吉郎を以申聞候者、^①御執政より礼曹江回答ニ此度御自分様より被仰懸御書付之内ニ姓名敬答と有之候得共、戊辰年ニ者奉復と有之、我々記録ニ茂其通御座候。此儀戊辰年之通被成候様御取持被下候様申聞候付、所左衛門相答候者^②其儀戊辰年之例ニ而敬答と申達候様拙者江御国より被仰付候如何之儀ニ而各方記録ニ者其通ニ候哉、御書契之儀ニ候得者、拙者一存ニ而不及返答様無之候。吟味之上迎聘使江茂申達可及返答と相達、昨日被申聞候執政御姓名之儀、武鑑ニ而吟味候成ニ出来候付書付相渡候。是者内々被申聞候付、爰許ニ而吟味之上、相渡候故、御国より被差越ハ、又々御姓名違可有之候。其節申達候而可相改と堅相達ル

(43)

とあり、6月15日に上々官李同知が通訳2人と倭館にやって来た際に李が荒川を通して平田に、^①執政（老中）から礼曹参議への書答の中、執政自身からの書付の中に姓名の後に「敬答」とあるが、朝鮮側の記録によれば、延享5年（1748）の通信使の時は「奉復」と書いていたので、延享の通りにしてほしいと申し入れたのに対して、平田は^②延享の例に倣って「敬答」とするように藩から言われており延享のどの記録に『奉復』になっているか知らないが、外交文書は単に判断できない問題なので、調査した上で俵平磨とも相談して連絡すると返答している。続けて平田は前日朝鮮側から申し入れのあった執政（老中）の姓名のことで『武鑑』で調べて書付を渡したが、これは内々のことであり対馬からの連絡で姓名が違って来る可能性があることを断っている。

このことから「6執政6宗室」の礼単の問題と同様に吉宗政権から家重政権を経て家治政権に至る当時の幕政の急激な構造的変化が見えるといえよう。

6月17日に迎聘裁判の平田は李同知と第10回目の交渉を行っているが、この日の平田の覚書によれば

一李同知入館之儀、坂之下江通詞を以申遣候処、東萊江登り居候由ニ付、両訳令入館候様又々申遣処、別差入館通詞兩人同道入来ニ付、遂対面小田常四郎を以申達候者、李同知入館無之候付其元へ相達候、頃日李同知被申聞候者、三使衆来月中旬ニ者都発足有之、八月末・九月初旬ニ者上船可有之と日取有之由承申候。弥相極り候ハ、早速被申聞候得と相達置候。⁽⁴⁴⁾

と、通信使の出発時期をできるだけ早く知らせて欲しいという要望を伝えている。

迎聘裁判平田所左衛門の覚書の6月23日の記事によれば、この日平田は李同知と第1

1 回目の交渉を行っている。それによれば

一、李同知入館通詞三人同道（中略）所左衛門申入候者、^①三使発都御上船之沙汰ニ迄及候処、御宗室御執政方相渡之儀、如何相心得被居候哉、此間被差立候啓聞二而者、事落着不致候而者、三使発都之日茂迫り甚大切千万存候。啓聞茂被差立置たる事候得共、御用之輕重を被致思慮、追々飛脚二而茂被差立、早々相済来候様可被相働段相達候処、李同知相答候ハ^②右兩條之儀又々啓聞有之。尚亦私より上々官中迄別而申越候筋茂有之候間、何れ都表御返答御伝可被下候。回下到来仕候ハ、早速罷出委細可申上候段申聞。畢而李同知江相達候者^③頃月被申聞候敬答奉復之儀三使衆下釜之上、戊辰年之執政回答之控御持越可被成候故、相知可申候。其節可被申聞候。勿論御国江茂有之儀故、何れ茂辰年之例不相關様可相成候間、其儀者暫間茂有之儀故、先其通相心得被居候様申論置⁽⁴⁵⁾

とあり、平田は李同知に対して^①三使がいよいよ出発するということであるが宗室執政の礼単のことはどう考えているのか、これまでの都からの知らせではこの問題が決着しなければならぬと尋ねたところ、李同知はこれらの問題については自分からも上々官に別に報告したのでいずれ返答があると答えた。最後に平田は李同知に^②前回の延享の通信使の時の記録は三使が釜山に持ってくればわかることである、と述べた。

この日の交渉は迎聘使であった俵平磨の覚書の6月26日の記事によれば

一裁判罷出被申聞候者^①六宗室六執政之儀付、李同知罷出都表より先達而啓聞之回下到来仕候処、此節茂被仰聞候通相成不申候と申聞候段、段々及論談候次第被申候二付、^②三使発都以前何分早々申登、下釜之上、違却無之様随分相働候筋、折角被致催促候様、猶又及差図⁽⁴⁶⁾

とあり、裁判であった平田所左衛門が俵に伝えたところでは^①幕府の6宗室6執政への礼単（贈り物）については上々官の李同知がやってきて都から国王への報告に対する返事が来たが日本側の要望通りにはいかないとのことであったので議論となったということであった。これに対して俵は三使が都を出発する前に伝えて、釜山に到着してから念を押すように指示している。

ここでは3月18日から8月28日までの16回の交渉のうち6月23日の11回の交渉を見てきた。ここからわかったのは^①倭館における迎聘交渉の実質的な部分を担当していたのは迎聘裁判の平田であり、^②特に平田の交渉の中心は通信使の日本での宗室執政に対する礼単の問題であったこと、^③これにたいして迎聘使の俵平磨は倭館における接慰官、差備官の任命茶礼といった儀式のスケジュールについての交渉であったが六月後半になって宗室執政問題について平田から報告を受け、指示を与えるなどの連携が見えてきたことが分かる。

第3節 7月2日の対馬からの五か条の奉書

「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」によれば、6月27日になってようやく接慰官が東

萊府に到着したことから、7月2日に茶礼が行われたが、同史料のこの日の記事には、

夫より於御国御渡被成候五ヶ条之御用向奉書半切ニ相認、大通詞渡島治郎三郎・春日治介ニ李同知相添接慰官東萊府江差出、治郎三郎右之書付相控居候而逐一為申述候処、接慰官東萊府より以李同知被申聞候者、信使之儀ニ付御丁寧被仰聞候段、委細致承知候。早速都表江可申登候。尤三使下着候ハ、尚又具ニ申達候様可仕と之返答被申聞 (47)

とあり、対馬から持参した5か条の奉書が接慰官を通じて東萊府に提出され、接慰官からは①通信使についての丁寧な連絡のすべてを理解したので、早速漢陽へ伝えた、三使が到着したなら詳しい返事が得られるだろうとの返答が李同知を通じて行われた。

この書付については

但右書付者文箱ニ入若堂ニ為指正官後ニ立を置、文箱より出、都船主江相渡候を渡船主より治郎三郎江渡之 (48)

とあり、書付の内容は

一右五カ条之書付左ニ記之

弊州之儀、御通交之当職ニ而候得者、両国御修睦御隣交幾久候様ニと而已存事ニ候。況聘交者両国之大礼候故、別而心力を尽申事候。①三使ニ者貴国之名臣ニ而、聘使被差渡候上者、諸事御練達之段者、勿論ニ候得共、国名異風と申儀ニ而他国之風俗人情者御存知無之筈ニ候間

公儀向諸事無滞御大礼被相整候様ニと存、万端御遠慮不仕及御相談候処、都而致抑制候と三使衆心得違茂有之候間、此段朝廷方より能々三使衆江被仰含候様、有之度存事候。

(49)

と5か条からなっていた。まず第1条では、対馬藩が「通交之当職」すなわち外交の当事者であることを強調して、この付き合いがいつまでも続くことを願っている。さらに外交は両国においても大事な儀礼であるので、特別に努力をすべきことを強調している。そのため①三使についても有能で諸事に練達の役人であることは認めつつも、必ずしも日本の事情には通じていないはずなので、幕府との交渉と儀礼を順調に準備するためには不明な点は何事も遠慮なく相談するように朝鮮王府から三使に十分に周知してほしい、としている。

さらに第2条では

一海上行船之儀者、其所々ニ随風訊之順逆礁灘之險悪有之事候故、其所之人民だに不意之変ニ及候事折々有之候。前々より三使ニより此方より申入候儀、不依何事御差図仕候様、②御疑慮之所より海上行船之儀迄此方申分御用無之、貴国舟師之言而已被成御偏信、千死一生之憂有之、致寒心候風訊之儀者、士人之言ニ随不申候而、古今危難ニ逢候事、折々有之事候間、此方より申達候儀不被相疑、行泊共ニ御異難無之様、朝廷方より三使衆江能々被仰渡候様有之度候事 (50)

とあり、釜山から対馬へ航海をする際、風向きが変わることや所々に岩場や浅瀬の危険があるので、現地の住民であっても危険に逢うことがあり、以前の通信使の時から三使に対して言っていることを何事によらず差図してほしいと申し入れている。さらに②自分たち日本

側を信用せずに朝鮮の船乗りの言のみを信用するならば、遭難の危険があり、昔も風向きに詳しい人の意見を無視して危険の目にあったことはしばしばあったので、我々の航海の判断に従って危険がないように朝廷から三使に伝えてほしい、としている。

続いて第3条では

一公儀御馳走場之儀、古来より三使衆以下段々定格有之事候間、三使衆より一行中江堅く被仰渡置度候。万端少ニ而茂、驕傲之仕方有之候間者、両国御修睦之思召ニ不相叶候間、上々官得差図候様被仰付度候。③前々より日本為見物、曆々衆上官之内ニ加、被罷渡上々官共下知相請不被申、我慢之事而巳有之、無首尾成事共有之候。訳官之儀者、軽キ者ニ候得共、貴国被不重候本意之事候間、兎角一行中上々官之下知不致違背候様ニ堅ク三使より被制候様、有之度候事 (51)

とあり、昔から幕府との儀式は格式が決まっているので三使とその他の役人の待遇が違うことに通信使が不満を持たないように説明してほしいとしている。さらにすべてのことにおいて、驕慢な態度があるならば、日朝の友好のためにならないので上々官の指図を守らせるようにしてほしいとして、③以前から通信使の時、日本に見物したい思いからやってくる身分の高い役人が身分が下である上々官のことを聞かないために秩序を乱しているので我慢しているがよくないことである。通訳は身分が低い者ではあるが、とにかく通信使一行は大使である上々官の命令に反しないよう三使から厳重に命じてほしい、という内容である。

第4条では

一上々官両国交際緊要之職ニ而捌候と不揃候。今者日本詞之熟不熟ニ係候。④惣躰殿中者三使衆太守之外者、上々官ならてハ其席不罷通候間、言語不熟之人被召連候而者、使者之礼式不相整、三使衆御難儀而巳ニ無之、太守ニ而致迷惑事候。⑤其上近年訳官共之内、日本詞堪能之人茂無之由、兼而承右候。尤貴国注定之役人之儀可致遠慮儀ニ候得共、言語不通之人被召連、万一両国之大礼被誤候様有之候を其向ニ被致置候段、貴国ニ対不

● ^(奥書) 信之事候間、此段都表江被仰達置度存候事 (52)

とあり、上々官は両国の外交の要（かなめ）となる職であるので日本語が出来るが出来ないかが重要であるとしている。すなわち④儀式においては三使や対馬藩主以外では無くてはならない存在であり、言語が不得意な者を連れて来たなら、儀式が混乱して三使のみならず対馬藩主までもが迷惑する、⑤最近は通訳の中で日本語が下手である者があるので、上々官が日本語の出来ない人なら一層困ることになる、朝鮮が任命する役職なので対馬藩が口を出すのは遠慮すべきであるけれど、もし、言葉が出来ない人を連れてきて両国の儀式に誤りが生じるならば、朝鮮に対する不信を抱くことになるので、そのことを王府に伝えてほしいとされている。

これらのことから、以前から通信使一行の中に日本見物を目的としたと思われるような不適格な役人や上々官・訳官の語学力の低下が顕著にみられることを対馬藩が懸念していることが読み取れる。宝暦通信使は、異常に多くの突発事件に悩まされた中、随員の1人が

殺される殺人事件も起こったのである。この事件は4月7日大坂で、日本語訳の中官である崔天宗が対馬の通訳鈴木伝蔵に殺された事件であり、通訳の重要性を強調した対馬がこのようなトラブルを予感していたことが分かる。

最後の第5条は

一潜商之儀者両国之大禁ニ候処、前々信使之節多少之間、潜商之風聞有之、其上去ル癸酉年参路被差塞甚入組、漸参路被相開候付、役々差渡候貿易之儀申談候処、古来と違、抜群折価相増、今以申組不相整、本前之人参入送無之候得者、公用者勿論国内之病用大ニ相次ケ

公儀之御沙汰不冝時節ニ候得者、三使衆往還之間、潜商之風聞有之候而者、

公儀之響宜ケル間敷、殊更両国大乱之砌犯罪之者出来候段、気毒ニ存候間、三使衆より犯禁之患無之様、堅一役中江被仰渡候様、有之度候事 (53)

とあり、密貿易商人は両国が禁止しているが、以前の通信使の時から密貿易に関するうわさがあることを警告している。すなわち宝暦3年(1753)からの日朝貿易の途絶の後、貿易が再開されて取引の交渉が行われているものの、以前とは違って大幅に値段が上がったために折り合いがつかないことから、人参輸入がない状態で、国内に必要な人参や不足しており病人のための人参が必要であるので通信使一行が密貿易にかかわる可能性が高いことを指摘している。

以上のことから対朝鮮人参貿易の不順と、拝借金に依存せざるをえなくなった対馬藩の事情が伺える。

第4節 交渉方法の変化

7月3日に訓導の李同知が迎聘裁判の平田所左衛門のもとを訪れ第12回目の交渉を行っている

これについて平田の覚書の7月3日の記事によれば

一、李同知入館通詞三人同道令入来、小田常四郎を以申聞候者^①都表より関文致来三使発都当月十五日、釜山乗船日取八月二十七日九月四日両日被相撰候由相極候段、書付差出、畢而聞候者^②御姓名差越方殊外致延引候趣、関文之内ニ茂催促申来候間気毒奉存候間申聞候ニ付、所左衛門相答候者、^③御姓名之儀頃日申入候通、免角御国ニ茂御由断不被成御事候得共、頃日之風勢ニ候得者渡着之船無之不相達候付、且夕相伝罷在、我々共ニ茂気毒ニ存候。其間者宜被取繕、都表不差支様取斗候得。扱又^④六宗室六執政之儀如何ニ而候哉、決定之返答伝罷存候。兼而相達置候通、三使衆発都以前不相濟候而者、不叶御用向候。近日相濟候様折角可相働候。左無之候而者迎聘使者勿論拙者各共ニ安心難成次第候。方々一茂延々ニ罷成三使衆発都後ニ至何角と及折渡候而者、其節決而此方江其筋取揚候儀不相成候。此方聞届罷居後日之異難被申聞間敷候。其首尾ニ致候得者、其許偏不働と申ものニ而候故、此段堅申達置候旨申入候処、李同知相答候者、^④右ニカ条之

御用向其外共二頃日申上候通、都表江申登置候間、不遠回下并内状之返答共ニ可相達候間、其節早速可申上候申聞ル (54)

とあり、李同知が3人の訳官と入館し、通詞の小田常四郎を通して、①都（漢陽）から三使の出発は今月15日、釜山出発は8月27日か、9月4日の両日に決まったという書付を差出すとともに、執政の姓名を知らせることを催促してきたことを伝えた。これに対して平田は②執政の姓名については対馬からの船が天候の都合で動かないから連絡が来ないと弁解するとともに逆に③「6宗室6執政の儀」すなわち將軍一門と幕閣への礼単（贈り物）を12人に増やすことは三使が出発するまえに決まらなないと対応できないし、その結果については李同知の責任であると強く申し入れている。これに対して李同知は④それについてはすでに都に伝えたので返答が来たならすぐに伝えると答えている。

これについて同日の迎聘使俵平磨の覚書によれば

一裁判方江李同知罷出都表より関文下り来、三使当月十五日発足、是八月二十七日・九月四日両日内釜山上船ニ相極候段申来候由ニ而真文差出裁判被致持参候付、右之写今日之便ニ御国江差越。尤此方江茂都船主迄右同様之書付差出之 (55)

とあり、李が持参した真文の写しが対馬藩に送られるとともに都船主を通じて迎聘使の俵にも提出されている。このことは6月23日の交渉に続いて迎聘裁判の平田による交渉を迎聘使の俵平磨が把握する方法に移行したことを示していると思われる。

7月9日に第13回目の交渉のため李同知と朴判事が倭館にやって来たが、迎聘裁判の平田と都船主の朝岡一学が同席で面会した。平田の覚書では、

一（前略）今日李同知別差朴判事入館之儀、昨日申遣置候処、右兩人儀通詞三人同道ニ而令入来候付、都船主朝岡一学列序ニ而遂対面、所左衛門より申達候者、急御用有之態々以飛船迎聘使方江御使被差越候段申入、御用向之儀者事無候付左之御書付之趣、渡島治郎三郎江申含、李同知江申達させ候処、返答ニ申聞候者①只今より右御用向之趣都表江飛脚差立候而茂箒ニ合不申候付、下府之上三使江被仰達候様申聞候ニ付仮令発都砌ニ相達候而茂急度被差立候得左無之候而者

太守御厚意之上被仰越候訳不相貫候間、急度早飛脚被差立候様致嚴責候処、左候ハ、明日可差立候段申聞ル (56)

とあり、平田が対馬からの急な知らせを伝えたところ、李同知は①今からこの問題について都に伝えても間に合わないのだから三使が釜山に到着してから伝えると返答したとしている。

これについて都船主の朝岡から報告を受けた俵の覚書の7月9日の記事では

一李同知并別差入館大通詞渡島治郎三郎并小田常四郎・荒川忠吉郎相附裁判方江入来ニ付、都船主茂彼方江罷越兩人前席ニ而治郎三郎を以右書付之趣為申達候処、①此段先達期月延之儀被仰下候節、只今之御注文ニ候得者、無何事相済儀候処、十一月中十二月初迄之内出府仕候様被仰越候故、前々之日積を以致斟酌、発都上船之日限被相極、既頃日申上候通、各官江之関文致到来■洛之手当相揃、来十五日被致発都事候得者、只今飛脚差立候とて箒ニ合可申様無之、仮令五六日以前被仰聞発都前飛脚相達候而茂可被致延

引様無之候と申折渡ニ及候得共、此方より段々致論談候上押詰、②左候ハ、御国御盛意より出候事故、李同知儀今夕直ニ東萊江罷帰府使江申達、三使途中迄成共相達候様飛脚差立可申候。上船之儀者幾日延引より申儀只今難申上候得共三使下着之上我々共相働何卒少々ニ而茂遅く候方ニ宜申可仕由申聞ル (57)

とあり、対馬からの急な知らせに対して李同知は①11月から12月の参府のために出発を今月15日に決めたので間に合わない、②しかし対馬から好意で知らせてきたのでこれから東萊府へ帰って三使と途中で会えるように飛脚を出す、と言ったとしており平田の記録と食い違っている。

この対馬からの急な知らせの内容は俵の覚書の前日7月8日の記事に載っている、同日の記事を見るとまず、

一御国より正官方江為御使朝鮮方御佑筆佐治亀左衛門儀、以飛書を差渡、今夕館着、右御用之主意者、①八月中渡海有之候而者、第一御借船等出来揃不申、諸向甚差支候間、九月末十月初ニ懸ケ渡海有之候様相心得、裁判江茂、右之趣申達置候様申来、委細之儀者、来状面ニ在之。早速裁判招今夜中、東萊江飛脚差立、李同知呼下、明日三訳同道可致入館旨訓導別差方江申遣候様令差図、左之通書付相認裁判都船主江相渡ス (58)

とあり、対馬から朝鮮方の祐筆である佐治亀左衛門が倭館に派遣されている正官宛の手紙を持って今夜やって来たこととされ、その内容は、①8月中に通信使が海を渡るならば船を借りるのが間に合わないし、様々な問題があるので、9月末か、10月にかけて来るように迎聘裁判の平田所左衛門にもこの内容を伝えて欲しいとのことであった。そこで俵は平田を呼んでその夜のうちに東萊府に使者を出して李同知を呼び、明日通訳3人と一緒に来るようにと訓導別差に伝えるよう指図する一方で、倭館の迎聘裁判と都船主にもその内容を文書として伝えるようにということであった。

その記事に付された同日付の対馬からの使者である正官より裁判と都船主宛の書簡には
今度御国より態々飛書被差渡、御使を以被仰越候者、三使儀当月十五日発都、八月二十七日九月四日兩月内釜山上船可有之旨、内々申来候由御聞届被成候。一躰信使之儀者公儀より各別大切ニ御取扱被成、既対州より大坂迄之間随分好日和を見立致、通船風波之節者不及申、若者風波ニ茂可至哉と申程之儀候ハ、何れ之津ニ而茂揚陸有之、少し茂不懸り之事無之様と之儀、前々より被仰出御事候。然者八月者風涛大作之候故、大洋之渡海甚以御氣遣敷、船頭中江委細御吟味被仰付候処、当年者九月中旬迄八月之氣候相残、海上患難斗由申出候 (59)

とあり、対馬本国からわざわざ手紙を送ってきたのは、三使は8月15日漢陽(都)を出発して、8月27日から9月4日の間に釜山に滞在の後、船に乗るというスケジュールを内々朝鮮側から知らせてきたことを藩主がお聞きなされたからである。①通信使のことは幕府が格別に大事にしているから対馬から大坂までの旅程は天気がいい時期を選んでいる。風や波が高い日、若しくは高くなりそうな日はすぐに避難できるように心かけているのは前々

から幕府が言っていることであり、8月は風と波が激しい時期なのでとても心配で、今年は9月中旬まで風と波が酷いと船乗りは予想していると懸念を伝えている。

そしてこれに続けてさらに

勿論先達期月延被相願候上之事故、渡海被差急候段尤之儀候得共、万一風涛之患有之候而者 公儀御思召ニ喰違至而如何敷候。江戸着之儀者十二月初旬迄之内と被仰出たる事候得者、風涛之患を不顧被差急候ニ不及候故、九月中旬過候而、釜山乗船在之、十月初旬迄之内、渡海有之候様着実ニ可申達旨被仰付越候事 (60)

として、勿論一回延期をしたので、急いで行かないといけないと思っているかもしれないが、風や波の問題があるならば通信使のため安全なシーズンを選びたいという幕府の方針と食い違いが生じる。通信使が江戸に着くのは、12月初までとのことなので、風と波を無視してまで急ぐ必要はない。9月中旬までは天気が悪いので9月が過ぎてから釜山を出発して12月初までに海を渡れば、12月には江戸に到着できるということを朝鮮側がきちんと理解して欲しい」とされている。

この書状の第二条では

一六宗室江三使私礼単・六執政并京尹江礼曹書幣之儀、彼方領議之趣未相聞候処、三使発都之沙汰ニ至候而者如何之次第候哉、甚難得其意候。且亦執政方御姓名之儀者、従公儀御書付御渡被成候上ニ而御国より其地江差越礼曹之書出来仕先格候故、此節も每便江戸表江催促申遣候得共、①近来江戸消息一体無之御姓名書未相達候故、是迄不差越候。②然処於其地古キ武鑑を以、御姓名相考裁判より内々李同知江為見候由、脇方より風説相聞候。③若実説共ニ候而者、甚不巧之仕方候。④右内々之書付ニ而書翰可被相認様者無之筈候得共、万一李同知中間之申成ニ依、右書付之御姓名を以、六執政・京尹之書出来、三使被持下候様ニ共相成、追而江戸表より申来候御姓名と相違有之時如何可被致候哉。此儀関僚カ不小候間、不遠江戸より致到来御姓名書相違候時、六執政・京尹之書相整、其上ニ而三使発都有之候様、是亦緊急ニ可申達旨被仰付越候事

右之通被得其意、李同知并訓導別差召寄、委曲相達無間違東萊府使江申通、早飛脚を以、都表江通達有之候様、可被申達候已上 (61)

とあり、将軍の親族6人への三使からの贈り物と幕閣6人ならびに京都所司代への礼曹の書簡については、いまだ朝鮮側から連絡がないまま三使が都を出発する命令が出たというのはどういうことであるのか理解できない。礼曹から幕閣への書簡の宛名については幕府からの書付と対馬よりの古い武鑑をもとにした先例もあるので、今回も毎回江戸へ書付を送るよう催促をしているのであるが、①最近江戸から全然連絡がないので、これまで言っ
て来ない、②ところが倭館において古い武鑑を手がかりに6執政の氏名を推測して李同知へ見せたということを他から聞いている、③もしそれが本当であるならば甚だけしからぬことである、④そのように内々の書付をもとに書簡を作成するなどあるはずのないことであるが、万一李同知の頼みに応じてそのような書付の氏名をもとに6人の幕閣と京都所司代への書簡が作られる三使が持参するようなことがあれば、後からの江戸からの正式な書付

の氏名と食い違った場合どうするつもりなのか、と叱責し恐れている。

このように7月9日の交渉においては前日の対馬からの書簡に基づき迎聘使の俵が積極的に交渉を指図しており、迎聘裁判の平田からの報告を受けていた6月までとは異なっている。

その後、7月16日・22日の2回の交渉の後、7月28日李が平田のもとを尋ね、第16回目の交渉が行われた。これについて先ず迎聘裁判である平田に覚書によれば

一李同知入館之儀申遣通詞三人同道令入来候付、所佐衛門・朝岡一学列席ニ而遂対面申達候者先達而御使渡着之節委細相達置候。三使渡海時節之儀早速都表江飛脚被差立候由ニ候間、今程者返答可在之と存候。如何之趣ニ候哉承度存候旨相尋候処、被仰聞候通早速飛脚差立則此間返答茂有之候得共、通強私罷下り得不申候付未其次第不申上候。①左之飛脚都表へ不相達内、最初之三使茂交代被致、又々新ニ被申付候、三使発都之日取乗船之日限等相済居候事故、只今都表ニ而不被差延趣ニ御座候得共、我々仲間中より内々申越候者、三使下釜有之候上、其次第委細三使江申入成長ケ相延候様随分相働可申由申越、私江茂兼而其覚悟ニ罷在候間、何れ対州 御思召之通相成候様出精可仕段申聞候付、又申達候者②六宗室六執政之儀者先達而被致啓聞たる由候間、此節者定而御返答可有之と存候。如何順路ニ相済来候哉段々及延引候而者甚不安心事候旨相達候処、被仰聞候通敏啓聞有之候処、段々三使衆移代有之、彼是混雜之砌故右相済候哉否之御返答者無御座候得共、私内々より同官君声崔知事・仲玄玄同知方江申越候訳ニ付、右同人茂随分出精仕旁者相済可申哉と之旨申越候間、何篇不相済候而者不叶次第御座候間、強御心遣不被成候様ニと奉存候。万一相済来候共三使下府之便ニ返答可有之と奉存候間、左様思召被置可被下由申聞。(62)

とあり、迎聘裁判の平田と都船主の朝岡一学と対面し通信使の渡海の時期について返答を迫ったところ、李は①三使が再度交代したため延期したくないものの三使が釜山に到着したならなるべく延期するように申し入れるので、いずれ対馬藩主の望むとおりになるように努力すると返答し、さらに②6宗室6執政の問題はすでに都に報告したが三使の度重なる交代によって返事が遅れているが自分が内々に崔知事と玄同知に依頼して両人が随分骨を折ってくれたので心配しなくともよいと返答している。

同年の通信使は当初、宝暦12年（英祖38年）（1762）に正使徐命膺、副使巖璘、従事官李得培が任命されたものの翌年七月に正使鄭尚淳、副使李仁培、従事官洪楽仁に交代し、さらに正使が趙曦に、従事官が金相翊に交代している。

これに対して迎聘使であった俵平磨の覚書の同日の記事によれば、

一上々官李同知東萊より罷下り大通詞渡嶋治郎三郎并小田常四郎・荒川忠吉郎相附、裁判方江入来候付、渡船主儀、彼方江罷越裁判同前致対面候処、李同知申聞候者、①頃日以来別差より風説之趣御噂申上候通、三使儀発都ニ差懸り候得共、難被差置次第有之、追々移代被申付候。則両度之姓名并新三使発都上船之儀申来候由ニ而、書付差出候付左ニ記之 (63)

とあり、李同知は①先に別差が情報を知らせたように、三使が漢陽の出発を仕掛けたけれど見過ごすことができない事情があったので出発を延期した。これまで2度変わった通信使のメンバーの名前と今度新しい三使が出発することは書付で提出する、と述べたとされている。同日の記事では続けて

一去ル九日申達候三使上船延引之儀、都表江飛脚を以、被申登候由、其返答如何申来候やと李同知江相尋候得者、①右飛脚之儀、翌十日差立、去ル十八日都表江相達候処、右申上候通、(2)追々侈し代え被申付打留之三使發都八月三日、上船九月十三日と相極候間、只今爰元ニ而、上船之日取此上被差延候様ニと者難申達候。畢意海上風涛之儀を被為思召付、態々被仰越候御事故、彼方ニ而茂漸々ニ申込、下府之上、尚亦同前申達様可有之候間、其通被相心得居候様、同官中より返答申越候由相答候付、①御国より右之通被仰越候上ハ九月下旬ニ渡海有之積ニ諸向御支度可有之候間、其以前押而被罷渡候而者、諸事致混雜舛面亙ケル聞敷候間、何分下旬迄之上船ニ申叶候様、屹度可被相心得候と申達候処、李同知再答ニ②幾日延引と申儀、只今私より極而者難申出候得共、此節之三使者滞り被申付候得共、先達渡方期日延之儀被相願、頼之通出府被差延被下候上者、貴国ニ対信を被失候而者如何敷候と之願儀ニ而、八月三日發都被申付突者甚不仕廻ニ候得共、公命之事故、其俣ニ而被居下候由ニ候得者、下釜之上、諸支度等取揃候ニ少し者隙取可申、其上風涛之事ニ付、九月中旬迄者被見合候様と之御事候故、彼是相来候而思召之通相成可申哉と奉在候由申聞ル (64)

とあり、日本側は9日に申し入れた通信使の乗船延期の要請に対する返答はどうなったかと尋ねたところ、李同知は、

- (1) 対馬藩の要請は翌日10日に知らせを出し18日に都に着いた
- (2) 次々と交代して待たされた三使は8月3日漢陽(都)を出発して9月13日釜山からの出発が決まったので、今ここで信使の出発を延期するようには伝えられない

と、返答した。これに対して裁判と都船主は、①対馬からわざわざ知らせてきた以上は、海上九月下旬に渡海する準備をしているので、それ以前の渡海は準備が間に合わないの、下旬の渡海をくれぐれも心得て欲しいと申し入れた。これに対して李同知は、②日にちの延期は私からは言い難いが、今回は三使が遅れて任命されたので、これ以上遅れたら、日本に対する信用を失うとの考えから8月3日の出発という公命を従わざるを得ないが、釜山に三使が着いてから色々仕度もあるので、結局9月中旬の出発になって対馬藩の望むとおりになると言っている

宝暦通信使の派遣が何度も延期された理由としては、三使の任命が3回交代したことが三宅氏によって指摘されていて、最初英祖38年(1762)8月に正使徐命膺、副使璘巖、従事官李得倍が任命されたが、翌39年(1763)7月に正使が鄭尚淳に交代した後、さらに数日後に趙巖に変わった。副使は璘巖から李仁倍に交替し、従事官も李得倍から洪楽仁に交代し、最終的に金相翊が任命されることになった。三宅英利氏は「基本的には、日本行が依然として忌避される風潮にあったこと、党争のやむことがなかったこと、準備も困難

を生じたこと等」を理由としてあげているが、同時朝鮮では、日本に派遣されるのを忌避する風潮があったと、党争が続いていたこと、使行準備にも混乱が生じたことが派遣遅れの理由だとしている⁽⁶⁵⁾。

また、下線部で指摘したように対馬藩には東萊府より内々朝鮮王朝（漢陽）の情報が入っていることが分かる。田代和生氏によれば『館守条書』第五条には「朝鮮国及び北京筋の風説について、ともに此方では重要な関心をもっている。虚実にかかわらず、物事の内容を聞き立っておき、時期をみはからって内々に書き送ること」とあるということである。田代氏は、第五条は朝鮮および中国方面の情報収集とその通報を義務づけた項目であり、「鎖国」時代に朝鮮経由で入手出来る情報は、幕府に対する対馬藩の最大の功績だと指摘している。現地の最前線にネットを張って、情報収集作戦が出来るのは倭館の強みであり、東アジア諸国の政情安定を探るためにも倭館情報は常に幕府の関心を集め続けたとされている⁽⁶⁶⁾。

さらに、下線部にあるように、幕府からの連絡がないという背景には、御三家を中心とした徳川家による一族支配から將軍とその側近による側近支配へという宝暦・天明期の幕政の権力構造の変化があらわれている。

任命が遅れた通信使一行が釜山に到着した9月22日に俵平磨は裁判平田所左衛門と都船主朝岡一学と上乘横目に4か条の「覚」を出して、信使の航海の際に注意すべきことを指示している。その内容をみると、先ず第1条では

一①貴殿儀、副使従事騎船護行被仰付候間、渡海之節万一風悪敷罷成、副使騎船従事騎船脇浦江被乗入候ハ、貴殿乗船茂其所江乗り候様、兼而船頭共江堅被申付置、其節者所之役人被申談、府内佐須奈両所之内手前之方江早速飛脚を以可被申越候、②勿論其内御行規方無油断相整候様、上乘之侍中江可被致差図候事⁽⁶⁷⁾

とあり、①裁判と都船主に副使と従事が乗る船の護衛を命じるので、海を渡る時風が悪くなったら、2人が乗った船を小さな浦に避難させ、裁判と都船主の船も避難するよう今まで船頭に言ってきたけれど、その時は避難場所の役人と相談して、巖原か、佐須奈の近い所に船を出して連絡をするようにすること、②もちろん待つ間に油断ないように侍たちに指図するようにすること、を命じている。第2条は

一万一風浪カ悪敷御国地江難乗取、朝鮮地被欠戻候ハ、又者他国江致漂流候と被及見候ハ、護行之儀候間、成たけ相附不被申候而者難吐事候間、見合何方迄茂随分乗参候様可被仕候事⁽⁶⁸⁾

とあり、もし風や波が強くて対馬まで航海できなくなったら朝鮮に戻るか、他国に流されたと思ったら、裁判と都船主は護衛であるので副使・従事の船から目を離さないようにしなければならぬと命じている。第3条では

一他国江被致欠乗候ハ、其所より飛船借調、早々御国江御案内被申上、御国之ことく致護行可被相越候。信使往還之御馳走所と者訳茂違候間、水木漕船等不足之物斗可被致受用候。尤朝鮮地江被欠戻候ハ、和館早々通達有之候様、判事共江申達、館守可被請差図候事⁽⁶⁹⁾

とあり、もし、第三国に到着した時は、その場所で小船を借りて早速対馬に連絡して対馬に到着した時と同じように護衛にあたり、水、船など、必要なものだけを受け取るように命じている。また朝鮮に戻った時は倭館に知らせるよう判事に命じて、館守の指示を待つようにと言っている。第4条では

一御行規等之儀、上乘侍中江茂以書付申渡置候間、被致披見差当たる儀者、万端時宜ニ応、差図可被仕候。尤ト船三艘ニ者護行之船無之候間、若朝鮮地江欠戻候ハ又者他国江致漂流候ハ、上乘侍中取捌候様申渡置候事

右之通可被相心得候以上 (70)

とあり、護衛の規則については上船する侍たちに書付を渡すので、裁判と都船主はそれを読ませて関係する部分は責任を持って守るように言っている。また、朝鮮へ引き返したり他国へ漂着したりしたならば、乗船している侍が指揮を執るように連絡をするように命じている。

このことから、今回の渡海は通信使出発の延期から台風の季節と重なりかつてない危険な航海であることを覚悟するとともに、一旦渡海に出港した後は同乗した対馬藩の役人が指揮を取るようになっていたことが分かる。

迎聘裁判であった平田の覚書によれば、8月18日・20日にも別差の李同知が入館して平田と都船主に対面している。興味深いのは2回とも迎聘裁判の平田のもとでは三使の到着と上々官との面会の予定について話し合っただけであるが、20日の第18回目の交渉では李は都船主の朝岡一学とも面会している。これについて迎聘使であった俵の覚書の20日の記事によると

一別差入館通詞荒川忠吉郎安武平右衛門同道都船主江入来、昨十九日夜三使無異儀東萊府着有之候付、為御案内罷出候由申候付、相応挨拶之上都船主申達候者^①三使道発途前六宗室六執政礼単之儀相済メ被下候哉と尋候処、未上々官不致対面候故不存知段申聞訓導東萊江罷在候付、今晚飛脚を以可申越候。尤私ニ茂訓導罷下候得者、罷登候と申付被罷越候ハ、右宗室執政方之儀且三使上船日限等承合罷下候様申達 (71)

とあり、都船主は6宗室6執政の問題について尋ねたところ李はまだ上々官に会っていないのでわからないと答えている。

このことは交渉の最終段階に入って宗室執政問題の交渉の責任者が迎聘裁判の平田から迎聘使である俵に移ったように思われる。

翌8月21日の第21回目の交渉について迎聘裁判平田所左衛門の同日の覚書によれば一夜ニ入上々官君声崔知事・聖任李同知仲挙玄同知并別差朴判事致入館。通詞渡島治郎三郎・俵要助・小田常四郎・荒川忠吉郎同道罷出候付致対面次(治^カ)郎三郎を以相達候者兼而李同知を以段々及論談候御宗室御執政方之儀三使衆発都前朝廷之評議下府被成たる事候。否之儀承度存候段申達候処、崔知事玄同知申聞候者^①被仰聞候通、先達より李同知を以毎々被仰聞候趣都表江具申越候付段々及朝儀候処、裁判より論談之趣古茂可有之儀候。併三使下府之上上々官共相揃裁判之申分、尚又承委敷事情三使江申出、其

上ニ而所々三使より申越候ハ、其節許議之成否不申越旨被申付候由申聞候付、又々所佐衛門より相達候者^②御朝議之趣被申聞委細令承知候。乍去三使衆下着之御案内申上候迄右之御用不相濟候而者重太之御用筋緩ニ取計候段必定可遂御叱者勿論至而大切之事候故、各ニ茂深く被致思慮何分急速ニ相濟候様急度可被相働旨申達候処、返答ニ申聞候者被仰聞候趣委細承知仕候罷帰り早速三使江事情具ニ申入急ニ及啓聞候様可仕旨申聞、畢而崔知事・玄同知申聞候者^③先達而对州より態々被仰越候趣李同知より申越、我々ニ茂承知仕居候三使衆被申候茂

太守様より御厚意を以風濤之患悪敷被仰知承知仕候得共、上船日取之儀右御左右到来前都表ニ而相濟居、殊更上船日取之儀者於都表 国主御年向并三使我々迄之年向を被相考候上ニ而日柄被相撰候事故、上船之日限被相延候儀者決而不相成儀御座候。依之来月十三日弥被致上船、翌日より順待可被致候得共、九月中旬迄者八月之季候相殘候段被仰聞候故、七八日十日之間者渡海被相待、都表江者不順之段可被及案内候。然時者自然と廿日過之渡海ニ可相成と奉存候。其上者相延被申間敷と奉存候間、此段御国江茂早々被仰越、鷹匠御馬請取役人等一日茂早々被差渡候様御心遣被遊度奉存候段申聞候付所左衛門申達候者、^④上船之儀被申聞承届候得共、右申入候通御宗室御執政方御用順便ニ相濟不申内者三使衆上船之沙汰ニ至可申様無之候間、先刻より申達候通三使衆江早々被申入御用向実ニ相濟候様被相働候ハ、其上ニ而御上船之儀茂可及御相談候。何分早々相濟候様可被取計候。扱又一行荷馬等之負数先例之通各より書付可被差出候。尤享保年ニ者蒲刈ニ而被差出候処、右之通及延引候付荷馬之積り御用意方甚間後ニ相成候と相聞候故、此節者只今より荷物之積を以、書付可被差出候。各より書付被差出次第先達早々被仰登置候筈ニ候間、左様被相心得早々書付可被差出置候段相達候処、上々官返答ニ被仰聞候趣、承知仕候処先例之次第者勿論一行中之荷積り吟味仕候上、書付差出ニ而者可有御座候得共、其御元様方之御控等御写御見せ被成度奉存候段申聞候付、致吟味写可相渡候。就夫延享年者

大御所様 若君様被遊御座候付 公私礼単共ニ相増候訳を以、荷馬高井長持ニ至享保年之例より相増居候得共、此度者右

両御所様不被成御座候故、延享年ニ相増居候負数被相減候儀者勿論享保年之例より茂相減候程ニ無之候而者不相叶儀候間、是又左様可被相心得段相達候処、上々官より申聞候者何篇一行中荷積仕、先規等吟味仕候上、追而委細可申上段申聞ル (72)

とあり、夜になってやって来た上々官の崔や玄らは迎聘裁判平田と対面し①宗室執政の数について朝議では日本側の指摘どおり先例があったことを認めた上で、三使が釜山に到着した上で改めて協議するということであったことを伝えた。これに対して平田は②三使が到着してからでは準備が間に合わないと反論した。さらに上船を遅らせるが、崔らは③上船日については9月中旬までは悪天候なので9月下旬にすべきだという日本側の意見ではあるが国王や三使の年齢から占って9月13日に決めたことであるので延期はできない。しかし実際の渡海は9月20日過ぎになるのではないかとの見通しを示した。これに対して

平田は④宗室執政の問題が解決しないうちに三使が上船することのないように求めた。

一方、同日の迎聘使俵平磨の覚書によれば

一上々官入館大通詞渡島治郎三郎通詞荒川忠吉郎・安武平右衛門同道都船主江罷出今日三使道釜山江被移候。私共ニ茂着仕候付、旁御案内申上候段申聞候付相応挨拶之上、都船主より治郎三郎を以申達候者^①当春以来迎裁判より被相達置候御用向夫々相済可申と存候。就中六宗室六執政之儀御領議之朝命を被請、三使御下着有之たる御事と存候哉と相尋候処、崔判事・玄同知同前相答候者^②其儀者未相済不申と申聞候付、^③李同知先頃裁判江被申達候者東萊府使より茂折々啓聞有之拙者より同官中江も毎便縷々申遣返答之次第茂有之事候間、今度三使御下りニ者定而相済可束と之事ニ付、何茂致安心居候処案外之返答驚入申候如何之朝議ニ而不相済事候哉。右御用不相済候而三使御下り有之候ハ如何之訳ニ候哉。甚難得其意候と申達候得者、崔知事申候者^④戊辰年ニ六執政之儀被仰懸候節己亥年者執政四員ニ候共、当節者

大御所様 若君様被成御座候付二員御増被成候と被仰聞候儀、都表之記録ニ留り居候故、此節者 御二方様不被成御座候得者四員之筈候と申事ニ而未相済不申候と申聞候付、^⑤戊辰年右之通論談有之たると之儀者甚不審ニ候得共、此儀者先差置候李同知ニ者当春以来裁判より毎度被申達たる由候宗室ニ御定数無之段者何国ニ而も同前之事と申、殊私礼単之儀ニ候故、言説を貫候ニ茂不及、各合点之前と存候。我国之執政ニ者定数無之、右より三員四員茂有之、六員七員茂有之、其時之思召を以増減有之事ニ而被相考候而茂一定無之段相知申儀候。国々之風俗不相同候処朝鮮之執政ニ定数有之故、他国茂其答候と御極可被成様無之、其上執政ニ礼曹より之書幣被相贈間鋪と有之候ハ、夫者別段之議論候書幣者可相贈候得共御人員多候と之儀者訳之聞江不申事候。此所何茂如何被存候哉と申達候得者、崔知事・玄同知兩人申候者^⑥一々御尤奉存候。其儀者李同知より委細申越、私共能合点仕居、三使江も申達候而、三使茂其通之事と被存候得共兎角朝廷之疑心甚敷候故、都表ニ而強而難被申達、下釜之上各様より被仰聞候次第二付日本之事情を相察候得者、此儀申分之通御許容之度存候と言葉を立、啓聞ニおよひ候ハ、多分順便ニ可相成との内存ニ而、今度被罷下候私共無油断申達早々相済候様可仕候間御氣遣被成間敷候と申聞候付、^⑦先頃御国より態々御使被差渡、当年者九月中旬迄八月風濤之氣候相残候故、中旬過候而御上船有之候積被仰越、李同知江相達置候。弥御国御厚意之旨を御承念候而御上船相延候ものニいたし候而茂只今より余日無之事候間、何分被相働急速相済候様可被相心得候と申候得者、^⑧委細得其意候旨申聞、扱亦李同知申候者三使九月十三日上船と申、日柄之儀者国王之御年及三使并上々官迄之手を以吉凶相考被扱定候事故、是者日を被改候事難相成候。依之上船者右之日柄ニ被致候而出船之儀者少たけ者可被見合事候間左様相心得候様ニと申聞候付、^⑨御用向之儀不相済候而者品ニより江戸表江及御伺往復之間茂可有之候得者、只今ニ而者三使御渡海ハ勿論之儀、御上船之沙汰ニ茂不及候。御用向近日ニ茂相済候ハ、其節ニ至御国御厚意之旨を御承念候而御斟酌可有御座候旨申達ル (73)

とあり、上々官が都船主の所に三使が釜山に到着したことを報告に来たので都船主が①6宗室・6執政について三使は都の命令を持ってきたのか尋ねたところ、上々官は②このことは、まだ審議が終わってないと答えた。それについて都船主は③李同知が以前、平田に言ったところでは、三使が釜山に来たら決着がつくと聞いた。それは納得できないと言った。すると上々官は④延享の時、日本が6執政にするよう依頼した記録がある。享保は執政が4人だったけれど、延享は大御所様と若君様がいたので、2人増やした記録が残っている。今回は、大御所様も若君様もいないので、4人になるはずである、と答えた。これに対して都船主は⑤延享の時、そのような記録があったことは不審なことではあるが、そのことは差し置いて、宗室が決まってないのはどの国でも一緒である。特に、礼単のことは、いちいち言うまでもなく、理解しないとイケない。宗室の数はその時の考えによって決める。その国の事情を聴かずに、朝鮮の執政が決まっていたとして、他も国も同じようだと思うのはおかしいので、執政全員に手紙を貰いたいと言った。これに対して上々官は⑥そのことは李同知から聞いた。私たちが三使もその通りだと理解しているが、とにかく、都では疑問を持っている。三使が釜山に着いた後、日本の事情を考えて現場で判断をした後に、漢陽に報告したら都合がいいと三使は考えて言っていると述べた。すると都船主は、⑦先ごろ対馬から使者がきて9月は悪天候が続くので、9月中旬出発すべきであると李同知に伝えた。三使の出発を延期しても、日にちがないと言うと、上々官は、⑧全て承知した。李同知から聞いたが三使は9月13日に釜山出港する予定である。出港の日には国王の歳や三使の歳から占って決めるので日にちを変えることはできない。出港は13日にして出船を遅らせると答えた。すると都船主は、⑨準備によっては江戸に伺いを立てないとイケないので出船はもちろん乗船の許可できない、と述べた。

続く8月24日の第20回目の交渉においては、先に日本側が書付によって申し入れを行った執政の6人への増員についての朝鮮側の最終的な返答が上々官によってもたらされた。すなわち迎聘裁判平田所左衛門の覚書の同日の記事によれば

一上々官三人別差入館通詞三人同道入館ニ付遂対面処、小田常四郎を以、崔知事申聞候者頃日我々共江縷々被仰聞候御宗室御執政方之儀、罷歸三使江事情委申入候処、今朝我々被召出正使より被申付候者、御宗室御執政之儀、館守裁判江可申述候者、^①御宗室御執政之儀、頃日上々官を以委申被仰聞致承知候。此儀者於都表朝儀六ヶ敷有之たる事候得共、御宗室御執政方之儀ハ日本国御高位之御方々と申、実者誠信之和好を存、拙者共より存寄茂申上、蒙朝命候次第茂有之、其上於此許時躰承候処、御五員宛被成御座を御六員と可被仰聞様無之、御六員宛被成御座候を此方より御一員相除可申様無之弥御六員充ニ相違無之候と相聞、御宗室六員御執政六員ニ相極、其通ニ公私より礼単可致用意候。^②都表江申越候儀者、拙者共了簡有之事候故、其旨を存、此越宜申述候様被申付候。我々共ニ茂、三使道底意委存可申様無之、極而今一応可被致啓聞奉存候処、発都砌被蒙朝命候次第有之たると相聞、不存寄尖ニ相濟御自分様ニ茂兼而御心遣被成候御趣意相立、御安心可被成大悦奉存候。我々ニ茂重難之儀と甚気遣ニ存罷在候処、順便ニ相成安堵仕候。

三使衆ニ茂誠信を被重、諸向無滞往還被致度被存、^③就中正使者東萊府使も被相務嚴重成ル人ニ御座候間、我々ニ茂何卒裁判様御陰を以、首尾能往還仕候様被成可被下偏ニ奉頼候。^④且又上船之儀者、此間茂申上候通、弥九月十三日乗り移被致候間、左様被思召諸行之船々者廿十日前釜山江御廻り被下候様、諸事御支度被成置、大船茂四艘下モ乗り仕、鷹匠并御馬請取役人渡海茂有之たと相聞候間、過館有之候ハ、御馬鷹早々被相受取候様、御差図被成度旨申聞候付、所左衛門相答候者、御宗室御執政之儀、此間各江申達候趣三使衆江被申入、御返答御口上之趣被申聞致承知候。此儀者発都以前御領議可被成候儀勿論候処、下府有之候而茂領掌之御返答無之案外千万存居候処、下府之上各より事情委敷被申入、不及啓聞ニ茂順便ニ相濟候段御申聞之通、御返答乍延引致安心候。李同知者勿論各兩人存京之節より被致宜力候趣意相達御苦勞ニ存候。御国江茂委細可申上候間、左様可被得相心候 (74)。

とあり、上々官3人と別差と訳官3人が倭館に来て、崔知事が通詞の小田常四郎を通して平田に「先ごろ宗室・執政のことは三使に伝えたところ今朝三使から次のような返事をもたつた。」と伝えた。それによれば崔は三使の言葉として、

- ① 宗室御執政のことはすでに上々官から詳しく聞いて了解しており、このことを都である漢陽で議論するのは難しいことであるが、日本の高い位の方々は日本と朝鮮との誠信と友好関係を深く理解していることを三使が漢陽に口添えしたところ、許可をもらうことが出来た。そこで宗室と執政の数を5人から6人にするのではなく、6人から5人に減らすことでもなく、あくまでも宗室6人、執政6人に決定することとして礼単を用意することとする。
- ② 都への報告の必要については、我々も三使の考えに同意しているけれど、一応漢陽の許可をもらう必要があると考えていたが、三使が発発する前、許可をもらったことで安心して喜んでいる。

の2点を伝え、^③三使の中の正使は東萊府使も努めた重要な人物であるので、無事に帰ってくるように我々からもお願いするとし、^④また信使の乗船時期については、この間申し上げた通り、9月13日に乗り始めるので、そのように考えて、全ての船が20日前は釜山に到着するようにして、贈り物の鷹の世話をする鷹匠も馬を請け取る対馬の役人もすぐに受け取ることが出来るようにしてほしい、とすることであった。

それに対して平田は「宗室・執政は、これまであなた達に伝えたことを三使に伝えたという返事をもって了解した。このことは、漢陽を出発するまえ議論すべきのことなどで、三使が釜山に着いても許可を貰ってなかったのも、とても心配したところ、東萊に到着した三使から説明を聞いて、漢陽に報告してなくても許可が出たということで、安心した。李同知ももちろん、皆さま方が漢陽にいるときから力を尽くした事を聞いて、とても感謝している。このことを対馬にも報告する。」と言っている。

一方、同日の迎聘使俵平馬の覚書によれば

一上々官三人入館、大通詞渡島治郎三郎通詞兩人相附、都船主方江入来、治郎三郎を以申

聞候者、去ル廿一日被仰聞候六宗室六執政之儀罷帰候而翌日三使江論談之趣委曲申達候処、今日三使より被申聞候者、^①其方共江茂是迄不致沙汰候儀我等辞朝之節、右宗室執政之儀両国誠信を以相交候上者、強而可相拒様無之候得共、都表者程遠事故、事情難見適所有之候。我々共下釜之上、館内使着之申分、得と承届事実於無相違者、直ニ領議之返答申達候得と之朝命を蒙、各より所皆共一昨日申聞候趣ニ而者此上疑難様無之候間、今日罷越弥宗室六員江使者之私礼単執政六員江礼曹之書幣可相贈段申達候様被申付候條、此段申上候と申聞候付、委細致承知候。正官江其段申上候ハ、嚙御安氣有之候。次拙者共ニ茂此上者無事ニ可致帰国と大慶存候。三使衆江茂宜可被申上候。各ニ茂必遣之上、事致成就珍重可被存候と申達候得ハ我々ニも此儀不相濟候而者上々官相勤、渡海茂仕得間敷哉と不苦候処、都表聞通宜キ三使茂能決断有之候而誠天幸と存候。^②畢竟李同知爰許より申登せ様宜故ニ而候と崔玄兩人より申候得者、李同知より崔玄兩人都表ニ而申込様宜故ニ候と申、互ニ切を讓候故、何れをいつれ共難相分三人必を合せ被致出精候故ニ而同切一躰と申ものニ候。此後信使往返之間、弥右之心持ニ而御用を相成、両国之大礼無滞相濟候様可被必懸候と申達候得者、兎角日本向不案内之我々ニ候故、偏各様を頼ニ存候。万端無御^(覽)伏藏御指南被下、諸事順便ニ相整候様奉頼候由申聞候付、相応ニ相答相濟而三人申聞候者、右御用相濟候上者、弥九月十三日三使被致上船候間、各様ニ茂御同前江上船可被成候(75)。

とあり、上々官らは平田にあった後、都船主のところでは三使からの伝言として^①宗室・執政の件は都を出る際も拒否したわけではなかったが遠く離れているので事情を理解できなかった。釜山に到着してから倭館で事実を確認してから直接返答するよとの命令を受けてきたので、一昨日の話から本日6人への私礼単と礼曹からの手紙を贈ることに決したとして、^②都に報告してきた李同知も崔同知と玄同知も考えに違いはない。一致協力して通信使の往復中、両国の大礼のために滞りのないよう心掛ける、我々は日本に不案内なので皆によろしく頼みたい、とのことであった。これに対して日本側も相応の返答を行ったという。

まとめ

本章では宝暦の通信使の際の迎聘裁判であった平田所左衛門による「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」と迎聘使であった俵平磨による「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」の2点の史料を比較しつつ宝暦期の迎聘交渉の経緯を明らかにした。これらのことから宝暦期の通信使の来聘交渉は迎聘使(参判使)である俵平磨と迎聘裁判である平田所左衛門によって行われたが、交渉の直接の担当者は迎聘裁判であり、これに対して迎聘使の役割は^①通信使の渡海の時期の交渉、^②派遣に先立って東萊府で行われる茶礼時期の交渉であった。宝暦期の通信使では前回の延享期と同様に、幕府の宗室(将軍一門)・執政(幕閣)への礼単の数が問題となり、もっぱら迎聘裁判により交渉が21回も繰り返された。こ

れに対して迎聘使がこの問題にかかわるのは交渉の終盤になってからであった。

宝暦期の通信使の迎聘交渉で大きな問題となった宗室執政の問題の背景には、ひとつには宝暦・天明期の幕府の権力構造の変化があり、それは享保改革以来の法治支配の強化と官僚性的な支配構造、すなわち6代将軍家宣・7代将軍家綱の側近政治から8代将軍吉宗の譜代門閥政治から10代将軍家治側近政治への過程、今ひとつには封建的主従制による官僚組織である幕藩制国家と中央集権的官僚制国家である朝鮮王朝との国家システムの違いからくる対立と考えられる。

一方、宝暦期の通信使の迎聘交渉から見える対馬藩の態度は、もはや17世紀以来の朝鮮貿易の維持のための独自の立場ではなく、幕府からの拝借金から幕府への依存を強める姿勢が明らかとなってくる。

すなわち朝鮮側は通信使の三官が最終的な決定権を持っていたのに対して、日本側は幕府の決定を絶対として対馬藩独自の判断というものがない点に注目したい。

このことは18世紀に入って対朝貿易の衰退による深刻な財政難を経っていた対馬藩が通信使応接を理由として宝暦4年(1754)から同11年(1761)にかけて合計6万5千万両の莫大な拝借金を幕府に依存していたことにより、対馬藩にとっての日朝外交が通信使迎聘という役を務めることに対する藩独自の貿易という知行の安堵から外交の役を務めることに対する拝借金という知行の安堵へと変質したこととかがかかわっているといえるであろう。

註

- (1) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年、397頁。
- (2) 三宅英利『近世日朝外交史の研究』、文献出版、1990年、354-355頁。
- (3) 註(2)前掲書、393頁。
- (4) 註(2)前掲書、437-440頁。
- (5) 註(2)前掲書、489-498頁。
- (6) 田代和生『新・倭館』ゆまに書房、2011年、101頁。
- (7) 長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』第五十巻)、1968年、84頁。
- (8) 崔次鎬『草梁倭館』、2014年、어드북스、261頁。
- (9) 「宝暦信使記録下書 第二冊 宝暦信使記録 五 迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」(保管番号 宗家93-2-48-2-4) (慶応義塾大学所蔵マイクロフィルム)
- (10) 註(9)前掲史料。
- (11) 「宝暦信使記録下書 第二冊 宝暦信使記録 四 信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」(宗家92-3-48-2-4) (慶応義塾大学所蔵マイクロフィルム)
- (12) 註(9)前掲史料。

- (13) 註(9) 前掲史料。
- (14) 註(9) 前掲史料。
- (15) 註(9) 前掲史料。
- (16) 池内敏、金徳珍、李薫、鄭成一「外交と経済：朝鮮後期通信使外交と経済システム：通信使礼単を通じて見た朝鮮外交の特徴とその変化」（『韓日関係史研究』26号、2007年、182・183頁。
- (17) 註(16) 前掲書、3頁。
- (18) 註(16) 前掲書、204頁。
- (19) 註(16) 前掲書、189頁。
- (20) 註(11) 前掲史料。
- (21) 註(2) 前掲書、494頁。
- (21) 曹蘭谷「奉使日本聞見録」（『大系朝鮮通信使 第六卷 戊辰・延享度』、明石書店、1994年）、144頁。
- (23) 趙巖「東槎日記」（『海行総載VII』、民族文化文庫刊行会、1975年、458－459頁。）
- (24) 大石慎三郎「宝暦・天明期の幕府」（『岩波講座日本歴史 一一 近世三』、岩波書店、1976年、153頁。
- (25) 註(2) 前掲書、555頁。
- (26) 註(11) 前掲史料。
- (27) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年、6頁。
- (28) 註(9) 前掲史料。
- (29) 註(11) 前掲史料。
- (30) 註(9) 前掲史料。
- (31) 註(9) 前掲史料。
- (32) 註(9) 前掲史料。
- (33) 註(27) 前掲書、394頁。
- (34) 註(27) 前掲書、397頁。
- (35) 註(11) 前掲史料。
- (36) 李薫「前近代韓国の歴史的特質」日本教育者韓国学ワークショップ2000年度講義HP
- (37) 註(11) 前掲史料。
- (38) 「備辺司登録」国史編纂委員会、英租37年(1763)3月30日、
<http://db.history.go.kr/>
- (39) 註(23) 前掲書、569頁。
- (40) 註(11) 前掲史料。
- (41) 深谷克己「18世紀後半の日本—予感される近代—」（『岩波講座日本通史 第14巻 近世4』、岩波書店、1995年、35－36頁。
- (42) 註(24) 前掲書、171頁。

- (43) 註(11) 前掲史料。
- (44) 註(11) 前掲史料。
- (45) 註(11) 前掲史料。
- (46) 註(9) 前掲史料。
- (47) 註(9) 前掲史料。
- (48) 註(9) 前掲史料。
- (49) 註(9) 前掲史料。
- (50) 註(9) 前掲史料。
- (51) 註(9) 前掲史料。
- (52) 註(9) 前掲史料。
- (53) 註(11) 前掲史料。
- (54) 註(11) 前掲史料。
- (55) 註(9) 前掲史料。
- (56) 註(11) 前掲史料。
- (57) 註(9) 前掲史料。
- (58) 註(9) 前掲史料。
- (59) 註(9) 前掲史料。
- (60) 註(9) 前掲史料。
- (61) 註(9) 前掲史料。
- (62) 註(9) 前掲史料。
- (63) 註(9) 前掲史料。
- (64) 註(9) 前掲史料。
- (65) 註(2) 前掲書、534頁。
- (66) 註(6) 前掲書、110頁。
- (67) 註(9) 前掲史料。
- (68) 註(9) 前掲史料。
- (69) 註(9) 前掲史料。
- (70) 註(9) 前掲史料。
- (71) 註(9) 前掲史料。
- (72) 註(11) 前掲史料。
- (73) 註(11) 前掲史料。
- (74) 註(9) 前掲史料。
- (75) 註(11) 前掲史料

第4章 宝暦通信使の前提—延享通信使の迎聘交渉

第1節 宝暦通信使の迎聘交渉との違い

宝暦13年(1763)の通信使の迎聘交渉においては、将軍一門(宗室)および老中(執政)の増加にともなう進物(礼単)をめぐる交渉が大きな問題となっていた。そこでここでは宝暦通信使の迎聘交渉における宗室執政の問題、言い換えるならば先例との関係がそれまでの通信使の迎聘交渉と比較してどうであったのかを見てみたい。

今日、迎聘交渉に関する史料が伝来するのは宝暦に先立つ江戸時代に入ってから11回の通信使のうち正徳元年(1711)の通信使の「朝鮮江御使者」であった樋口佐左衛門の覚書⁽¹⁾と延享5年(1748)に日本に到着した通信使のための前年の「修聘使」古川主典の覚書⁽²⁾、同じく「信使裁判」小野六郎右衛門の覚書⁽³⁾、同じく「迎聘使」大浦兵左衛門の覚書⁽⁴⁾の4点である。

このうち延享4年(1747)の通信使の迎聘交渉で問題となったのは贈り物(「別幅」)の鷹の数を巡る交渉である。同年9月11日に倭館に入った迎聘裁判の小野六郎右衛門の覚書によると11月19日になって

一両訳并上々官入館六郎右衛門申談候趣左記ス

一今日上々官仲挙玄僉知両訳致同道入館仕候。尤別御代官中村五三郎通詞阿比留徳三郎江同全七相附此方江罷出致対面候処、仲挙申聞得者私儀罷下り候様被申付候得共、病氣ニ而延引仕昨昨日下府仕候。①三使発足上船茂弥前前之通相違無御座候。就夫御手前様御渡海被成候付、訓導を以被仰達候御用向東萊より啓聞達申候。然処 大御所様 大納言様別幅之鷹十居ツ献上有之候様ニとの御事、且又執政方五員右者己亥年之例ニ違候ニ付、都表ニ而者御二方様江鷹五居ツ、執政方江己亥年之通ニ相成り居申候と申聞候付、段々折渡何分ニ茂右之通り不相濟候而者不叶儀ニ候。此儀者延々ニ被仕置候事ニ無之候間、早々相濟候様ニ可被相動候と申達候処返答被仰諭候段逐一承知仕候。東萊江明日罷登否之儀可申聞旨申聞罷帰ル⁽⁵⁾

とあり、前日都の漢陽から到着した上々官の仲挙玄(僉知)が訳官2人を伴って入館して、迎聘裁判の小野のもとに着任の挨拶を行った。その場には代官の中村五三郎と通詞阿比留傳三郎、阿比留全七が同席したが、仲僉知は病気のため東萊府への到着が遅れたことを詫び、①三使の出船は前決めた通りにすることと小野が訓導を通じて行った要求は東萊府を通して漢陽に伝えたことを伝え、対馬藩が要求した大御所様(吉宗)と大納言様(家治)に鷹10羽ずつという要求と礼単を執政5人にするという要求は前例(享保通信使)と違うので出来ないと返答した。それに対して小野は、「日本の要求通りにしないといけないので急いで欲しい。」と言うと仲は、「このことを東萊府に伝える」と言っている。

ところが9月29日から翌延享5年(1748)2月9日まで迎聘使として倭館に派遣さ

れた大浦兵左衛門の11月19日の記録によると同日夜のこととして

一今夜ニ入、上々官仲挙玄僉知儀、昨日致下府候由ニテ渡船主方迄罷出申聞候者、於都表裁判より被仰掛候御用之儀大形相濟申候。其内 大御所様 若君様別幅鷹之儀、天和年ニハ 若君様江五居ニテ候処、此度ハ如何様之訳ニテ十居ツゝと被仰候哉。且又此度ハ己亥年之例と被仰聞候処、執政方五人と在之候得ハ己亥年之例ニ違候と申聞候付、渡船主より為致返答候ハ^①天和年ニハ 公方様江之別幅鷹數十居ニ付、半減を以 若君様江五居ニテ候得とも此度ハ己亥年之例ニ而 公方様江廿居ニ候付 大御所様 若君様江半減之數ニ而無之候ハ不釣合候故、十居宛と被仰候事ニ候。^②執政方之數己亥年之例ニ違候と被申聞候段ハ甚心得違之事ニ候。^③此度之信使己亥年之例と被仰候ハ、凶書之式又ハ登城之式等之儀ニテ執政方之多少ハ其時其時ニ違在之事ニ而以前より相極候數ハ無之候。ケ様之筋茂己亥年之例と被存候而は此外何程茂、例之不被用儀在之間、例を引候事と不被引事と了簡可在之儀等候段申達候得者、御尤奉存候被仰聞候趣、明朝早々飛脚差立都表江可被申登由申聞差急キ可罷歸躰相見候付、又々申達候ハ^④三使御発足無間茂事ニ候得者、此度被申登候趣間違而は大切成事候間、執政方之數己亥年之通不被成段ハ能相知候事ニ候。 而御所様鷹之數天和之例被相用候而は決而不相濟儀ニ候間、此度者 公方様別幅之數ニ応し半減之數と申所、得と被落着候而此節之飛脚ニ而埒明候様可被致段再三申達候得者委細承知仕候旨申聞、其外之儀者大形相濟居候故兩三日之内入館いたし申上へき旨申、殊外差急き候付、先差返候処掛掛ニ通詞阿比留傳三郎江今晚者草梁江泊候間明朝早々草梁江参吳候様頼置候段申聞候付、猶又委細申含被差越候様渡船主江相達置⁽⁶⁾

とあり、夜に上々官仲挙玄が迎聘使（朝鮮側の呼称は参判使）の大浦兵左衛門に前日都である漢陽から東萊府に着いたことを、都船主を通して報告する。そして漢陽からの返事は、①鷹の礼単については、天和の通信使の時は將軍への鷹の贈り物が10羽であったので若君様には5羽送ったが今回はなぜ大御所様と若君様と同じく10匹要求したのか、②執政の数が前例と違うのはおかしいという返答を伝えた。これに対して大浦は都船主を通して、③享保の通信使の前例に従うべきであるのは、文章、儀式のやり方だけで、執政の数はそれとは違う。例に従うべきことと、従う必要がないことの判断が大切であると述べた。それに対して上々官仲は、「日本の要望は漢陽に伝える。」と応じたので大浦は、④三使がまもなく漢陽を出発するので、今度の連絡をととても大事である。執政の数は享保と違うというのを漢陽に伝えてほしいと念を押している。

このことから、朝鮮は前例を重視し、悪例を残したくない基本姿勢をとり、対馬側は、日本と朝鮮の政治構造の違いを理解させ、自分たちの要求を貫徹しようとする事が分かる。

迎聘使大浦兵左衛門の覚書によれば、上々官仲挙玄は11月19日夜に倭館を訪れた際に3日以内に回答を持ってくると約束した。迎聘裁判であった小野六郎右衛門の覚書によれば4日後の11月22日になって

両訳并上々官入館六郎右衛門申談候趣左記入

一仲挙玄僉知儀今日手前ニ罷出候様ニと徳三郎方より昨日為致返達候処、今朝罷下り候由ニ而入館仕、裁判方江罷出折節松浦■趣相見候ニ付、同前ニ致対面此間申達候通之儀、啓聞有之候哉と申達候処、其儀ニ付今日可参と奉存候而罷有候折節之儀ニ御座候。①大御所様若君様江鷹十居ツゝと有之候儀者東萊啓聞被仕趣相聞江候。②執政方御員数先規ニ達候儀東萊合点不被仕候打渡申候様ニとの儀ニ而今朝旁ニ罷下り候旨申聞候ニ付、③右 御二方様江鷹十居ツゝと申儀東萊より啓聞被成候由左様可有之儀ニ候。然処執政方御員数之儀此間も申達候通りニ而此儀者評儀ニ茂及候事ニ而無之。尚又得と合点被仕、右両條其早々啓聞有之、都表より之御返答尖ニ申来候様ニ東萊江罷登可被申達候。④且又外之條々此間茂申達候通り逐一御返答之趣書付可給候迎聘使より飛船を以対州江早々被差越先規ニ候間、徳三郎を以申達候処、⑤東萊罷登右彼は吟味事多御座候ニ付、四五日御待被下候様ニ申聞候付、⑥延々ニ難仕置候。右之段東萊江被申達啓聞事早々被相濟一兩日中ニ書付被仕候様と申達候得者然者⑦東萊江訓導被差登被下候ハゝ相認メ可差出候段申聞候付、明朝訓導手前ニ相招右之筋得と●着被罷登候様ニ可致と申達候而其外御用筋■趣同前ニ彼是申達相濟而差急キ東萊江直ニ罷登候と之儀ニ而罷帰ル(7)

とあり、前日の呼び出しに応じて、上々官である仲がやってきたが、「漢陽に報告したのか」と質問に仲は、「そのことについて報告するために今日きた。①大御所吉宗と世子家治への鷹の数のことは東萊に伝えて漢陽に伝えるようにした。②執政の数については、東萊が納得出来ないからそのことについてもう一度協議するために今日やってきた。」と述べた。これに対して小野は、③鷹のことは了解した。執政の数のことについては、この間言ったように議論の対象にならないことをもう一度理解してほしい。早く東萊府に行って漢陽に報告するようにしてほしい。④それ以外の問題についての返事も逐一迎聘使から対馬に報告するのが決まりになっていると述べている。仲は⑤東萊府に帰ってそれ以外にも検討しないといけないことが多いので、4、5日待つほしいと述べたのに対して、小野は⑥延び延びにできないので4、5日ではなく3日以内に返事してほしいと答えた。すると仲は⑦それならば訓導を派遣して返事もらってほしいと申し出ている。

このうち④の迎聘裁判である小野と上々官である仲との交渉の内容が迎聘使である大浦により藩に報告されていたという事実から、迎聘裁判は迎聘使に全てのことを報告する役割であったことが分かる。

その後12月8日になって迎聘使を接待する差備官である朴が倭館へやってきた。

これについて迎聘裁判小野六郎右衛門の同日の覚書によれば

一参判使差備官朴判官仮訓別就御用入館仕候由ニ而通詞阿比留徳三郎・江口金七同道ニ而罷出申聞候者、①三使去月廿八日弥発足有之候路次障さへ無御座候得ハ来ル十五日下府被致候筈今日先向來候付御届申上候由申聞ル

一仮訓導申聞者②去ル二日ニ被仰候執政御壺人御増被成候付、別幅并私礼単之儀啓聞有之候様ニ東萊江申達候処、③東萊被申候者ケ様之儀者三使被聞候事ニ而其上執政御員数先

規ニ違候訳ニ而未極候得ハ三使発足得啓聞之儀、難被仰付頓而三使下府之節上々官を以被仰達候様申上候得と被申聞候付、色々申達候而も領掌不被仕候。上々官之儀者途中より先達而被差下候様ニ三使方江被申登候由申聞候付、六郎右衛門より申達候ハ畢竟不落着ニ而東萊江申達様之打分故と存候。其節申達候通、用意物有之事ニ候得者、三使御発足以後之儀候故、尚又朝廷江早々御聞罷成、御差図有之儀当然之儀ニ存候。三使御下府有之、尚又上々官を以申達候節御取節御取斗被成能事ニ存候。^④三使御下府如何様之筋ニ而御滞有之間敷儀共不存候得者、自然御下府御延引之節御啓聞有之候而者不滞筈之儀を態と東萊より相滞候様被成候と申物ニ至り可申儀と存候。早々啓聞有之候様ニ■■■申達候付東萊江罷登今一応申達あ■■■啓聞有之候様可仕と申聞罷帰ル⁽⁸⁾

とあり、通詞阿比留徳三郎・江口金七と小野に^①対面した朴が三使は11月28日漢陽を出発した。途中に問題がなければ12月15日に釜山に到着すると述べるとともに、^②12月2日に執政を一人増やすことと礼單のことについて東萊府と相談したが、^③東萊府の主張は三使が釜山に到着してから三使と相談してほしいということであった、と述べた。

それに対して小野は、^④三使が漢陽から釜山に到着することが遅れた場合に報告があったのでは遅れなくてもいいものを東萊府のためにさらに遅れてしまうことになる。三使が到着するまえ、もう一度東萊府を通して漢陽に報告したほうが良くないかと言っている。

続いて訓導・別差は迎聘使大浦兵左衛門の配下の都船主のもとにやってきた。

これについて迎聘使大浦の覚書12月8日の同日の記事によれば

一仮訓別都船主方江罷出三使衆弥先月廿八日都表被発足、来ル十二日永川と申所迄着有之積りニて十五日ニハ可被致下府由、猶又一行之人数同シ道より被通路候而は人民之勞役甚舗候付、左右道ニ相分レ被罷下永川ニて双方より行集、夫より一行一同ニ下府之由注進在之段遂案内⁽⁹⁾

とあり、仮訓導と別差が都船主のもとにやって来て、「三使は11月28日に漢陽から出発して今月十二日には永川に到着する予定である。同じ道を通りしたら住民の負担が多くなるので二つのルートを通って永川で待ち合わせしてから一緒に釜山まで来る予定であるという漢陽からの報告があった。」と言っている。さらに大浦の覚書には

一上々官玄僉知之儀早速裁判より被申達候様相達置候処、仮訓導裁判都船主方入来申聞候者、上々官之儀東萊江申達候処被申聞候ハ、^①上々官之儀ハ三使衆被召連候役人之事故、彼方より都表江被啓聞候筋ニて無之、三使衆方江被申越候聞、三使衆了簡可有之候。早速四五日之内ニ下府之事故、其筋猶亦可申達由被申候段申聞候旨被相届⁽¹⁰⁾

とあり、上々官玄僉知の交代について迎聘裁判の小野から申し入れを行ったところ仮訓導・別差は都船主と迎聘裁判の小野に対して、^①上々官のことを東萊府に伝えたところ、上々官は三使の役人であるので、東萊府が漢陽に報告することは出来ない。三使が4、5日後に東萊府に到着してから三使に相談して欲しい、と返答している。

ここから分かるように、延享の通信使迎聘交渉においては、迎聘使と迎聘裁判とが密接な連携によって交渉にあたりるとともに、大御所吉宗や若君家治や幕閣への礼單については迎

聘裁判の小野が担当していたことが分かる。これは、宝暦の通信使迎聘交渉における迎聘使と迎聘裁判との連携の不在と比べて興味深い。

第2節 延享通信使

それでは具体的に延享通信使の際の礼単はどのように決まったのであろうかを見ていきたい。

差備官である朴が礼単に関する交渉は三使の釜山到着後であると伝えた3日後の12月11日の迎聘裁判小野六郎右衛門の同日の覚書によると

一今日新訓別通詞阿比留徳三郎江口金七同道ニ而罷出、^①兼而被仰掛置候通り 大御所様若君様江別幅鷹拾連とニ相極候。委細之儀重而上々官より可申上候。執政御員数之儀者先規ニ違、修聘使渡海訳を以被仰達候茂、己亥年之通と有之候得者、於都表者諸事其通りを相心得被居候。^②執政御員数之儀者己亥年之通ニ相極居、御員数御増之儀者領掌不被仕段都表より関文到来我々江東萊より被申聞候。尤三使衆茂都表之思召同前被存候由ニ御座候旨申聞候付、六郎右衛門申達候者 ^③御二方様江別幅鷹十連ツ、相極候由承届候。且又此度己亥年通と有之候付執政御員数之儀者於都表、則己亥年通相極り御員数御増之儀無之段難落着候。己亥年之通りと有之候者は迄段々申達候通り之旨申達、則修聘使江被仰渡候御書付写を以爲申聞、既ニ此度右御二方様御事も己亥年ニ違候得共、右之通ニ相濟候。執政方御員数之儀是又別差存知之通、最初より縷々申達たる通ニ而執政員数不相極 国法御座候。於貴国員数相極り居候を以、何方も其通り可有之と思召候段、至而如何敷御事ニ存候。是者各迄申入候強而可被仰聞段者为慮外貴国御恥辱ニ茂可相成儀哉と存候。畢竟此方より之申分茂不打分所より御不落着ニ而右之通哉と被存候。尚又委細東萊江可被申達候。頓而上々官下り可被申候間於此儀ニ者幾篇茂申達ニ而可有之段申達候得者、我々共より東萊江可申達候得共兎角上々官を以三使江申達候様ニと申聞罷帰ル。迎聘使江罷出申上ル委細者御国江可被仰越と之御事 (11)

とあり、新しい訓導と別差が再び通詞の阿比留と江口の2人と一緒に小野のもとにやって来て、^①対馬が要求した大御所吉宗と若君家治への別幅である鷹の数が決まったことについて上々官から知らせがあったこと、^②執政の数は修聘使と渡海訳の申し入れにもかかわらず前回と同じ数に決まったことを伝えてきた。それに対して小野は、^③執政の数が前回と同じで増員がなければ決着しないだろう。既に今回大御所と若君への贈り物を変更しているのであるから執政の員数も変更できるはずである。日本には決まりになっていない前例を朝鮮が自国の方針として日本にもそのルールを当てはめようとするのは朝鮮の恥になるだろうと述べている。訓導と別差は続いて迎聘使の大浦兵左衛門のもとに出向いている。

すなわち迎聘使大浦兵左衛門の覚書12月11日によれば

一両訳致入館都船主方江罷出申聞候ハ大御所様 若君様別幅之内鷹十居ツ、被相加候

様ニ被仰聞、其段東萊より被致啓聞候処、已下到来在之弥御好之通十連ツ、相極候。(中略)且執政御員数之儀ハ此度之信使修聘使之節より己亥年例と被仰聞候付、於都表ニ諸事其通被相心得、御執政御員数茂己亥年之通と相濟居候間、執政相増被成候儀者領掌無之候。都船主より申達候者、鷹之儀十居宛相濟珍重ニ存候(中略)又申達候者、^①此度之信使己亥年例と被仰旨 大若御尊称国書之式進見式等之事ニ候。執政之数ハ以前より相定たる儀無之、信使之度毎ニ増減在之事候故、渡海^(マヱ) 訳 議定之節五員被成御座候段書付御渡被置候処、委ク不被申達と相聞右之通及間違不埒成事候。此程茂御一人御増被成候付、其段裁判より申達置候。^②此儀先例ニ被相拘候事無之候故、三使下府之上、申達六員共ニ御書翰不被差越候而ハ時躰難相濟候間、左様相心得候ニと被申達置⁽¹²⁾

とあり、両訳が迎聘使と都船主の所にやってきて、大御所と若君への贈り物の鷹の数が日本側の要望通り10匹ずつとなったことを知らせる一方、執政の数は享保の通信使と同じと決まったことを伝えた。これに対して都船主は鷹の数について感謝しながらも、^①今回の通信使が享保の先例に従うのは大御所・若君様の尊称、国書の書式、進見式などであつて執政の数については以前から何も決まっておらず、毎回増減があつたと主張して、今回渡海訳の役人が執政の人数を5人とした書付を渡したことが間違いの原因であつたとしている。さらに都船主は、人数の問題は先例とは関係なく三使が釜山に到着したら六人に書簡を出さなければ濟まないと伝える、としている。

ここでは執政の数についての要求が当初の5人から6人に増えているが、その原因は同年延享4年(1747)6月に西の丸老中の松平右近将監武元が本丸老中となり、さらに9月に若年寄の秋元但馬守涼朝が老中になったことがあると思われる⁽¹³⁾。

翌々日の12月13日になって両訳がやって来たが、迎聘裁判の小野六郎右衛門の覚書によれば

一両訳六郎右衛門方江罷出阿比留徳三郎を以申聞候者此間被仰聞候通、執政方之儀東萊江委細申達置候。且又 大御所様 若君様別幅之品々之儀、関文之通りニ而者色紗拾本減・鷹十居・白苧布三十疋・黒麻布十五枚被定候段申上候処、品数五色ニ相成積り候。弥十五色候哉何々ニ候哉致吟味候処、癸未年ニ者 若君様江進上之内ニ色紙無之候。ケ様之処より伝令之趣ニ而者一色増候而見へ候哉、追付上々官下り候而可申上旨申聞罷帰ル 大御所様 若君様江別幅品関文之通り書付両訳持参左ニ記之。尤御国江申上ル⁽¹⁴⁾

とあり、訳官2人は阿比留を通して、この間の執政の数については東萊府に詳しく報告したことと大御所様と若君様への別幅については関文通りに色紗を10本減らして、鷹10匹、白苧布30疋、黒麻布15枚になったことを伝えた。さらに迎聘使大浦兵左衛門の12月13日の覚書によれば

一両訳都船主方へ罷出申聞候ハ一昨日被仰聞候大御所様 若君様江別幅品数之儀東萊江罷登致吟味候得共鷹十居ツ、ニ相極色紗を除白苧布・黒麻布相加り候段都表より申萊り其余之儀者不相知候、近日三使下府之事故其節別幅写御覽可被成由申聞候段、同人よ

り申聞サル⁽¹⁵⁾

とあり、両訳はその後都船主のところへやって来て、同じく大御所と若君への別幅について報告している。

12月17日になって上々官の朴子淳、玄季凜、洪大年の3名と上判の李昌基が訓導別差とともにやってきた。

これについて迎聘裁判の小野六郎右衛門の覚書によれば

一今日上々官子淳朴僉知・季凜玄僉知・大年洪僉知并上判大郷李判事訓別致入館、阿比留徳三郎を以段々尋。第一 大御所様 若君様別幅之儀相尋候処、御鷹之儀者弥被仰掛候通り拾連ツニ相極候共、其外之品今晚書付不持来候付、重而書付を以可申聞段申聞候。第二ニ執政御員数御増被成候通り別幅私礼単共ニ御用意可有之旨申達候処、諸事己亥年之通と都表二者相心得被居、先規之通り執政方御四人之外不相濟段、先達而都表より関文有之。東萊江両訳を以申達被置、御聞為被成通ニ御座候。且又御宗室方も御三人御近侍茂彼方之記録二者御老人ハ不相見ヘズ候。於都表ハ諸事己亥年之通と急度相心得被居候付不相濟候。尤 御隠居様へ私礼単之儀も先規無之候ニ付、従都表被差留候由申聞⁽¹⁶⁾

とあり、阿比留を通して、第1に大御所である吉宗と若君である世子家治への別幅である鷹の数については、日本の要求通り4匹ずつになったがそれ以外の品については今晚書付を持って来ていないので改めて書付を持って来て説明する、第2に執政の数と別幅・私礼単を増やしてほしいということについては、すべて前回の先例と同じく、4人にしないと困るという漢陽からの知らせがあったことを東萊府へ両訳が伝えたとおりである。また宗室については3人のうち1人は記録にないので、都ではすべて前回の通りと考えているので認められない、大御所様に贈り物を送ることも先例がなかったので漢陽から止められている、と伝えてきた。

同日の迎聘使大浦兵左衛門の12月17日の覚書によれば

一上々官三人并両訳三使下府之為届致入館、裁判方ニて御用向申談、夫より夜ニ入、都船主亥方迄為届罷出候付同人を以御用之儀荒増為申談候上、左之條之書付式通被相渡候様ニ申達相渡候処、三訳共ニ承届候。近日夫々ニ相認差出可申之旨申聞、就夫ニ今度之信使修聘使御渡海之節より己亥年之例と被仰聞候付、諸事其通と相心得分付被致候処、玄僉知罷下候而執政五員其外宗室諸官員相増候段及啓聞候付候。玄僉知只今之通罪條被申付候。執政一員相増候儀たに己亥年之例違候訳を以不相濟候処、又々一員被相増候儀申達候ハ、我々ニも玄僉知同罪ニ可被申付故、此儀ハ申達候儀決而不相成段申聞、執政方御名之書付ハ受取間敷と申候付、都船主より申達候ハ、此度之信使己亥年之例と被仰候ハ

大君御尊称・国事之式・進見式等之事ニ而全己亥年之例ニ不相成儀何程も有之候。執政之儀者我国之風俗ニ而其時々之勢ニより増減有之、前々より信使之度毎ニ御一定之数者無之候。此儀とも己亥年之例と被相心得候ハ了簡違ニ而御和睦之上より信使被差渡

候付、礼曹より執政方へも御書翰被遣候而礼儀被相述候処、己亥年之例四員ニ候と被仰候而六員之内両員被相殘御書翰不被遣候而ハ和睦と可被申候哉。三使

東武江被成御越執政方江御対面有之候節四員ニ者礼曹より之御返翰無之候上ハ三使より之私礼單御贈答も有之間敷候得者、三使之御対面如何可有御座候哉。各得と被申談候而右之訳三使江委ク被申上候ハ、御合点不被成筈ハ無之候段縷々被申達候処、左候ハ、先申達候様ニ可仕候得共許客可有之とハ曾而不存候段申聞候付、右之通筋之相立候事ニ候処左様被申聞候段難得其意候得と申談、三使江可被申上段、猶又申達候処昨日致入館裁判方江罷出可申上段申聞罷帰

尤夜中故今晚ハ拙者ニハ不致対面、仲举玄僉知代り大年洪僉正堂上僉知ニ被申付、上々官ニ相成候段相届⁽¹⁷⁾

とあり、上々官3人と両訳が三使の到着を報告するためやって来て裁判にまず要件を話した後、夜になって都船主の所まで来たので都船主を通じて書付2通を渡したという。

これに対して3人の上々官も訳官も了知し、上々官らは、「今回の信使のために修聘使古川が渡海の時から前回の先例通りすべてを行うと理解してきたが、玄僉知が執政・宗室の役人の数を増やしてほしいという日本側の要求を伝えたことで現在、罪に問われている。執政を1人増やすということが問題になっているのに、くりかえして要求するなら、私たちが罪に問われる。このことは決して伝えることはできないし、執政の書付を受け取ることはできない。」と述べた。それに対して都船主は、「この度の信使の己亥年の例というのは、名前と儀式に関することで、全てが完全に先例通りにならない例は沢山ある。執政のことは日本の風俗だからこれまでも決まっていなかった。執政の数を先例通りにすることは間違いである。礼曹から執政への挨拶の手紙を渡すとき、6人の内4人にしかなかったならば和睦とならない。三使が江戸に来て執政と対面するとき、3人にしか手紙がないということは、三使よりの礼單も4人にしかないことになるので対面はどうなるであろうか。それぞれよく相談して以上のような理由を説明すれば理解できないはずがない。」と述べている。これに対して朝鮮側は、「それならば、とりあえず伝えるが、許可が出るとは思わない。明日、三使にも報告する。」と言って帰った。

この時は夜中だったので迎聘使の大浦は対面せず、朝鮮も玄僉知の代わりに洪僉知が責任者になったとある。

延享4年(1747)の迎聘交渉は12月17日の上々官らの拒絶の回答のあと12月19日日にも再び上々官の朴僉知・洪僉知が小野のもとを訪れた。

迎聘裁判小野六郎右衛門の同日の覚書によれば

一上々官朴僉知・洪僉知并押物判事若声崔判事六郎右衛門方江罷出候付松浦賛治同前ニ致対面阿比留俊三郎を以、去十七日致論談返答之儀如何ニ候哉と段々相尋候処、朴僉知洪僉知申候者、^①御執政御員数其外御員数之儀共ニ先夜罷帰三使衆江申達候処、執政方御員数之通りニ相極居候付、只今ニ而ハ何分ニも御員数御増之通不相成候。且又御宗室方も己亥年之通御参人ニ相極居候由。^②尤御隠居様江三使私礼單之儀是者

殿様御親戚御同様可仕正底之由正使より被申聞候。尤就右正使より書付被相渡候由申候ニ付、松浦讃治同前ニ致披見候処、就右之通書載有之候。勿論御執政方御員数之儀ニ付而ハ仮合発船来年ヲ越候而茂員数相増候儀者不相成と申越相見へ候⁽¹⁸⁾

とあり、朴と洪の兩名は①執政の数を増やすことはできず宗室の数も前回通りに決まっているものの、②隠居すなわち大御所吉宗への礼単は宗室として扱うつもりであることを伝えるとともに、三使から書付を見せられた。しかしながら執政の増員についてはたとえ船の出発が遅れても認めないという態度であった。

この結果は迎聘裁判の小野と渡船主から迎聘使の大浦兵左衛門に報告があった。すなわち同日付の大浦の覚書に

裁判都船主罷出被申聞候上ハ、上々官朴僉知・洪僉知并押物判事若声崔判事、裁判方江罷越、上々官玄僉知ニハ相痛不罷出。尤崔判事ニハ正使被致懇意候者ニ付、館ニ者双方ノ申分承御座申聞候様ニ正使被申付候段、上々官共通詞とも迄相咄候由ニ候。依之兩人より一昨日申達候趣、三使江被申上如何御返答有之候哉承度段申達候処、洪僉知申聞候ハ^①被仰聞候趣、我々とも三使江委ク申上候処、正使被申候ハ先例有之候事ハ仮合都より左様ニ仕間敷と被申付候而も幾重ニも宜取計候了簡ニ候。執政之儀者最早修聘使之節此節之信使己亥年之例と有之、執政被相増候段不被申聞候付、己亥年之通執政四員と相心得、諸事分付相濟候処、仲举玄僉知罷下候而五員と被申聞、又一員被相増候段被申聞候。両国之儀、諸事先例相用候儀簡要ニ候間、於貴国も其通不被思召候而難叶筈ニ候処、及渡海之期ニ候迄段々相増候儀被仰聞候段、ケ様ニハ有之間敷事候。此儀ハ向後取次申間敷旨厳敷被申付候故、此上申達候儀不罷成由申聞候付、^②兩人より一昨日も申達候通、己亥年之例と申達候ハ

大君御尊称国事之式又者進見式等之事ニて執政之儀ハ其時々ニより増減有之事ニ候故、前々より信使之度毎ニ御一定之数ハ無之候得者、先例幾員ニ候故、幾員ニハ書翰被遣間敷と被仰聞候儀、是迄無之候。尤洪僉知渡海訳ニ罷渡候節、崇信歴改役より被相渡候書付之内、執政五員御座候段被申達候。就其時之書付写被披見候様、裁判より差出都船主より右書付相渡り候。月日迄有之候段申達候処、洪僉知難儀之儀ニ罷在、又々申聞候ハ正使自筆ニ認被相渡候書付有之由ニて差出候付、兩人被見之上、都船主より申達候ハ^③先例御書翰被遣不被来御方ニ候ハ、先例ニ違候と可被申候得共、此度之間違ハ修聘使之節己亥年之例と申候を執政之御員数も己亥年之通四員と被思召諸事分付被相濟候故、両員ニハ御書翰被遣候儀不罷成候と被仰聞候事ニ而先例無之儀を新ニ申達候訳ニてハ無之候。猶又前々信使之節、執政御員数ニ付多少之儀被仰聞候儀無之候得者、此節も修聘使之節執政五員と申達候ハ、何て御異難も有之間敷とハ不被存候哉と申達候処、朴僉知申聞候ハ^④其極如何可有之候哉。其節被仰達候ハ、此度之如く六ヶ敷ハ有之間敷と申聞候付、又々都船主より^⑤然らハ此儀先例を不守候と申事ニてハ無之、己亥年之例と申所御了簡違ニて分付既ニ被相濟候故、御改難被成者申訳ニ候。御書付之内四員ニて不相濟候ハ、一年過候而も御渡海被成間敷候間、思慮仕候様ニと被仰聞候ハ、^⑥此儀我々

了簡を以、御返答申上可相濟儀と被思召候事ニ候哉。我々御返答難仕而已ならず大守之了簡ニ而も相濟候事ニ而無之候。正使御書付之通、御決断被成候上ハ此訳対州江可申遣候間、対州より書翰を以、礼曹江成とも又ハ三使江成とも可被申達候。右御返答之書翰相受取

東武江差上候被仰聞候通ニ而被致諫行候様と坎、又者急度六員江之書翰相揃候様可申達候とハ

東武より之御差図無之候而者此方よりも御渡海可被成と者被申越間敷候。事勢ケ様相成不申候而者、落着難相濟事候。尤我々より右之次第不申上候而も落着ケ様ニ可相成儀者三使ニも御了簡可有之事と申達候得、洪僉知申候ハ御書翰と申儀ハ如何敷候。我々より書付可差出と申聞候付、兩人より

東武江御案内被仰上候儀各より之書付ニ而可相濟候哉、此儀僻事と被存、我々之所置ニ而可相成者被存、左様被申聞事ニ候哉、貴国と対州之儀ニ候ハ、事ニより我々了簡ニ而取扱候事も可有之候得とも此儀ハ不及申

太守之所存ニても決断難相成事ニ候間、其訳能々被思慮見可被申処、且又宗室方百年来御三家ニ相極候処、御両所被相増候段、先例無之候間御一人も私礼単被取行候儀不罷成段被仰聞候。此儀先例無之と申事ニ而無之。天和壬戌年甲府公御三家御同様ニ三使私礼単被取行候。右之例不被存候哉と記録見セ候処、洪僉知申候ハ^⑥成程

大君御宗室是迄幾員も可被成御座候得共 御三家より外ニ相極たる私礼単被取行候例無之候故、此儀御幾員ニ御成可被成も難斗候間、不罷成と被申儀ニ候段、申聞候処、相到来候^⑦崔判事申候ハ各様段々被仰聞候趣、致承知候。罷帰候而委可申達と申聞候付、兩人より幸御出、右之次第御聞有之候間、三使江被申上、昨日御返答之趣被仰聞可被下候由、申達候得者致承知候段申聞、三使ともに罷帰候由申聞 (19)

とある。これによれば上々官である洪の話として①正使の考えでは先例があれば都の命令があっても何とかするつもりである。執政の数については、修聘使と朝鮮側の交渉の段階では前回の例に倣い人数を増やさず4人にすることに決めて準備をしてしまったのにもかかわらず玄僉知が5人に増やすように頼まれたが両国間のことはすべて前例に従うことが重要である。しかるに渡海の時期が近づいているにもかかわらず人数を増やすように要求されるのは承知できない、ということであった。これに対して迎聘裁判と都船主は、②前例に従うのは將軍の称号や儀式についてであり、執政の人数についてはこれまでも定まっていたわけではないので決まった人数以外には書翰は出さないというわけにはいかないという考えであった。さらに都船主らは③書簡を出さなかった人たちに書簡を出すことは先例に反するというが、今回の間違いは修聘使の交渉の段階で執政の数も前回の通り4人と誤解したために起こったことであり先例に反することを要求しているわけではない、と主張している。これに対して朴が④そのときに言ってもらえば問題はなかった、と反論したのに対して、都船主は⑤先例を守るなというのではないが、変更が難しいのは承知している。書付のうち4人という人数ですまないのならば一年過ぎても渡海できないと主張した。これに

対して上々官らは⑥自分たちの判断では返答できないし対馬藩主の判断でも決められることではない、と答えた。

このように通信使側は都の朝廷と釜山の東萊府とは別に独自の判断で解決しようとしていたのに対して、日本側は幕府の決定に対馬藩は関与できないという態度であった。

第3節 延享通信使における礼単問題の決着

4日後の12月23日に再び朴が一人で別代官のところに来たついでに迎聘裁判の小野と都船主のところ立ち寄った。このことは小野の覚書にも

一今日朴僉知耆人別代官方用事ニ付致入館、中村五三郎江罷出候を六郎右衛門方へ相控、迎聘・都船主同前ニ三使返答之趣、阿比留俊三郎を以相尋候処、朴僉知申聞候者、去ル十九日之夜皆共同前ニ三使方へ罷出只今罷帰り候段取次を以申達候処、(中略)朴僉知申候者、^①此上ハ同役之儀厭ひ可申様無之候故、私事を破り候而御宗室御執政之儀申候様可仕候と存候得共、今御耆員執政之儀被仰聞候而ハ難申達候故、向後被仰聞間敷と思召し候ハ、取斗見可申と申聞候付、兩人より申達候ハ、^②今耆員之儀ハ当月初東萊江申達候故、問慰官之節申達たと申儀二者無之候得共、三使衆未貴国内ニ被成御座候得ハ、是又礼曹より之御書簡御持渡不被成候而者、道理之不聞江儀ニ而太守於東武申分ケ無之事ニ候故、五員之儀問慰官之節申達候ニ共、紛無之段被申達、今耆員之儀ハ別而被申達候様可被仕と色々申達候得共、朴僉知申候者、^③御宗室御執政之儀ハ四員三員と分付、既ニ相済用意之品等相極たる事ニ御座候得共、問慰官之節被仰掛置候由被仰聞候付、同役共罪科被申付候共、此儀ハ事を破り候而可申達哉と申儀ニ御座候。尤三使都発足砌り一応東萊より啓聞被致置たる事ニ候故承引可被仕哉之程料斗候得共、先申達見候様可仕と極候。今御耆員之儀ハ三使発足以後之儀ニ御座候得者、国法ニ而使命を含ミ既ニ致発足候而ハ新規之事申達候儀決而不罷成事ニ候。国法有之候処、乍存被仰登候様ニと我々被申候物ニ御座候哉。三使衆者尚又之事ニ御座候間、今御耆員之儀相添候而ハ惣躰其埒明申間敷と奉存候故、明日一統致同道候間、御宗室御執政之儀問慰官之節被仰達置候段、又々可被仰聞候。其上ニ而私処置之致様可有之と申聞罷帰ル⁽²⁰⁾

とあり、朴の話は①執政の数を4人から5人へ1名増員することは難しいがこれ以上要求しないというのであれば今回に限り取計らってみるということであり、これに対して裁判・都船主兩名の返答は②5人から6人へ1名増員の要求は今月初めのことなので問慰官のときに言ったことではないがまだ朝鮮にいる間のことなので礼曹からの書簡を持ち渡ることができないというのは道理にかなわず藩主にも幕府にも説明できない、ということであった。これに対して朴は③宗室執政の数は決まっておりますすでに品を準備しており、5人から6人へ1名増員の要求は三使の都の出発後のことであり出発後の新たな変更は不可能であり、増員要求を行うならばすべてが行き詰ってしまう、としている。

一方、同日の迎聘使大浦の覚書によれば

御宗室御執政之儀申達置候返答上々官崔判事ニも不申聞候付、裁判都船主江被致催促候様ニ申達、兩人より通詞阿比留俊三郎江申渡上々官共罷出返答申聞候様、毎度為致催促候得共、相替候所無之候間、不罷出由申遣候処、上々官之内朴僉知老人別代官方用事ニ付致入館候と相聞候付、裁判方江相招セ都船主ニも罷越兩人より三使返答之趣被相尋候処、朴僉知より^①去十九日之夜皆共罷帰同前三使方江罷出取次を以罷帰候段申達候得者、三使より事相済候哉と被相尋候故、不相済由致返答候得者、^②左候ハ、逢候ニ不及候間、昨日より手前江罷出候儀差控候様被申渡候付、今日迄対面不得致候と申聞候付、兩人より^③最早御上船之日限段々相迫り候処、其分ニ而御渡海被成候儀決而不成候。只今ニ而ハ手前不被相働候而者、致落着申間敷と申達候得者、^④此上ハ同役之儀いとひ不申事を破り候而成とも、五宗室五執政改之儀者申達候様ニ可仕候得共、今御一員執政之儀被仰聞候而者、難申達段申聞候付、^⑤今御一員之儀者当月初東萊江申達問慰官之節、為申達ニ而者無之候へとも三使未貴国之内ニ御座候得者、是又礼曹より御書翰御持渡不被成候而者道理不相聞儀ニ而 太守ニも於
東武申分無之候間、五員之儀者問慰官之節申達候ニ其紛無之旨申達、今御一員之儀者別而被申達候様可被仕と申達候処、昨日一統致同道可罷在候間、其節問慰官之節被仰達置候趣等可被仰聞候所置之いたし様も可有之段申聞罷帰⁽²¹⁾

とあり、朝鮮側は毎回返答に代わりはないと日本側の出頭要求を拒否していたものの、日本側の催促により23日に朴が一人で入館したものであったことがわかる。朴によれば^①19日の夜に帰ってから問題が解決しないことを三使に報告したところ、三使から^②ならばこれ以上倭館へ行く必要はないとの指示を受けたため入館を控えていたとのことであったため、迎聘裁判と都船主の両名から^③上船の期限が迫っているがこの件が解決しないと渡海できないと言われたため、朴は^④こうなつては5宗室5執政に変更することは伝えるが執政をさらに増やして6名にすることを持ち出されては伝えることはできないとのことであった。これに対して裁判と都船主は^⑤6人への増員要求は確かに問慰官の時には要求してはいなかったが藩主が幕府に対して言い訳ができなくなるので、問慰官のときまでに要求した5人とともに認めてほしいと言っている。

ここでいう問尉官（日本では訳官使と呼ぶ）について洪性徳氏は、^①対馬藩主に派遣された使行であり、^②対馬藩主の還島又は藩主や将軍の慶弔事の間尉とその他の外交事務の処理、^③倭学訳官が任命され^④礼曹参議の書契と別幅を持参し、^⑤対馬藩の要請により、派遣される使節である⁽²²⁾。問尉官の対馬滞在は、15日から長くて4カ月位で、本来の任務以外にも通信使派遣に先立って外交文書の様式、回答様式、礼単の数などの問題を交渉したとされている⁽²³⁾。只、通信使の節目講定、問尉行の固有任務ではなく、派遣された時期による付随的な任務であるとされている⁽²⁴⁾。

しかし、三宅英利氏によれば、享保3年（1718）11月に裁判樋口孫左衛門が「節目講定」のための問尉行の派遣を要請したとされ、前例がないということで朝鮮側の激しい反発があったとされている⁽²⁵⁾。

延享の通信使の迎聘交渉は対馬から倭館への修聘使の派遣と東萊府から対馬への訳官使（問慰官）の派遣の順に行われた。池内敏氏によれば延享4年（1747）の訳官使が対馬に到着したのは5月16日のことであったとされ、洪性徳氏は、3月から7月まで派遣されたと明確ではない。

翌々日25日の迎聘使大浦の覚書によれば

御宗室執政之儀、昨日迄も同様之論談ニ而一匁埒明不申候付、館守裁判都船主申談候上ハ上々官之内洪僉知ニ者問慰官当人玄僉知ニ者洪僉知同役ニ罷渡候候。先上々官仲挙方ニ甥之事ニ候得者問慰官之書付見候と者不申筈ニ而朴僉知ニも三使上船相延候様罷成候而者、同前ニ吃を請及難儀候事故、成丈同役之無念故難申願筈と申聞、兎角脇筋より不申達候而ハ三使方江得と相達間敷候付、今日折節副持送使封進宴ニ付東萊被罷出候付、封進久井伊左衛門ニ通詞阿比留俊三郎相添、左之書付相渡外大庁江差出、副持送使正官より信使用事ニ付、迎聘正官より被申入候儀有之候間、御聞可被下由為申達候処、東萊返答ニ^①右御用之儀者、上々官を以、三使江可被仰遣候。私ニ者不相關事故承候儀不罷成候被申聞候付、上々官ニ而不相濟儀故、其元様江被申達候間、御聞可被下段、正官封進より数篇致往復候付、封進江致対面候儀者例も無之候間、宴席相濟候而伝礼官より承候可致由被申聞候付、僉官中被罷歸候以後俊三郎くつろ之方ニ被呼被致対面候付、左之書付控置申達候処、初段不殘被承候而■迄承候ニ不及候と之事ニ而脇々よりも退候様申立候付右之通迄ニ而罷歸⁽²⁶⁾

とあり、宗室・執政のことは、前日（24日）の段階まで解決できていない状態であるため、館主・裁判・都船主が相談した結果、上々官の洪と問慰官の玄との個人的な関係を利用して働きかけることとした。そして同日に副持送使・封進の宴席があることから、出席する封進の久井伊左衛門の通訳をつけて以下の書付を外大庁（宴大庁）に提出し、通信使の職務に付き迎聘正官（迎聘使）から申し入れたところ、東萊府の答えは①東萊府は関係がないので、上々官から三使に直接言って欲しいということであった。

この封進宴とは迎聘交渉妥結の後、書契（書簡）と別幅を受取る儀式の日の祝宴であったという⁽²⁷⁾。

この時の書付は以下の通りである。

厳密之節候得共、弥御平安被成御座珍重奉存候。今日者副持送使封進宴ニ付遠方御出被成御苦勞奉存候。然者信使ニ付申達度儀有之。此方伝礼官を以申伸候間、御聞可被下候。此節我宗室執政諸官員己亥年之例ニ比へ候得者宗室二員執政二員若年寄六員相増申候。此儀問慰官渡海之節申達候処如何様之訳ニ而帰国之節不申達候哉。此間上々官共申聞候ハ此度之信使修聘使之節己亥年之例被相用候と被仰聞候付、諸事己亥年之通相心得致議定候故、右相増候員数江礼曹より書翰被相贈、又者三使私礼單被相贈候議不罷成段申聞候。修聘使之節己亥年之例被相用候と申達候ハ

大君御尊称 国事式進見式等之事ニ而諸事己亥年之通ニ候得者節目講定ニ者不及候得共、全己亥年之通ニ無之候付、問慰官之節為致講定事候。且又上々官とも申候者右員

数相増候ハ、修聘使之節其訳可被仰聞儀ニ候処、其節不被仰聞候而只今用意相濟候以後被仰聞候故、相改候儀不罷成段申聞候。信使節目講定之儀者其次第有之事ニ而修聘使之節申達候事有之問慰問官之節申達候事有之迎裁判より申達候事有之候而修聘使之節者、大節目之儀而已申達問慰官之節委細ニ致講定、先格ニ候。依之問慰官之節右相増候段申達候而此節新ニ申達候様三使御聞被下事ニ候哉。執政六員之内一員相増候儀ハ近頃飛船を以、申来候付、其元様被成下府候而申達候得共、其条之儀者皆々問慰官之節申達候。

一宗室之儀ハ 国初より三家ニ相極候得共壬戌年

大君御弟甲府公と申有之三使より三家同前ニ私礼単御贈答有之候。此度も大君御弟兩位有之候付、甲府公之例を以三使と私礼単御贈答有之候様ニ被仰出候事

一執政之数我 国ハ其時々ニ増減有之、近例を以申候得者、乙未年ニ者大執政二員執政四員有之、壬戌年ニハ大執政一員執政三員有之、己亥年ニハ執政四員有之。ケ様ニ一定之数者無之候得共、信使之度毎現在之員数ニ随ひ礼曹より書翰被遣候而執政多少之数ニ付異難被仰聞候儀、是迄無御座候

一若年寄と申候ハ執政次之官職ニ而已亥年ニ者三員有之、三使と私礼単御贈答有之候。此節ハ執政相増候同然ニ若年寄も六員相増申候。同列官職之内三員ニ者私礼単御贈答有之六員ニ者御贈答無之候而者三使御対面可宜と被思召候哉。 貴国我国共ニ人情礼儀ハ可為御同前候得者御諫察可被下候

右三ヶ條之儀何も關係甚重事ニ候得者不相濟候節其儘ニ而被致諫行候様

東武より可被申付候哉 (28)

これによれば書付の内容は、前文で宗室執政を巡る交渉の経緯を説明したあと、第1条は宗室のことは、最初から御三家に決まっているが「壬戌年」すなわち天和2年(1682)、將軍綱吉の弟の綱豊にも礼単をして、宗室が4人になった先例があり、延享4年(1747)も將軍家重の弟である宗武と宗尹の2人がいるので三使との贈答があるようにしてほしいということであった。第2条は執政の数は、その時々で増減があるとして、通信使が来訪した「乙未年」すなわち明暦元年(1655)の大執政2人、執政4人、「壬戌年」すなわち天和2年(1682)の大執政1人、執政3人、「己亥年」すなわち享保4年(1719)の執政4人の例を挙げている。

『柳営補任』によれば明暦元年(1655)の通信使の際には老中は松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、酒井雅楽頭忠清の計4名(元老酒井讃岐守忠勝を加えても5名)、天和2年(1682)の通信使の際には老中は大久保加賀守忠朝、阿部美作守正武、戸田越前守忠昌の3名、享保4年(1719)の通信使の際には老中は井上河内守正峯、久世大和守重之、松平紀伊守信庸、戸田能登守忠真の4名であり、大執政・執政の合計人数と一致しない(29)。

また朝鮮側の史料『増正交隣志』の通信使の講定節目を見ると、延享4年(1747)の通信使の礼単の数は宗室5人、執政5人になっている(30)。

しかし実際は違ったようである。それは28日にもたらされた朝鮮側の三使からの回答からわかる。迎聘裁判である小野の覚書によれば

一今日上々官中入館、六郎右衛門方江罷出、迎聘都船主同前ニ致対面候処、上々官中阿比留俊三郎を以申候者、^①三使被申候先達而仲挙玄僉知致講定候書付不埒ニ有之差返候様都より被申付候故、新規ニ講定致、直々可申と申聞候付、兩人申達ハ先達而講定之内●●●相濟五宗室五執政執事六員被相増候儀不相濟候得共、只今仕直仕シ候講定ニ而茂同前之事ニ可有之候。此儀相除候様ニ被申聞候而者決而不罷成候。名目之儀者書改候而も不差支筋ハ相談可致と申達候処、上々官中申聞候者、^②是迄双方同事而已申居候而者何れも埒明候節無之候。幸三使右之通被申候ゆへ五宗室五執政九執事之儀、前前之通り五認メ可被成候⁽³¹⁾。

とあり、上々官らによれば、^①三使が言うのには、仲僉知が書いた書付は失礼であるのでさし返すようにという都からの命令である。新たに審議して直接渡すということであった。さらに上々官兩名によれば、宗室6人、執政6人に増やすことは認めないけれど、名目上の理由をつけるのは可能なことである。お互いが今までと同じ主張ばかりすると、解決は出来ないの、三使の判断で名目をつけて、宗室6人、執政6人、執事9人にすることにする、ということであった。

これについて同日の迎聘使大浦の覚書によれば

一昨日上々官三人裁判方江罷出候付、都船主にも罷越候処、三人より申聞候ハ、昨日正官公被仰聞候趣三使江申達候得者、此儀不相濟候而ハ渡海相延候様被申聞候上者可致渡海と申候而も被致諫行間敷候間、此上者都江帰り可申と被申候段申聞。其上双方同様の論談ニ而埒明不申罷帰、今日又々三人裁判江罷出申聞候ハ、^①三使被申候ハ、先達而玄僉知致講定候書付不埒ニ有之差返候様都より被申付候間、新規ニ致講定直々可申と申聞候付、都船主同前ニ先達講定之内多●●●事相濟、五宗室御執政執事六員被相増候儀不相濟候へハ、講定仕置候而も同前之事ニ候。此儀相濟様ニと被申聞候而ハ決而不罷成候と申達候処、是迄双方同事而已申居候而ハ埒明候筋道無之。幸三使右之通被申候間、五宗室五執政九執事之儀、嚴前之通御認メ可被遣候⁽³²⁾。

とあり、やはり、^①三使が言うのには、仲僉知が書いた書付は失礼であるのでさし返すようにという都からの命令であること、お互いが今までと同じ主張ばかりすると、解決は出来ないとのことであるので宗室6人、執政6人、執事9人にすることを認めるとのことであった。

すなわち延享の通信使の礼単の数は、公式には前回享保の通信使の礼単の数に宗室2人、執政1人を加えた宗室5人、執政5人とどまっているものの、交渉の結果、三使の判断によって実際には宗室6人、執政6人に増やしたことが分かる。

このことは宝暦通信使の礼単の数を巡る交渉の際に、朝鮮側は先例として宗室5人、執政5人を主張したのに対して、対馬側は実際の宗室6人、執政6人を主張した対立の原因となった。結果として宝暦の通信使の際には礼単の数を初めて公式に宗室6人、執政6人に固定することによって、実質的な増員はしなかったという形で解決したことがわかる。

まとめ

以上、前章における宝暦13年(1763)の迎聘交渉との比較のために延享4年(1747)の「信使迎裁判小野六郎右衛門朝鮮江被差渡彼地逗留中帰国迄之覚書」と「迎聘使大浦兵左衛門朝鮮へ被差渡候覚書」から迎聘交渉を検討した結果、本章において以下の点が傾向や相違点として見えてきた。

まず既に延享の段階から朝鮮側の交渉担当者上々官達は、先例を重視し、悪例を残したくないという基本姿勢をとり、対馬藩の裁判小野と迎聘使大浦は、先例を従うのは、文書や儀式のことで、執政の数は変化していると日本封建制と朝鮮の官僚制という政治構造の違いを理解させ、礼単の数に関する自分たちの要求を貫徹しようとしていることが分かる。また、前章で検討した宝暦の通信使迎聘交渉の場合、迎聘裁判であった平田所左衛門と迎聘使であった倭平磨は最後の迎聘交渉の決着の段階になってようやく協力しているのに対して、延享通信使の迎聘交渉においては最初から裁判小田と迎聘使大浦が密接に連携して行っていたという相違点を明らかにした。このことは宝暦通信使において一時的もしくは急激に通信使という外交システムが行き詰って限界を迎えていたというひとつの根拠といえるのではなかろうか。

註

- (1) 「正徳信使記録 第5冊 6 正徳信使被差渡候様ニ朝鮮江御使者樋口佐左衛門被差越覚書」(保管番号 宗家91-3-145-5)
- (2) 「延享信使記録 第3冊 延享信使記録 3 修聘使古川主典朝鮮江被差越候覚書」(保管番号 宗家92-2-59-3)
- (3) 「延享信使記録 第4冊 延享5戊辰年信使記録 4 信使迎裁判小野六郎右衛門朝鮮江被差渡彼地逗留中帰国迄之覚書」(保管番号 宗家92-2-59-4)
- (4) 「延享信使記録 第5冊 延享5戊辰年信使記録 5番 迎聘使大浦兵左衛門朝鮮へ被差渡候覚書」(保管番号 宗家92-2-59-5)
- (5) 註(3) 前掲史料。
- (6) 註(4) 前掲史料。
- (7) 註(3) 前掲史料。
- (8) 註(3) 前掲史料。
- (9) 註(4) 前掲史料。
- (10) 註(4) 前掲史料。
- (11) 註(3) 前掲史料。
- (12) 註(4) 前掲史料。
- (13) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳営補任一』東京大学出版会、196

3年、8頁。

- (14) 註(3) 前掲史料。
- (15) 註(4) 前掲史料。
- (16) 註(3) 前掲史料。
- (17) 註(4) 前掲史料。
- (18) 註(3) 前掲史料。
- (19) 註(4) 前掲史料。
- (20) 註(3) 前掲史料。
- (21) 註(4) 前掲史料。
- (22) 洪性徳「朝鮮後期間尉行について」『韓国史報』59号、1990年、156頁。
- (23) 尹裕淑「朝鮮後期間尉行に関する再考－1635年施行及び幕府の財政援助を中心として」『韓日関係史学』49号、2015年、5頁。
- (24) 註(22) 前掲書、144頁。
- (25) 三宅英利『近世日朝外交史の研究』、文献出版、1990年、440頁。
- (26) 註(4) 前掲史料。
- (27) 田代和生『新・倭館』、ゆまに書房、2011年、211頁。
- (28) 註(4) 前掲史料。
- (29) 註(13) 前掲書、4－6頁。
- (30) 京城帝国大学法学部編『増正交隣志』1940年、287頁。
- (31) 註(3) 前掲史料。
- (32) 註(4) 前掲史料。

終論

本研究は、江戸時代朝鮮から派遣された朝鮮通信使の中でも江戸まで行った最後の通信使である18世紀半ば宝暦期に派遣された通信使をめぐる対馬藩と朝鮮との迎聘交渉と対馬から江戸への通信使の応接過程での対馬藩と幕府、対馬藩と萩藩との情報伝達に関する一次史料を使って、幕藩制国家という政治システムの中での通信使の意義と通信使中止の原因を考察してみた。

第1章では、宝暦13年(1763)の通信使応接に際して通信使の警護にあたった対馬藩の「御参向御註進控 三番」の12月4日福岡藩領藍島に到着の際の難破事故の報告から翌年正月11日の鞆の浦におけるまで幕府からの返事までの記事を取り上げ、通信使を護送中の対馬藩から幕府への注進と幕府からの返書を分析した。それによれば以下の点が明らかとなった。

第1に、対馬藩から幕府への注進は先任である御用掛の松平武元をはじめとして酒井忠寄・秋元涼朝・松平輝高、若君様附の松平康福の老中5人と御側御用人の板倉勝清、若年寄の松平忠恒のほか寺社奉行の毛利匡平、大目付の大井満英、勘定奉行の一色政流、勘定吟味役の古坂達佳の江戸の幕閣にとどまらず、京都所司代の阿部正右、大坂城代の阿部正允大坂町奉行の興津忠通・鶴飼長陸の上方の官僚までの合計14名に宛てられていた。第2には、この中でも権力を握っているのは当時最古参の老中である松平右近将監武元であり、対馬藩は彼をもっとも重視していることがわかった。第3には12月27日の萩藩領赤間が関到着を伝えた注進は、前述の12月4日の藍島からの注進と同様に、酒井忠寄・松平武元・秋元涼朝・松平輝高の4名宛以外にも松平康福、板倉勝清、松平武元、松平忠恒、阿部正允の5名、さらに興津忠通・鶴飼長遠の2名に連名で送られており、松平武元に次いで若年寄の松平忠恒が権力をもっていたことがうかがえる。第4に、対馬藩からの注進は老中奉書の宛先であった藩主の名で出されていたが、松平右近将監督から藩主のほか江戸家老であった古川大炊宛の書簡があった。これに対して対馬藩から幕府への注進は、主に老中からの奉書の宛所であった藩主の名で出されていたが、幕府から対馬藩への指示は藩主のほか江戸家老であった古川大炊宛の書簡があったことは興味深い。

いずれにしても対馬藩の宝暦期の通信使応接は18世紀半ばの幕政と幕藩関係を反映したものであったことが伺える。

第2章では、宝暦13年(1763)の通信使に際しての萩藩の通信使史料である「公儀人記録下」を用いて通信使接待をめぐる藩と藩の対応を検討した。それによれば以下の4点が明らかとなった。第1に萩藩は、不必要な前例を残し、これからも同じように接待しなければならないことを恐れていると同時に、通信使接待において計画の緩みを感じ取れる。第2には、なるべく信使の希望に応えることがいい接待だという積極的姿勢の対馬藩に対して、できるかぎり新たな問題を生じさせたくないという原則から出ることのできない萩藩の限界も分かる。第3に、萩藩と福岡藩は互いに下行の責任を押し付け合うのではなく、小

倉藩の責任に転嫁することによって、長年にわたるお互いの信使接待の負担を軽減しようと図ったといえる。第四に両者の交渉を見ていくと、藩の負担を前提とした通信使接待の枠組み自体に両藩が疑問と反発を示していることを読み取ることができるのである。通信使接待という幕府の命令に対する藩の忠誠心を越えた藩と藩の間の私的な共感と親近感が芽生えていたことが感じ取れることによって通信使接待に対する従来の緊張感が無くなってきたとも言えよう。また通信使接待において藩と藩の間に上下関係が存在したことが分かり、領主間の意志伝達が容易ではなかったことが分かる。

第3章では、宝暦13年(1763)の通信使の際の迎聘裁判であった平田所左衛門による「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」と迎聘使であった俵平磨による「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」の2点の史料を比較しつつ宝暦期の迎聘交渉の経緯を明らかにした。

これらのことから宝暦期の通信使の来聘交渉は聘使(参判使)である俵平磨と迎聘裁判である平田所左衛門によって行われたが、交渉の直接の担当者は迎聘裁判であり、これに対して迎聘使の役割は①通信使の渡海の時期の交渉、②派遣に先立って東萊府で行われる茶礼時期の交渉であった。宝暦期の通信使では前回の延享期と同様に、幕府の宗室(将軍一門)・執政(幕閣)への礼単の数が問題となり、もっぱら迎聘裁判により交渉が21回も繰り返された。これに対して迎聘使がこの問題にかかわるのは交渉の終盤になってからであった。

宝暦期の通信使の迎聘交渉で大きな問題となった宗室執政の問題の背景には、ひとつには宝暦・天明期の幕府の権力構造の変化があり、それは享保改革以来の法治支配の強化と官僚的な支配構造、すなわち六代将軍家宣・七代将軍家綱の側近政治から八代将軍吉宗の譜代門閥政治から十代将軍家治側近政治への過程、今ひとつには封建的主従制による官僚組織である幕藩制国家と中央集権的官僚制国家である朝鮮王朝との国家システムの違いからくる対立と考えられる。すなわち当時の幕政は、第八代将軍吉宗による門閥政治の影響はまだあるものの、老中松平右近将監と若年寄松平忠恒が力をもっていることが分かる。

しかし、幕府による贈り物の送り先数の度重なる変更の要求は、御三家を中心とした徳川家による一族支配から将軍とその側近による側近支配へという宝暦・天明期の幕政の権力構造の変化があらわれているが、中央集権的官僚制であった朝鮮はそれを理解できないものであった。

一方、宝暦期の通信使の迎聘交渉から見える対馬藩の態度は、もはや17世紀以来の朝鮮貿易の維持のための独自の立場ではなく、幕府からの拝借金から幕府への依存を強める姿勢が明らかとなってくる。すなわち対馬藩の立場は、対朝鮮貿易の衰退による貿易の危機を打開するために、朝鮮外交を持ち出して幕府に援助を求め、莫大な拝借金を得ていたのであり、そのため朝鮮に対して、幕府と距離を置いた独自の立場を示すことができず、幕府との関係自体が日朝貿易より通信使応接の目的になっていることが分かる。

第4章では、宝暦13年(1763)の通信使との比較のために、延享4年(1747)の通信使応接記録「信使迎裁判小野六郎右衛門朝鮮江被差渡彼地逗留中帰国迄之覚書」と

「迎聘使大浦兵左衛門朝鮮へ被差渡候覚書」から応接交渉を明らかにした。まず朝鮮側の交渉担当者上々官達は、先例を重視し、悪例を残したくないという基本姿勢をとり、対馬藩の裁判小野と迎聘使大浦は、先例に従うのは、文書や儀式のことで、執政の数は変化していると日本封建制と朝鮮の官僚制という政治構造の違いを理解させ、礼単の数に関する自分たちの要求を貫徹しようとしていることが分かる。また、第3章で検討した宝暦の通信使迎聘交渉の場合、迎聘裁判であった平田所左衛門と迎聘使であった俵平磨は、自対馬と連絡をとりながら最初は関わりがなく、決着の段階で協力していることに対して、延享通信使の迎聘交渉は、最初から裁判小田と迎聘使大浦が密接に連携して行っていることがわかり、このことは宝暦通信使においては通信使という外交システムが行き詰って限界を迎えていたというひとつの根拠といえよう。さらに朝鮮側は通信使の三官が最終的な決定権を持っていたのに対して、日本側は幕府の決定を絶対として対馬藩独自の判断というものがなくなっている。朝鮮後期、対朝貿易の衰退による深刻な財政難を経っていた対馬藩は、通信使応接を理由として宝暦4年(1754)に1万5千両、同5年(1755)には3万両、同8年(1758)には1万両の拝借金を得ていた。また、通信使接待のために交付した援助は宝暦13年(1763)に97万両であり、莫大な拝借金を幕府に要求することになる。幕府に依存せず、朝鮮貿易を中心とした独自の運営された藩財政は、対朝貿易の衰退によって幕府に依存することになり、通信使応接に対する意義も、拝借金のための形式的な形に変わっていることが分かる。

以上のごとく、宝暦通信使が派遣された18世紀の幕府を巡る周辺の様子は大きな転換期を迎えていたと言える。

すなわち宝暦期の通信使の迎聘交渉で宗室および執政の礼単の数が問題となった背景には、従来の研究において指摘された幕藩領主財政および朝鮮王府財政の窮乏や幕府の権威の低下といった原因以外にひとつには宝暦・天明期の幕府の権力構造の変化があり、それは享保改革以来の法治支配の強化と官僚的な支配構造、すなわち6代将軍家宣・7代将軍家綱の側近政治から8代将軍吉宗の譜代門閥政治から10代将軍家治側近政治への過程の短期的問題であるとともに、今ひとつには封建的主従制による官僚組織である幕藩制国家と中央集権的官僚制国家である朝鮮王朝との国家システムの違いからくる長期的問題があったといえるのではなかろうか。

一方、宝暦期の通信使の応接および迎聘交渉から見える対馬藩の幕府に対する態度からは、もはや17世紀以来の朝鮮貿易の維持のための独自の立場ではなく、宝暦期に入ってから幕府からの莫大な拝借金から幕府への依存を強める姿勢が明らかとなっており、幕府を絶対として対馬藩独自の判断というものがほとんど見られないのである。対馬藩にとっての日朝外交が藩貿易という間接的知行の安堵のための家役から拝借金という幕府からの直接的知行の安堵のための家役へと変質したといえるであろう。

このような幕藩制システムの変化の中で行われた宝暦13年(1763)朝鮮通信使派遣は様々なトラブルを起こし、文化10年(1811)には、江戸ではなく対馬での「易地聘

礼」という形で行われ、中断される。その原因として従来の研究史では当時の国際状況、財政難や両国の対抗意識が中断の理由として取り上げられてきたが、本研究で検討したように、幕藩制（封建的）官僚制と中央集権的官僚制という両国の政治システムの違いも大きな意味を持っていること考慮しなければならないであろう。

表 3-1 宝暦通信使の迎聘交渉

		迎聘裁判平田所左衛門	迎聘使俵平磨
宝暦 11 年 (1761)	11 月 22 日	信使裁判に任命される	
	12 月 12 日		迎聘使に任命される
宝暦 13 年 (1763)	2 月 3 日		口上を提出
	2 月 9 日	倭館到着	
	2 月 12 日	両訳と初対面	
	2 月 26 日		俵に書簡
	3 月 13 日		口上に付紙
	3 月 18 日	訓導李僉知と初対面①	
	4 月 24 日	上々官李同知と対面②、宗室の儀につき依頼	
	4 月 27 日	李同知と対面③	

5月 11 日		倭館到着
5月 16 日	李同知と対面④宗室執政問題	上々官李同知入館、接慰官、差備官の任命問題と茶礼の日程
5月 17 日		裁判平田に書付を渡す
5月 19 日		
5月 27 日	李同知と対面⑤、	
5月 29 日		
6月 3日	李同知と対面⑥、	
6月 8日		
6月 11 日	李同知と対面⑦、	両訳入館、館主へ期月延の儀,訓導李同知の急病退席の知らせ
6月 14 日	李同知と対面⑧、六宗家六執政の儀	
6月 15 日	李同知と対面⑨、執政より礼曹への書付の「姓名」「敬答」の語句について	
6月 17 日	李同知と対面⑩、三使衆来月中旬発都、八月末九月初旬には上船、	

6月23日	李同知と対面⑩、三使衆七月十五日発都、八月廿七日か九月四日に上船との連絡に対して、平田は敬答奉復の儀は三使と御国の控で確認できるので待つようにと返答	
6月26日	×	裁判平田より六宗家六執政の儀についての訓導李同知よりの依頼について報告がある
6月28日		差備官李同知が都船主のところに来て27日の接慰官下府と7月2日の茶礼の日程を伝える
7月1日		
7月2日		茶礼
7月3日	小田常四郎とともに李同知と対面⑫、老中の姓名を確認する約束の遅延の弁解と李同知が都に六宗室六執政の許可を求める返事の催促	裁判方江李同知罷出
7月8日		国許より朝鮮方祐筆佐治亀左衛門飛船にて到着
7月9日	李同知入館に付申達す⑬	李同知并別差朴判事入館、裁判方へ入来、都船主も同席
7月16日	李同知別差朴判事入館⑭	
7月22日	別差入館⑮	
7月27日	李同知より書付	
7月28日	李同知入館⑯	李同知が裁判・都船主と会見し信使の出発時期と六宗室六執政について議

	日		論
	8月11日	今日裁判封進宴 迎聘使より館守・裁判江書付	館守・裁判に六宗室六執政に関する指示を出す
	8月14日		11日の記事の続き
	8月18日	別差入館⑰	
	8月20日	別差入館、三使下府の報告⑱	別差が都船主と会談
	8月21日	上々官君声崔知事・聖任李同知・玄同知并別差朴判事入館致す⑲	上々官入館
	8月24日	上々官三人・別差入館⑳	上々官三人入館
	8月28日	李同知入館 21	
	9月3日		東萊釜山より之返翰
	9月4日	上々官より小田常四郎を以申聞	
	9月11日	上々官中、入館	上々官君声崔知事・仲拳玄同知・上判事■通崔僉正罷出
	9月13日		三使上船
	9月15日	崔知事・李同知・訓導入館	
	9月	上々官入館	

	17 日		
	9月 23 日	崔知事・玄同知とともに乗船	
出典)「信使迎裁判平田所左衛門朝鮮江被差渡帰国迄之覚書」「迎聘使俵平磨朝鮮江被差渡候覚書」			

表4-1 延享通信使の迎聘交渉

	修聘使 古川主 典	迎聘裁判小野六郎右衛門	迎聘使大浦兵左衛門
2月 16 日	倭館到 着		
6月 16 日	倭館出 発		
9月 2日		府内出帆	
9月 11 日		倭館到着	
9月 13 日		訓導入館	
9月 28 日		両訳入館	
9月 29 日			倭館到着
9月			訓導別差より着船祝辞

晦日			
10 月 7 日		両訳東萊より罷下り候付御用之儀可申渡 候間致対面候	都船主 7 日 9 日両訳并下り 合之判事江致対面
10 月 8 日			
10 月 9 日		小野六郎右衛門方へ両訳参申談候	
10 月 12 日			上々官仲挙玄僉知方より三 使衆性名并当官之書付
10 月 13 日		訓導入館六郎右衛門申談候①	
10 月 18 日			訓導一人■通詞阿比留俊三 郎江口金七相附罷出候①
10 月 21 日			訓導都船主江罷出②
10 月 24 日			今日茶礼相整候次第
11 月 19 日		両訳并上々官入館六郎右衛門申談趣	今夜ニ入上々官仲挙玄僉知 儀都船主方迄罷出
11 月			訓導都船主江罷出③

21 日			
11 月 22 日		両訳并上々官入館 鷹十居ずつは了解するも執政員数を啓聞することは拒否	
11 月 26 日			差備官兩人ニ訓導別差同道ニて先ヅ都船主方迄罷出候
12 月 1 日			封進宴相整候次第
12 月 2 日		仮訓導別并玄僉知第子宜玄令正致入館別幅之諱書	
12 月 8 日		参判使差備官仮訓別入館 執政御員数先規ニ違候訳ニ而未極候得ハ	仮訓別都船主方へ罷出
12 月 11 日		新訓別通詞阿比留俊三郎江口金七同道ニ而罷出 執政方御員数之儀	両訳致入館都船主方江罷出
12 月 13 日		両訳六郎右衛門方江罷出	両訳都船主方江罷出
12 月 17 日		上々官子淳朴僉知李凜玄僉知大年■僉知并上判大卿李判事訓別致入館 先規之通り執政方御四人之外不相濟段	上々官三人并両訳致入館、裁判方ニて御用向申談夫より夜ニ入都船主方迄罷出候
正月 29 日		朴僉知罷出 御宗室御執事六員	
12 月		上々官朴僉知洪僉知并押物判事若声崔判事六郎右衛門方江罷出候松浦賛治同前ニ	裁判都船主罷出

19日		致対面	
12月23日		今日朴僉知代官方用事ニ付入館 御宗室御執政之儀ハ四員三員	
12月24日		今日朴僉知玄僉知洪僉知若声崔判事同道ニ而六郎右衛門方江罷出候付都船主同前ニ致対面	
12月26日		今日朴僉知玄僉知并上判事李判事押物判事崔判事両訳致入館六郎右衛門方迄罷出	上々官三人上判事忒人別差致入館
12月28日		今日上々官中入館六郎右衛門方江罷出都船主同前ニ致対面、五宗室五執政九執事之儀	昨日上々官三人裁判方江罷出
12月29日		朴僉知玄僉知洪僉知并上判事李判事黄判事致入館	
正月3日			上々官共裁判方江罷出講定書付相渡候
2月9日		今日兵左衛門より御便被成	倭館出発
2月15日		三使衆船、此方之船々今朝出帆有之	
出典)「修聘使古川主典朝鮮江被差渡候覚書」「信使迎裁判小野六郎右衛門朝鮮江被差渡彼地逗留中帰国迄之覚書」「迎聘使大浦兵左衛門朝鮮へ被差渡候覚書」(宗家文庫所蔵)			

表 4-2 宗室執政一覧

--

	御三家・御三卿	老中（執政）	若年寄
天和二年 (1682)	徳川右近衛権中将綱誠	大久保加賀守忠朝(延宝5～元禄11)	稲葉石見守正休(天和2～貞享元)
	徳川権中納言光貞	阿部美作守正武(延宝9～宝永元)	秋元撰津守喬朝(天和2～元禄6)
	徳川参議光圀	戸田越前守忠昌(天和元～元禄7)	
		土屋相模守政直(貞享4～享保3)	
正徳元年 (1711)	徳川権中納言吉通	土屋相模守政直(貞享4～享保3)	永井伊賀守直敬(宝永元～正徳元)
	徳川権中納言吉宗→徳川左京太夫宗直	秋元但馬守喬朝(元禄10～享保3)	久世隠岐守重之(宝永2～正徳3)
	徳川権中納言継條	井上大和守正峯(宝永2～享保7)	大久保長門守教寛(宝永3～享保8)
		阿部飛騨守正喬(宝永8～享保2)	鳥居伊賀守忠救(正徳元～同6)
享保三年 (1718)	徳川権中納言継友	土屋相模守政直(貞享4～享保3)	大久保山城守常春(正徳3～享保13)
	徳川権中納言宗直	秋元但馬守喬朝(元禄10～享保3)	石川近江守総茂(享保2～同10)
	徳川権中納言継條→近衛権少将宗堯	井上大和守正峯(宝永2～享保7)	
		戸田能登守忠真(正徳4～享保14)	
		水野和泉守忠元(享保2～同15)	
延享四年 (1747)	徳川権中納言宗勝	酒井雅楽頭忠恭(延享元～寛延2)	水野老岐守忠定(享保20～延享5)
	徳川権大納言宗直	西尾隠岐守忠直(延享2～寛延10)	本多伊予守忠統(享保10～寛延3)
	徳川参議宗翰	堀田相模守正亮(延享2～宝暦11)	板倉伊代守勝清(享保20～宝暦10)
	徳川参議宗武	松平右近将監武元(延享3～安永8)	戸田右近将監氏房(延享元～宝暦8)

	徳川参議宗尹	本多紀伊守正珍(延享3～宝暦8)	堀田出羽守正陳(延享2～寛延4) (大御所附)
		秋元但馬守凉朝(延享4～宝暦14)	加納遠江守久通(延享2～寛延元) (大御所附)
			三浦志摩守義次(延享2～寛延2) (大御所附)
			秋元摂津守凉朝(延享4～)
宝暦十三年(1763)	徳川権中納言宗睦	松平右近将監武元(延享3～安永8)	松平宮内少輔忠恒(寛延元～明和5)
	徳川権中納言宗将	秋元但馬守凉朝(延享4～宝暦14)	水野老岐守忠見(宝暦8～安永4)
	徳川参議宗翰	酒井左衛門尉忠寄(寛延2～宝暦14)	酒井石見守忠休(宝暦11～天明7)
	徳川参議宗武	松平右京太夫輝高(宝暦8～天明元)	鳥居伊賀守忠孝(宝暦12～安永8)
	徳川参議宗尹	井上河内守利容(宝暦10～同13)	
	徳川左近衛権中将	松平周防守康福(宝暦12～天明8)	
出典)『大日本近世史料 柳営補任』 『国史大辞典』			

